参考資料

構成団体・区市町村・居住支援団体などにおける居住支援や生活支援の取組

平成 28 年 6 月

東京都居住支援協議会

目　次

1　都民の居住の安定に関する現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

2　27年度の取組について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

（1）区市町村による取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
○　区市町村における取組一覧（資料1）・・・・・・・・・・・・・・・・・11
○　区市町村における高齢者見守り施策一覧表（参考資料）・・・・・・・12
○　区市町村民間賃貸住宅家賃助成制度一覧表　（資料2）・・・・・・・・13
○　区市町村における主な民間賃貸住宅への入居支援施策概要（資料3）・17
○「杉並区高齢者等アパートあっせん事業」「杉並区高齢者等入居支援事業」
・・・・・・・・・・・・・・・・・19
○　文京すまいるプロジェクト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
○　地域包括ケアシステムの構築に向けた取組（世田谷区）・・・・・・21

（2）居住支援関連補助制度
○　居住支援関連補助制度一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
○　重層的住宅セーフティネット構築支援事業・・・・・・・・・・・・・24
○　住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業・・・・・・・・・・・・・・24
○　区市町村居住支援協議会活動支援補助金・・・・・・・・・・・・・・25
○　空き家利活用等区市町村支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・25
○　東京都生活支援付すまい確保事業・・・・・・・・・・・・・・・・・26

（3）居住支援団体等による取組み
○　社会的不動産・大家によるインナーシティ再成の可能性・・・・・・27
〈大阪市立大学　水内俊雄教授〉
○　寄りそい地域事業〈ＮＰＯ法人自立支援センターふるさとの会〉・・・28
○　空き家・空き室を使ったひとり親家庭向け住宅支援・・・・・・・・29
〈ＮＰＯ法人リトルワンズ〉

（4）全国の居住支援協議会の取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
○　全国の居住支援協議会の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
○　居住支援協議会を中心に入居支援や生活支援を連携して実施する取組
・　埼玉県居住支援協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
・　京都市居住支援協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
・　神戸市居住支援協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
・　鳥取県居住支援協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
・　大牟田市居住支援協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
・　居住支援協議会を中心に入居支援や生活支援を連携して実施する取組
一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45

（5）住まいに関する区市町村アンケート・・・・・・・・・・・・・・・・・46

（6）不動産関係団体に対する調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63

（7）構成員による取組
○　家賃債務保証制度〈(一財）高齢者住宅財団〉・・・・・・・・・・・・74
○　あんしん居住制度〈(公財）東京都防災・建築まちづくりセンター〉・74
○　生活福祉資金の貸付〈(社福）東京都社会福祉協議会〉・・・・・・・75
○　東京シニア円滑入居賃貸住宅情報登録・閲覧制度〈都（都市整備局)〉75
○　住宅用賃貸総合補償保険（ハトマーク補償＋１）
〈(公社）東京都宅地建物取引業協会〉・・・・・・・・・・・・・・・ 77
○　賃貸住宅入居者総合保険（全日ラビーの住まいの保険）
〈(公社）全日本不動産協会東京都本部〉・・・・・・・・・・・・・・ 77
○　障害者グループホーム普及に向けてのガイドブック
〈(公社）東京共同住宅協会〉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
○　行政受託事業等〈特定非営利活動法人日本地主家主協会〉・・・・・・78
○　超高齢社会に対応した住まい・コミュニティの形成
〈独立行政法人都市再生機構〉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・79
○　公社住宅における入居優遇制度〈東京都住宅供給公社〉・・・・・・・79
3　今後の取組の方向性について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80

1　都民の居住の安定に関する現状と課題

（1）人口・世帯数の動向

○　高齢化が一層進行し、高齢化率は 2010（平成 22）年の 20%から 2025 年には 25%、2060 年には 39%に上昇する。

○ 2020（平成 32）年には後期高齢者の数が前期高齢者の数を上回ると見込まれる。

年齢階級別人口の推移

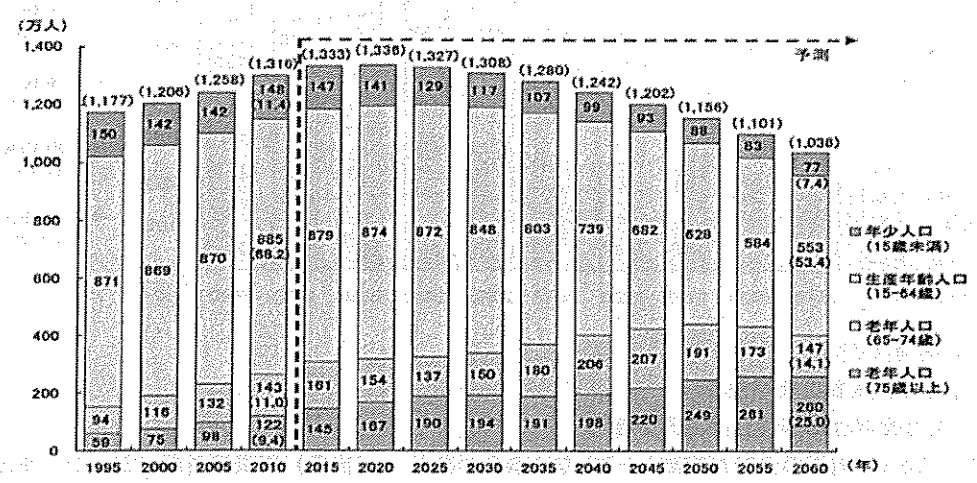

（資料）「東京都男女年齢（５歳階級）別人口の予測」（平成 25 年３月）（総務局）、「国勢調査」（総務省）等より作成

（備考）　１．2015 年以降は政策企画局による推計
　　２．内訳の（　）内の数字は人口に占める割合（2010 年の割合は、年齢不詳を除いて算出）
　　３．四捨五入や、実績値には年齢不詳を含むことにより、内訳の合計が総数と一致しない場合がある

（出典）東京都長期ビジョン　平成 26 年 12 月

○　世帯数は 2010（平成 22）年の 638 万世帯から 2030 年には 686 万世帯まで増加するが、その後減少する。

○　2060 年には単独世帯が 47.7%、夫婦のみ世帯が 19.0%となり、2010 年に比べ割合が上昇するが、夫婦と子供から成る世帯の割合は 19.2%に低下する。

家族類型別世帯数の推移

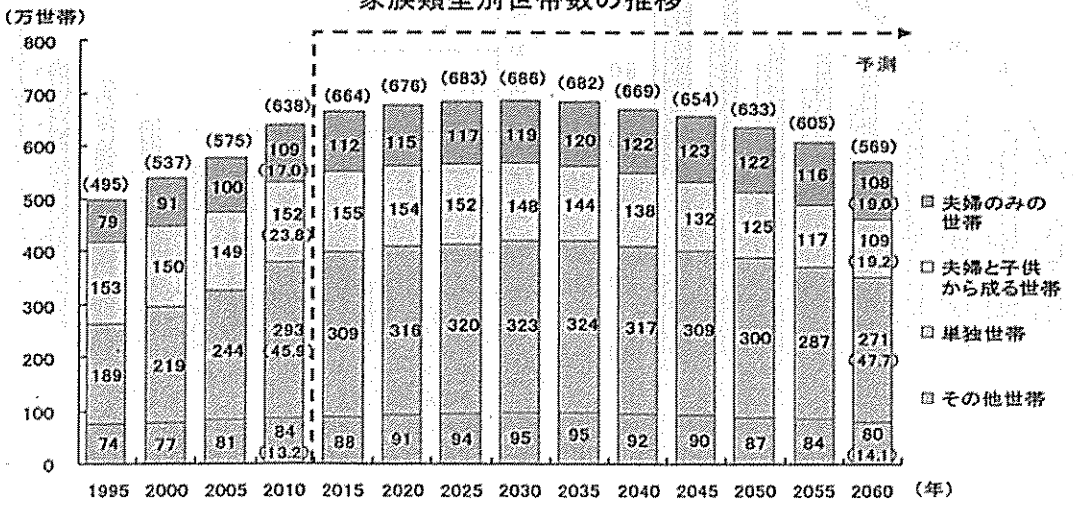

（資料）「国勢調査」（総務省）等より作成

（備考）１．2015 年以降は政策企画局による推計
　　２．内訳の（　）内の数字は世帯数に占める割合
　　３．四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある

（出典）東京都長期ビジョン　平成 26 年 12 月

○　単独世帯に占める高齢単独世帯の割合は、今後とも増加していく。とりわけ、後期高齢者の割合が増加する。

世帯主の年齢階級別単独世帯の推移

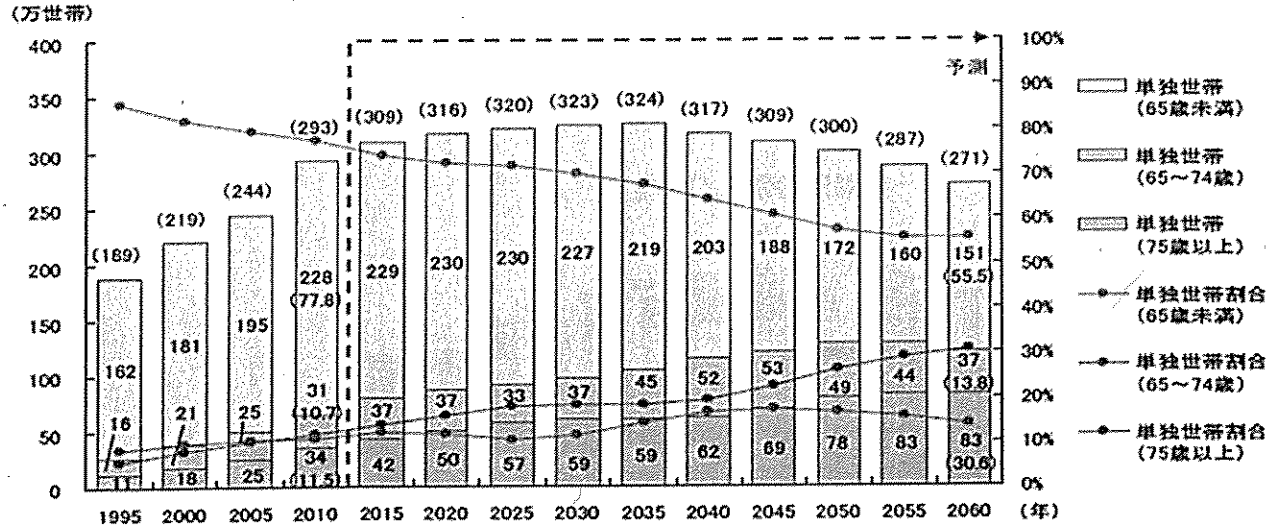

（資料）国勢調査/総務省等より作成

（備考）2015 年以降は政策企画局による推計

内訳の（　）内の数字は世帯数に占める割合

四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある　　（出典）東京都長期ビジョン　平成 26 年 12 月

（2）住宅ストック・空き家の状況

○　平成２５年において住宅ストック数は約 736 万戸、総世帯数は約 651 万世帯となっており、空き家率は 11.1%となっている。

○　空き家数は約 81.7 万戸と増加しており、このうち、賃貸用の空き家は約 60 万戸となっている。

住宅ストック数と世帯数の推移（東京都）

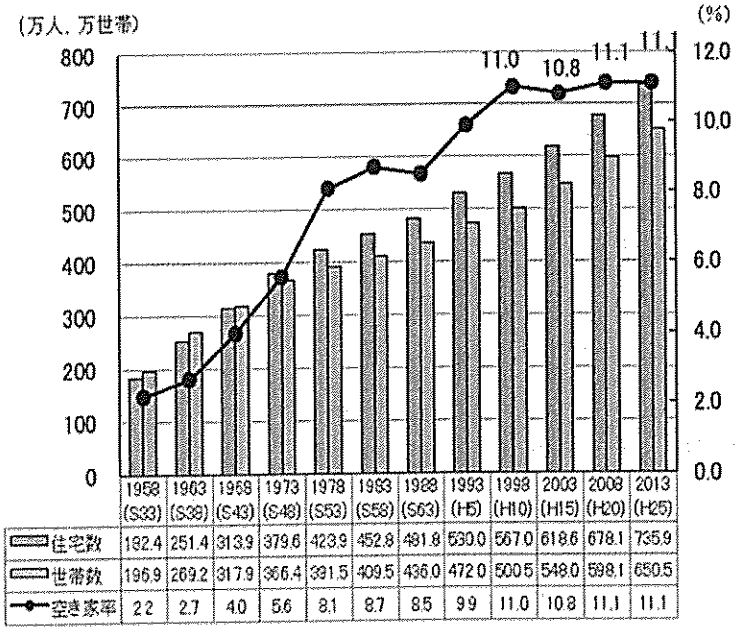

空き家数及び空き家率の推移（東京都）

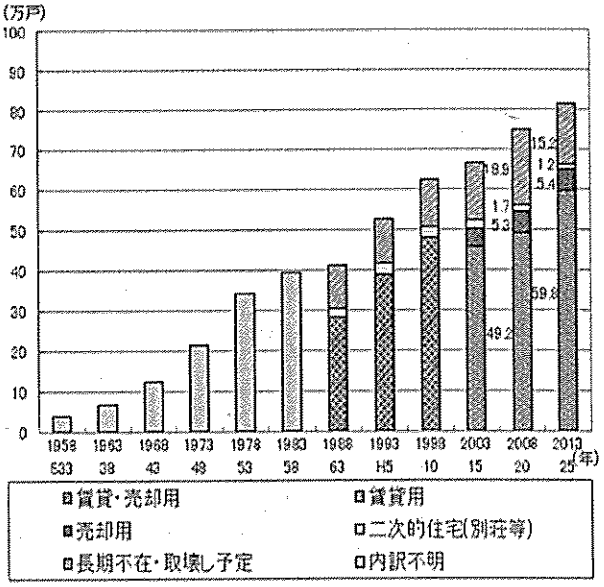

（資料）平成25年住宅・土地統計調査／総務省

（３）民間賃貸住宅の状況

○　東京の借家は全国と比べて、面積は狭く、家賃は高い状況となっている。

○　家賃７万円未満の民営借家が 95 万戸と、比較的低廉な家賃の借家も一定数存在している。

民営借家の面積別戸数割合（東京都・全国）

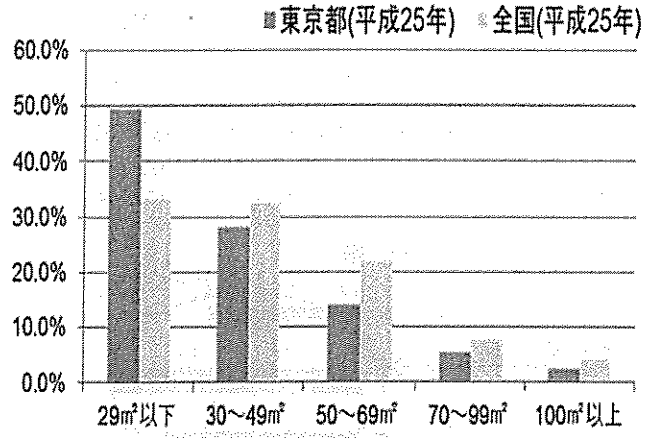

（資料）平成25年住宅・土地統計調査／総務省

借家形態別家賃（東京都・全国）

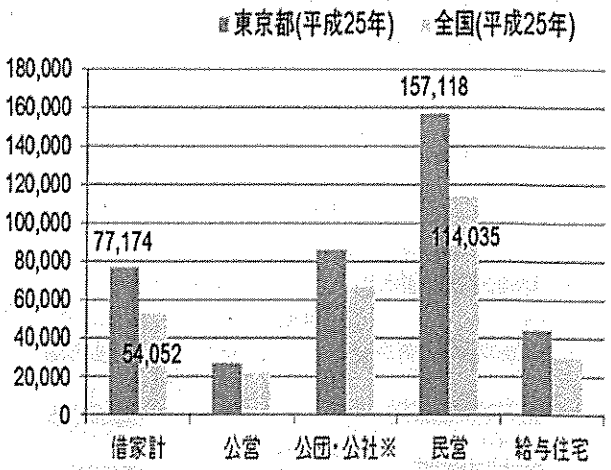

（資料）平成25年住宅・土地統計調査／総務省

（備考）借家は民間専用借家 公団には都市再生機構を含む

家賃別民営借家数（東京都）

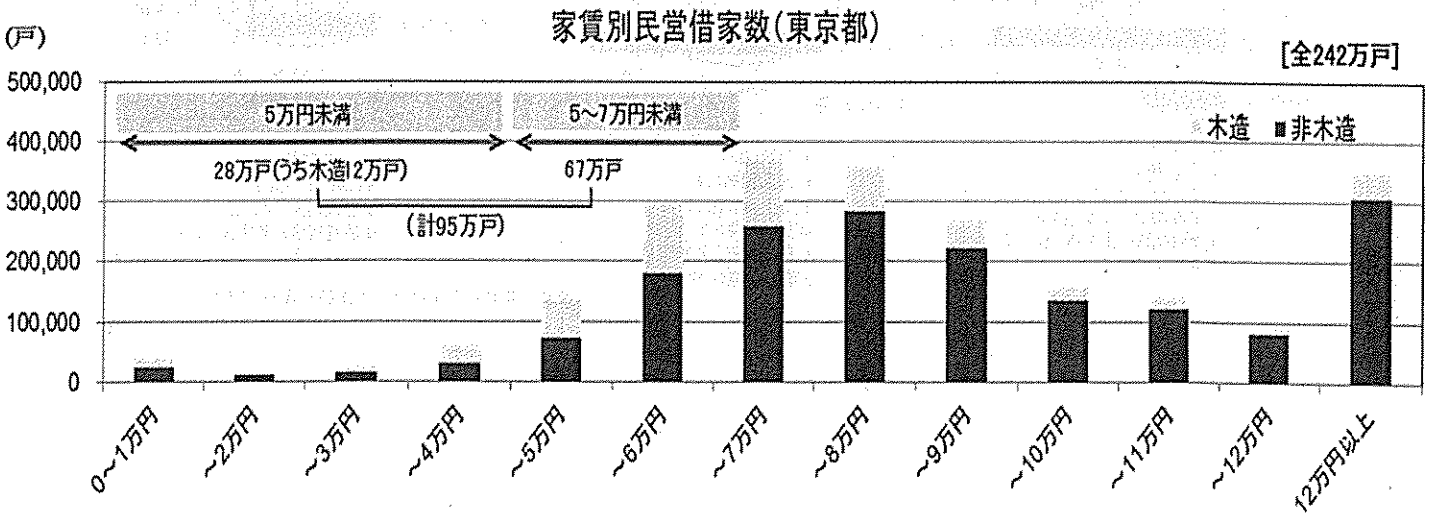

（備考）上記は、民間専用借家の家賃別戸数　　（資料）平成25年住宅・土地統計調査（総務省）に基づく推計／都市整備局

（４）家族類型別の住まい等の状況

○ 単独世帯は、70 代以上が約 60 万世帯と最も多く、その６割弱（約 32 万世帯）が持家に居住している。

○ 単独世帯では、20 代の約９割、30 代の８割強が民営借家に居住している。

○ 夫婦のみ世帯は、年齢が上がるにつれ、持家が増加し、60 代以上では７割を超えている。

○ 夫婦・男親・女親と子供からなる世帯は、年齢が上がるにつれ、世帯数は減少し、60 代と 70 代以上で　約 55 万世帯となっている。

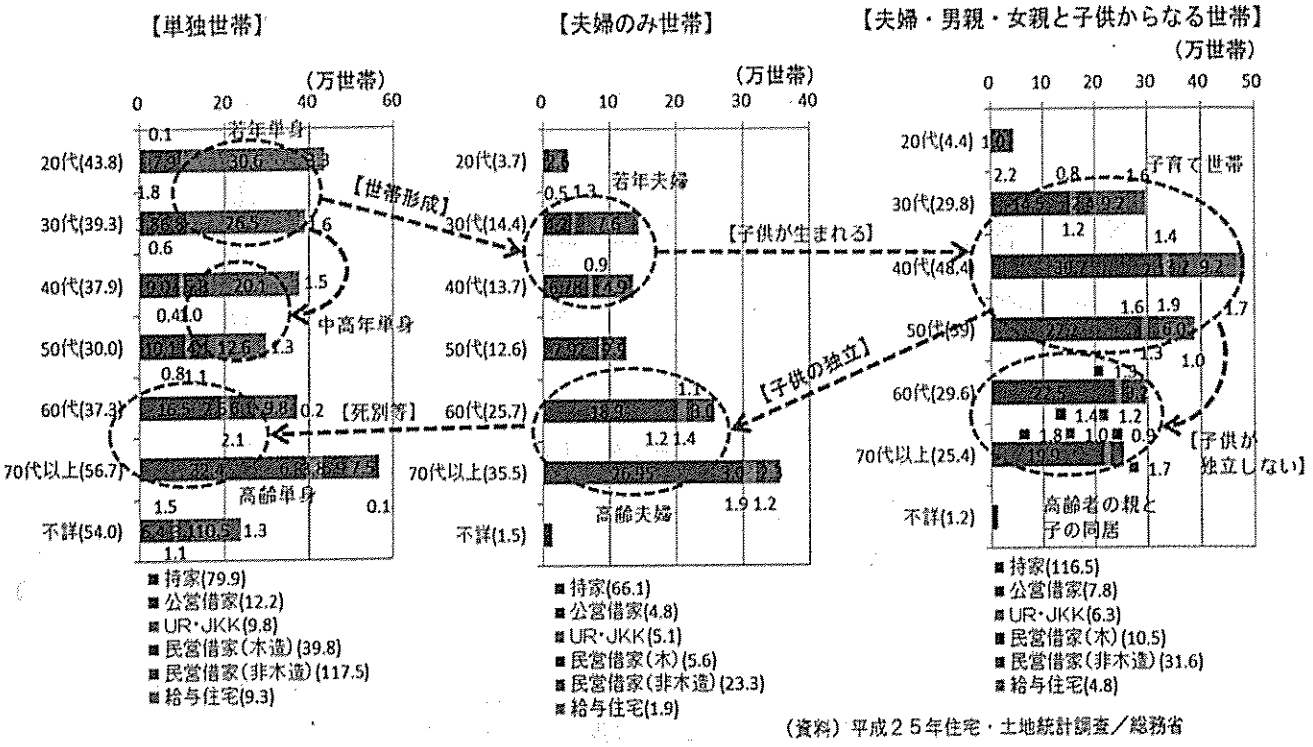

（資料）平成２５年住宅・土地統計調査／総務省

（5）低所得者の住まい等の状況

○　全世帯のうち、年収 300 万円未満の世帯が 29.5%となっている。
○　主に家計を支える者の年齢が 25 歳未満の世帯は、年収 300 万円未満が 89.6%となっている。
○　主に家計を支える者の年齢が 25 歳以上 45 歳未満の世帯は、年収 300 万円未満が 19.0%となっている。
○　主に家計を支える者の年齢が 45 歳未満で、年収 300 万円未満では、民営借家が 86%となっている。

主に家計を支える者の年齢別・年間収入別世帯数

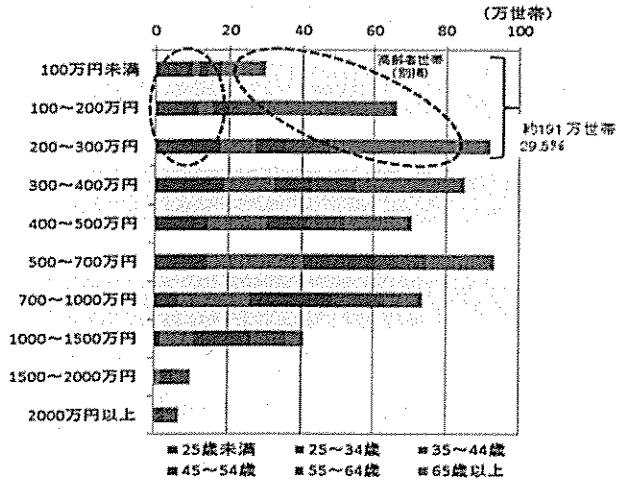

主に家計を支える者（45歳未満）の年間収入別世帯割合

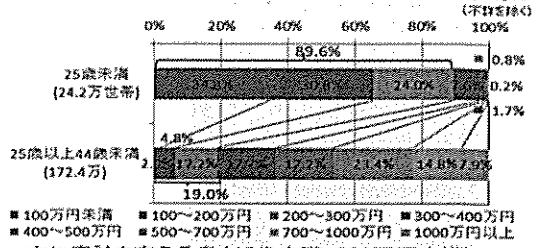

主に家計を支える者（45歳未満・300万円未満）の住宅の所有関係

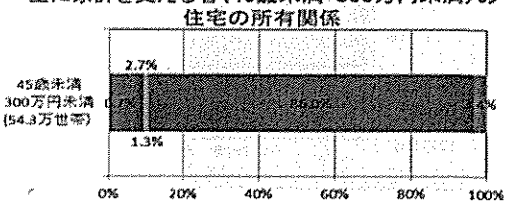

（資料）平成25年住宅・土地統計調査／総務省

（6）生活保護（住宅扶助）被保護世帯数と住まいの状況

○　住宅扶助を受けている世帯は年々増加し、平成 25 年は約 20 万世帯となっている。
○　被保護世帯の住まいは、民営借家が 66.3%で最も高く、公営住宅が 17.4%と続いている。

被保護世帯の推移（住宅扶助世帯）

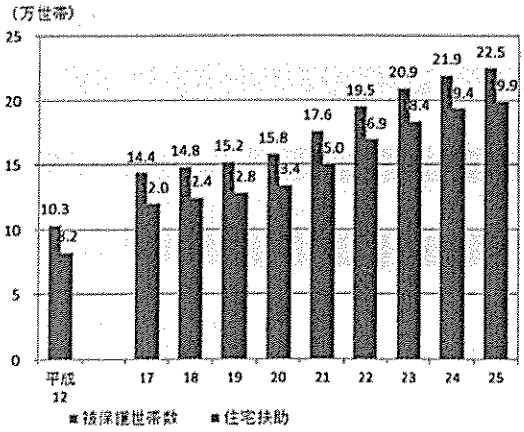

（資料）福祉・衛生統計年報／東京都福祉保健局

被保護世帯の住まいの状況（平成26年）
【持家を除く】

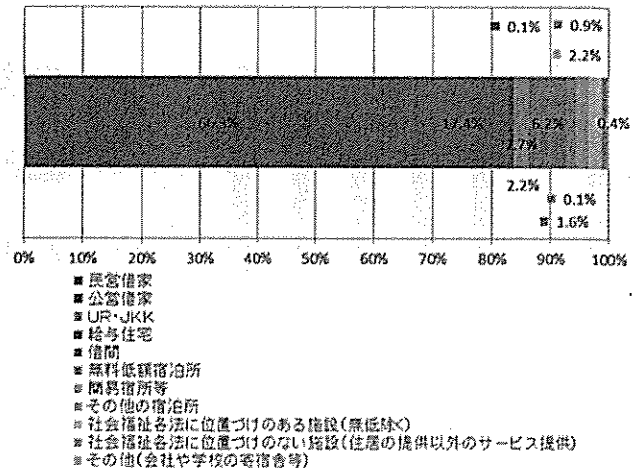

（資料）生活保護受給世帯の居住実態に関する調査の集計結果／厚生労働省

（7）高齢者の住まいの状況

○　65 歳以上の世帯員のいる世帯（約 205 万世帯（31.6%））についてみると、持ち家は約 7 割、借家は約 3 割となっている。

○　65 歳以上の夫婦世帯は、75.2%が持家であるのに対し、65 歳以上の単身世帯は 54.4%が持家であり、単身世帯は、夫婦世帯よりも持家の比率が低く、借家の比率が高い。

高齢者の住まいの現状（東京都）

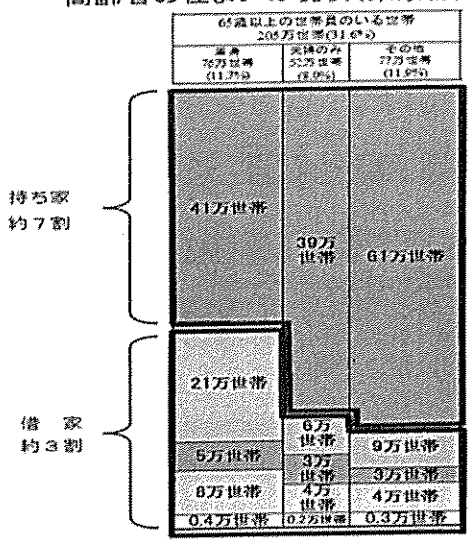

高齢者世帯の住宅の所有関係

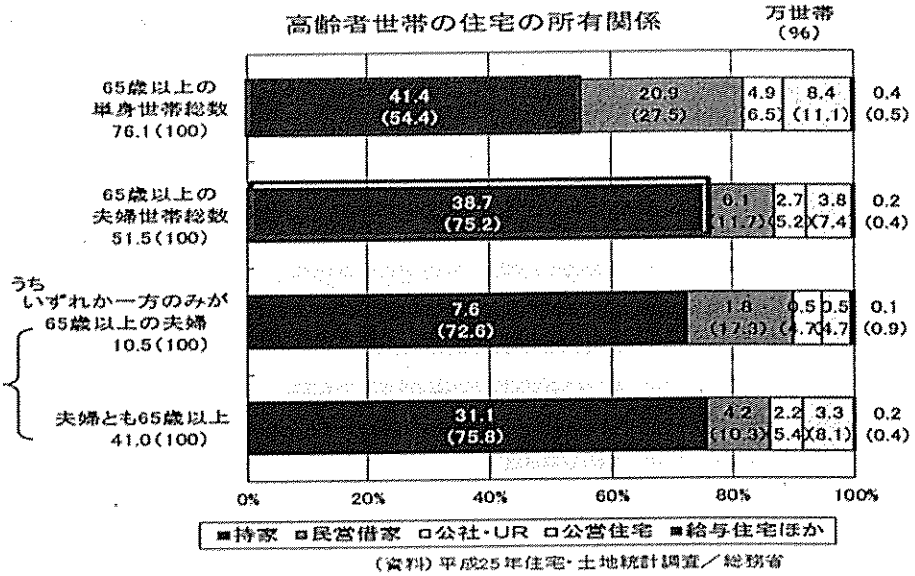

（資料）平成25年住宅・土地統計調査／総務省

（8）障害者の住まいの状況

○　身体障害者・知的障害者・精神障害者の手帳の交付は増加傾向となっている。

○　住まいの状況は、身体障害者・知的障害者では持家（一戸建て）の割合が高くなっている。

○　精神障害者は民間賃貸住宅（共同住宅）が 36.0%と高くなっている。

身体障害者・知的障害者・精神障害者手帳交付状況等

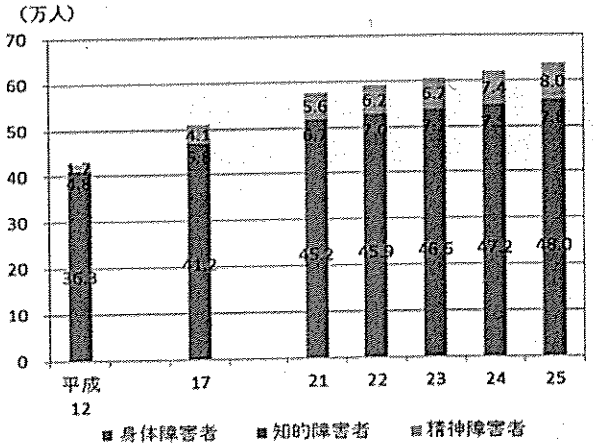

住居の種類（割合）

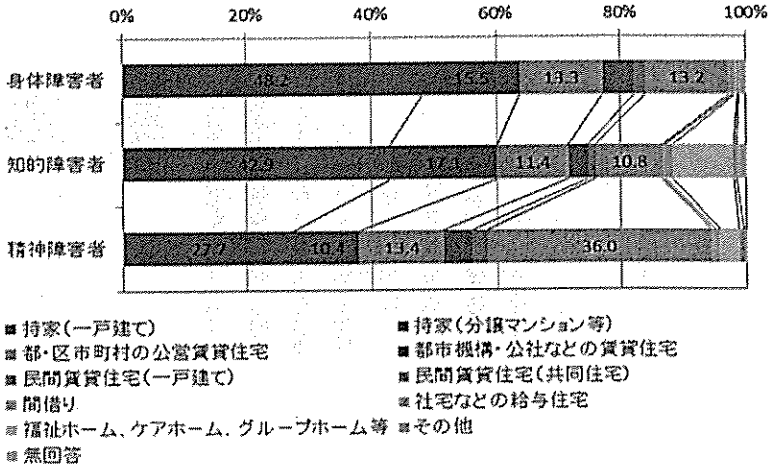

資料：平成25年度福祉統計年報（東京都福祉保健局）

資料：平成25年度東京都福祉保健基礎調査（東京都福祉保健局）

（９）子育て世帯の住まいの状況

○　夫婦と 18 歳未満の者からなる世帯（約 70 万世帯）のうち、３人世帯（子１人）４人世帯（子２人）で全体の約９割を占めている。

○　夫婦と 18 歳未満の者からなる世帯の約６割（41.2 万世帯）は持ち家となっている。

○　借家世帯（約 30 万世帯）のうち、「家賃 0～5 万円」「家賃 12～15 万円」の割合が多くなっている。

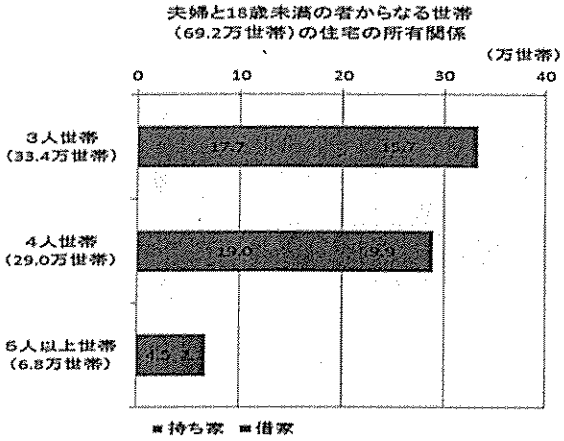

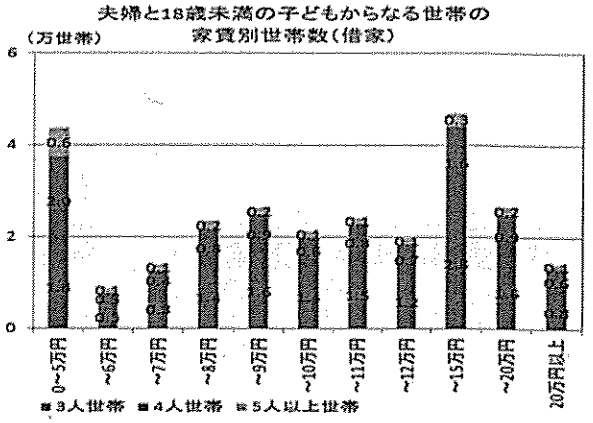

（資料）平成25年住宅・土地統計調査／総務省

○　東京のひとり親家庭は、母子世帯５８，７０６世帯、父子世帯７，１０８世帯となっている。

○　母子世帯は民営借家が 42.2%、父子世帯は持ち家が 50.3%と最も高くなっている。

母子世帯・父子世帯の推移

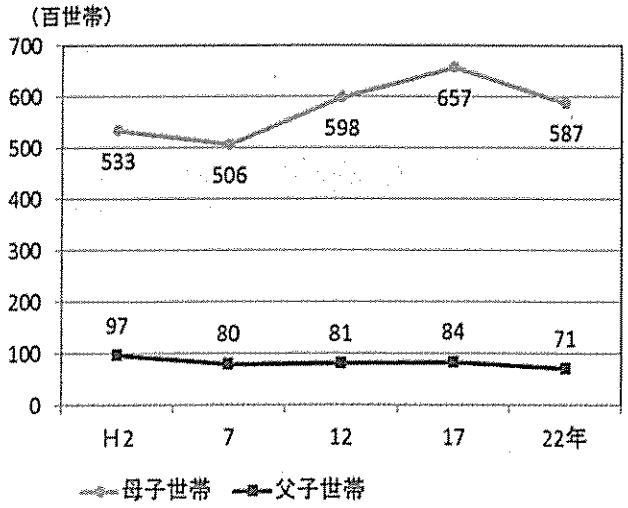

母子世帯・父子世帯の住宅の所有関係

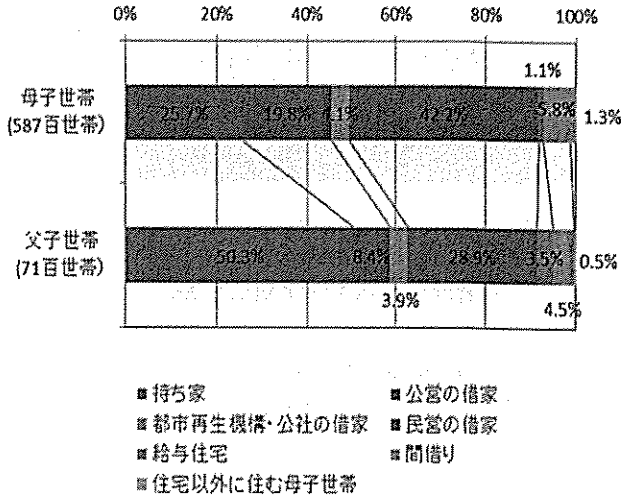

（資料）総務省「国勢調査」（2010（平成 22 年））

(10) 民間賃貸住宅における家主の意向

○ 高齢者、子育て世帯、障害者等の住宅確保要配慮者に対する入居選別は、平成 22 年と比較すると、改善傾向にあるものの、依然として存在する。

民間賃貸住宅における入居選別の状況（全国）

平成22年11月調査

<入居者を拒否している賃貸人の割合>

	オーナーに占める割合
単身の高齢者	8．0%
高齢者のみの世帯	6．8%
障害者のいる世帯	4．0%
小さい子供のいる世帯	1．3%
母子（父子）世帯	1．3%

<入居に拒否感がある賃貸人の割合>

	オーナーに占める割合
高齢者世帯	59．2%
障害者のいる世帯	52．9%
小さい子供のいる世帯	19．8%

※管理会社158社から回答
（賃貸人:11万人・総管理戸数:約96万戸）

平成27年３月調査

<入居者を拒否している賃貸人の割合>

	オーナーに占める割合
単身の高齢者	5．7%
高齢者のみの世帯	5．1%
障害者のいる世帯	3．2%
小さい子供のいる世帯	0．1%
母子（父子）世帯	0．4%

<入居に拒否感がある賃貸人の割合>

	オーナーに占める割合
高齢者世帯	60．2%
障害者のいる世帯	67．3%
小さい子供のいる世帯	7．7%

※管理会社137社から回答
（賃貸人:14万人・総管理戸数:約77万戸）

<入居者を拒否している理由>

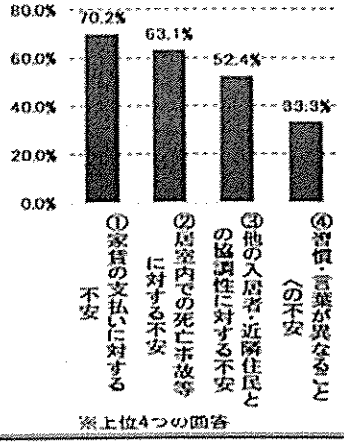

※上位4つの回答

（資料）安心居住政策研究会（平成27年10月14日）

○ ＮＰＯ地主家主協会がセミナーで実施したアンケートによると、少子高齢化社会では高齢者に部屋を貸すことは避けて通れないということについて「そう思う」が 81.2%となっている。

○「高齢者に部屋を貸す際の心配ごとに対し、保険料等一定の負担はやむを得ないと考えるか」、ということについて「金額の大小による」を含めて、８割超の家主が一定の負担は避けられないと考えている。

高齢者に部屋を貸しているか

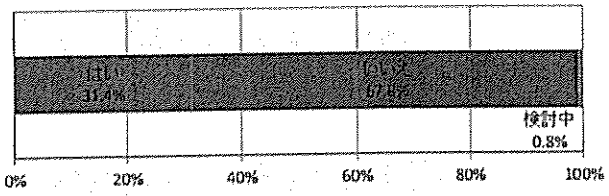

少子高齢化社会では高齢者に部屋を貸すことは避けて通れない

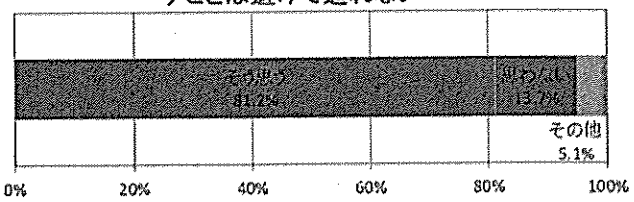

高齢者に部屋を貸す際の心配ごと【複数回答】

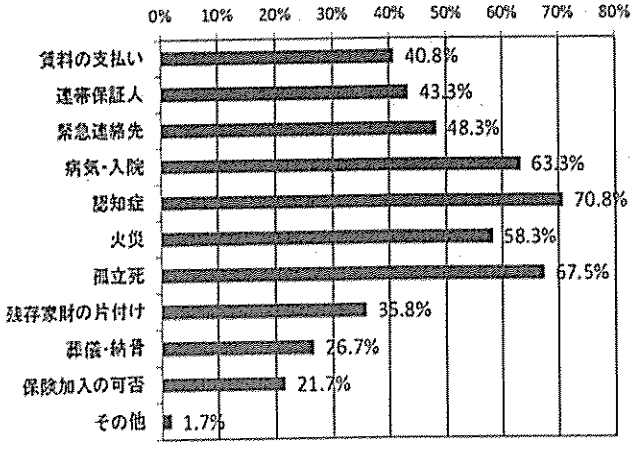

高齢者に部屋を貸す際の心配を軽減または心配事に対応するため、24時間見守りサービス・保険料等一定の負担は家主としてやむを得ないと考えるか。

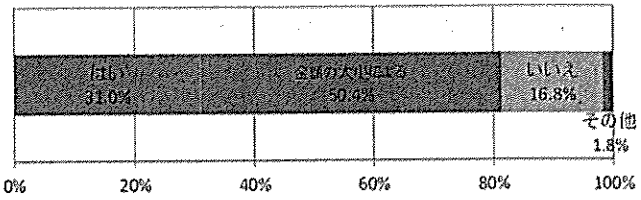

（資料）ＮＰＯ法人地主家主協会　都庁セミナーでのアンケート調査
対象:大家 105 名、非大家 15 名（平成 27 年 1 月 18 日実施）

2　27年度の取組について

○　単身高齢者、障害者、子育て世帯などは、入居中の事故や、家賃支払いへの不安などから大家さん等が民間賃貸住宅への入居制限を行うケースが依然として存在する。少子高齢社会の急速な進展により、高齢単身世帯の増加が見込まれる中で、こうした住宅の確保に配慮を要する方々の民間賃貸住宅への円滑に入居を図る取組が求められている。

○　一方、住宅ストックが世帯数を上回り、賃貸用の空き家・空き室の利活用が課題になっている。少子高齢化が急速に進む中で、高齢者に部屋を貸すことは避けて通れないと考える家主も多くなっている。大家さんの不安を取り除くとともに、住宅の確保に配慮を要する方々に対して、民間賃貸住宅への入居から入居後の生活までをトータルにサポートする、見守りや家賃債務保証・保険、残存家財の処分、葬儀の実施などの支援制度やサービスの普及啓発とともに、行政、不動産関係団体、ＮＰＯなど居住支援団体との連携による居住支援の取組が重要である。

○　こうした中で、高齢者、障害者、子育て世帯、低所得者など、住宅の確保に配慮が必要な方々に対して、それぞれの地域の実情に応じたきめ細かな支援を行うためには、区市町村が居住支援協議会を設立し、主体的に取組むことが重要である。

○　都は、平成26年度、不動産関係団体、居住支援団体、賃貸住宅事業者とともに東京都居住支援協議会を設立し、区市町村による居住支援協議会の設立促進・活動支援や、広く都民への啓発活動などを行ってきた。

○　東京都居住支援協議会では、27年度の取組として、①区市町村向け、②家主、不動産関係団体・居住支援団体向けセミナーの実施、パンフレットの改定とともに、区市町村による居住支援協議会の設立促進及び活動支援に資するよう、(1) 区市町村居住支援関連補助制度等の調査、(2) 区市町村、居住支援団体による入居支援や生活支援の取組みの調査、(3) 全国の居住支援協議会による取組みの調査、(4) 区市町村及び不動産関係団体の取組みについてアンケート調査を行った。

○　本冊子は、平成27年度に実施した上記の取組について、取りまとめを行ったものである。

（１）区市町村による取組

○　各区市町村に対し、「住宅確保要配慮者の住まいに関するアンケート」を実施した。（平成 27 年 10 月実施）（Ｐ46 参照）そのアンケート調査を基に、住宅確保要配慮者の民間住宅への入居支援に関する施策、民間の事業者やＮＰＯ団体等との連携、住まいの相談・問い合わせ状況、見守りサービスなどの実施状況について、各区の取組の一覧表を作成した。（資料１）
※高齢者の見守り施策については、全ての区市町村にて実施されているため、高齢者だけを対象とした見守り施策は除いている。（参考資料）

○　住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居支援に関する施策については、相談窓口を設置しているのは２１区市、家賃債務保証制度への支援は３０区市が実施している。

○　安否確認などの見守りサービスについて、高齢者のみを対象とした施策については、全区市町村が実施しているため、障害者世帯などその他の住宅確保要配慮者を含めた見守り施策の実施状況について調査を行った結果、７区市が実施している。

○　家賃補助制度、家賃債務保証への支援・保証人の代行やあんしん居住制度への助成については、詳細を把握するため、別途調査を実施し、取りまとめた。（資料２、資料３）

○　家賃債務保証への支援については、（財）高齢者住宅財団の家賃債務保証制度への助成を４区が実施しており、民間保証会社の家賃債務保証制度への助成については、26 区市が実施している。保証人の代行については、２市が実施している。（公財）東京都防災・建築まちづくりセンターのあんしん居住制度への助成については、５区が実施している。

○　また、区部においては、入居支援や生活支援の一体的な提供を行っている杉並区の高齢者等アパートあっせん事業、高齢者等入居支援事業、文京区のすまいるプロジェクトや各機関と連携し、身近な福祉相談の充実と地区の人材や社会資源の開発・協働を図っている世田谷区の地域包括ケアの地区展開など先鋭的な取組を実施している。

◆　居住支援協議会においては、各区市町村が行っている行政と関係団体が連携し、民間賃貸住宅への入居支援や生活支援を一体的に行う取組みを関係者に情報提供し、住宅確保要配慮者のニーズに応じた居住安定確保策を引き続き検討していく必要がある。

区市町村における取組一覧（住宅確保要配慮者の住まいに関するアンケート（平成27年10月実施））

資料1

		【住まいの情報提供・相談】	【民間住宅等への斡旋・紹介】	【家賃補助】	【家賃債務保証の助成・保証人の代行等】	【安否確認などの見守りサービス】※◎は高齢者以外の見守りも実施しているもの	【あんしん居住制度】への助成			【住まいの情報提供・相談】	【民間住宅等への斡旋・紹介】	【家賃補助】	【家賃債務保証の助成・保証人の代行等】	【安否確認などの見守りサービス】※◎は高齢者以外の見守りも実施しているもの	【あんしん居住制度】への助成
		相談窓口の設置	住宅の斡旋・紹介（不動産事業者を紹介）							相談窓口の設置	住宅の斡旋・紹介（不動産事業者を紹介）				
01	千代田区	○	○	○	○	◎	○	32	町田市					○	
02	中央区	○			○	○	○	33	小金井市					○	
03	港区	○	○	○	○	◎		34	小平市					○	
04	新宿区	○		○	○	○	○	35	日野市			○		○	
05	文京区	○	○	○	○	○	○	36	東村山市			○		○	
06	台東区			○	○	○		37	国分寺市		○	○	○	○	
07	墨田区		○	○	○	○		38	国立市			○		○	
08	江東区	○	○	○	○	○		39	福生市			○		○	
09	品川区	○	○	○	○	○		40	狛江市					○	
10	目黒区		○	○	○	○		41	東大和市					○	
11	大田区	○	○		○	○		42	清瀬市		○	○	○	○	
12	世田谷区	○	○		○	○		43	東久留米市			○		○	
13	渋谷区			○	○	○		44	武蔵村山市					○	
14	中野区	○	○		○	◎		45	多摩市					○	
15	杉並区	○	○	○	○	◎		46	稲城市				○	○	
16	豊島区	○		○	○	○	○	47	羽村市					○	
17	北区			○		○		48	あきる野市				○	○	
18	荒川区	○	○	○	○	○		49	西東京市					○	
19	板橋区	○	○		○（区の助成なし）	○		50	瑞穂町					○	
20	練馬区			○	○	○		51	日の出町					○	
21	足立区	○	○	○		○		52	檜原村					○	
22	葛飾区		○	○	○	○		53	奥多摩町					○	
23	江戸川区	○	○	○		◎		54	大島町					○	
24	八王子市	○			○	○		55	利島村					○	
25	立川市				○	◎		56	新島村					○	
26	武蔵野市	○	○	○	○	○		57	神津島村					○	
27	三鷹市	○	○		○	○		58	三宅村					○	
28	青梅市	○				○		59	御蔵島村					○	
29	府中市		○（社協）	○	○（社協）	○		60	八丈町					○	
30	昭島市					○		61	青ヶ島村					○	
31	調布市	○			○	◎		62	小笠原村					○	

区市町村における高齢者見守り施策一覧表

参考資料

項目 ＼ 区市町村名	千代田	中央	港	新宿	文京	台東	墨田	江東	品川	目黒	大田	世田谷	渋谷	中野	杉並	豊島
高齢者見守り施策																
(1)高齢者家庭への訪問による見守り	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2)配食サービスによる見守り	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○
(3)乳酸菌飲料等の配達による見守り						○		○								
(4)新聞・郵便・宅配・ごみ回収等による見守り	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
(5)電話訪問・相談による見守り	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○			○	
(6)救急キット・安心シート・連絡カード等による事故防止対策の実施	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○	○	
(7)緊急通報システム機器による見守り	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(8)高齢者見守りネットワーク	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(9)熱中症予防を通じた見守り(実施状況)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

項目 ＼ 区市町村名	北	荒川	板橋	練馬	足立	葛飾	江戸川	八王子	立川	武蔵野	三鷹	青梅	府中	昭島	調布	町田
高齢者見守り施策																
(1)高齢者家庭への訪問による見守り	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○
(2)配食サービスによる見守り		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3)乳酸菌飲料等の配達による見守り					○	○		○					○			
(4)新聞・郵便・宅配・ごみ回収等による見守り	○	○		○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	
(5)電話訪問・相談による見守り		○	○	○			○	○		○	○	○		○	○	
(6)救急キット・安心シート・連絡カード等による事故防止対策の実施	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
(7)緊急通報システム機器による見守り	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(8)高齢者見守りネットワーク	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(9)熱中症予防を通じた見守り(実施状況)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

項目 ＼ 区市町村名	小金井	小平	日野	東村山	国分寺	国立	福生	狛江	東大和	清瀬	東久留米	武蔵村山	多摩	稲城	羽村	あきる野
高齢者見守り施策																
(1)高齢者家庭への訪問による見守り	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○
(2)配食サービスによる見守り	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3)乳酸菌飲料等の配達による見守り	○	○				○			○		○					○
(4)新聞・郵便・宅配・ごみ回収等による見守り	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○
(5)電話訪問・相談による見守り		○						○		○		○		○	○	
(6)救急キット・安心シート・連絡カード等による事故防止対策の実施	○※	○	○	○	○※	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
(7)緊急通報システム機器による見守り	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(8)高齢者見守りネットワーク	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
(9)熱中症予防を通じた見守り(実施状況)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※ 救急及び災害時に適切な医療・支援を受けられるよう福祉の増進を図ることを目的

項目 ＼ 区市町村名	西東京	瑞穂	日の出	檜原	奥多摩	大島	利島	新島	神津島	三宅	御蔵島	八丈	青ヶ島	小笠原
高齢者見守り施策														
(1)高齢者家庭への訪問による見守り					○	○	○	○		○			○	
(2)配食サービスによる見守り	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3)乳酸菌飲料等の配達による見守り		○												
(4)新聞・郵便・宅配・ごみ回収等による見守り			○	○		○								
(5)電話訪問・相談による見守り				○			○							
(6)救急キット・安心シート・連絡カード等による事故防止対策の実施	○		○	○	○							○		
(7)緊急通報システム機器による見守り	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
(8)高齢者見守りネットワーク	○	○	○			○			○			○	○	
(9)熱中症予防を通じた見守り(実施状況)	○	○	○	○	○		○	○				○		

区市町村民間賃貸住宅家賃助成制度一覧表

区市町村	制度名	助成対象	概要	担当部署	家主に対する助成	備考	要綱等
01 千代田区	次世代育成住宅助成事業	子育て世帯 新婚世帯	区内に居住する親世帯との近居のために住み替えを行う子育て世帯・新婚世帯や、子どもの誕生・成長に伴い区内転居する子育て世帯に対して、家賃や住宅ローンの一部を助成。	環境まちづくり部 住宅課 住宅管理係			○
	居住安定支援家賃助成事業	高齢者世帯 障害者世帯 ひとり親世帯	区内に居住する高齢者世帯、障害者世帯及びひとり親世帯が、取り壊し等に伴い転居を余儀なくされた場合や、所得の著しい減少により居住継続が困難となった場合に、自立した生活に向けた緊急的対応として家賃等の一部を助成。	環境まちづくり部 住宅課 住宅管理係			○
	高齢者等安心居住支援家賃助成事業	要介護高齢者等世帯	区内の持ち家に居住する者で、その居住する住宅のバリアフリー改修が困難等の理由により居宅での日常生活に支障が生じ、緊急に代替となる住宅の確保が必要と認められる要介護高齢者等世帯に対し、代替となる民間賃貸住宅の家賃等の一部を助成。	環境まちづくり部 住宅課 住宅管理係			○
	高齢者向け優良賃貸住宅家賃助成	高齢者向け優良賃貸住宅居住者	一定の所得以下の高齢者向け優良賃貸住宅入居世帯に対し、4万円を上限に家賃の一部を減額。	環境まちづくり部 住宅課 住宅管理係	○	22年4月から、家賃助成の限度額を月額4万円に引上げている。	○
03 港区	高齢者世帯等居住安定支援事業	高齢者世帯 障害者世帯 ひとり親世帯	民間賃貸住宅に居住している高齢者世帯、障害者世帯及びひとり親家庭が、取壊しにより立退きを求められ、区内の住宅に転居した場合、転居後の家賃等の一部を助成。	保健福祉支援部 高齢者支援課 在宅支援係ほか		平成17年度で新規募集終了	○
04 新宿区	民間賃貸住宅家賃助成	子育て世帯 学生・勤労単身者	区内の民間賃貸住宅に居住する、義務教育修了前の児童を扶養し同居する世帯または18～28歳の学生・勤労単身者の家賃の一部を助成。	都市計画部 住宅課			○
	子育てファミリー世帯居住支援（転入・転居助成）	子育て世帯	区の内外から区内の民間賃貸住宅に移り住む義務教育修了前の児童を扶養し同居する世帯の移転費用(転入・転居)、賃貸借契約時の費用(転入)、家賃差額(転居)の一部を助成。	都市計画部 住宅課			○
05 文京区	高齢者等居住支援事業	高齢者世帯 障害者世帯 ひとり親世帯	民間賃貸住宅の取り壊し等による立ち退き要求又は住環境改善のため、高齢者世帯等の方が区内の民間賃貸住宅に転居したとき、転居前と後の家賃の差額等を助成。	福祉部 福祉政策課			○
	高齢者賃貸住宅登録事業	高齢者世帯	高齢者が安心してすむことが出来る住宅を確保するため、区において高齢者の入居を拒まない賃貸住宅を登録し、登録住宅に緊急通報サービスの設置とバリアフリー工事の助成を行う。家主には入居世帯数ごとに謝礼金を支払い、一定の要件を満たした入居者には、家賃の一部を助成。	福祉部 福祉政策課		平成26年度で新規募集終了	○
06 台東区	加算型ファミリー世帯家賃支援制度	子育て世帯	区内の民間賃貸住宅に居住の、一定の要件を満たすファミリー世帯に対し、実際に負担している家賃と年収から算定した基準家賃との差額について、家賃支援する。	都市づくり部 住宅課		平成24年度で新規募集終了	○
07 墨田区	高齢者向け優良賃貸住宅家賃補助事業	高齢者優良賃貸住宅居住者	一定の所得以下の高齢者優良賃貸住宅入居世帯に対し、4万円を上限に家賃を助成。	都市計画部 住宅課 公営住宅担当	○		○
08 江東区	高齢者世帯民間賃貸住宅あっせん事業	家主	あっせん事業を通じて高齢者世帯と民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結した家主に対し、15,000円を助成。	都市整備部 住宅課	○		○

09 品川区	高齢者向け優良賃貸住宅家賃助成	一人暮らし高齢者・高齢者世帯等	①一定の所得以下の高齢者向け優良賃貸住宅(ケアホーム西大井)入居世帯に対し、25,600円／月を上限に家賃を助成。 ②区独自助成として、Aタイプ(10戸)居住者に5万円／月・Bタイプ(26戸)居住者に1万円／月を平成21年4月～20年間助成。	高齢者地域支援課	○	H21高齢者福祉課 H22～26高齢者いきがい課	○
		一人暮らし高齢者世帯	一定の所得以下の高齢者向け優良賃貸住宅(コムニカ)入居世帯に対し、4万円／月を上限に家賃を助成。	高齢者地域支援課	○		○
10 目黒区	高齢者世帯等居住継続家賃助成	高齢者世帯 障害者世帯	民間賃貸住宅に居住する高齢者世帯等に対して、家賃の2割(上限2万円)を6年間助成。	都市整備部 住宅課 居住支援係			○
	高齢者世帯等住み替え家賃助成	高齢者世帯 障害者世帯 ひとり親世帯	取り壊しによる立ち退き等により転居せざるを得ない高齢者世帯等が区内転居した場合に、転居後家賃及び更新料の一部を助成。	都市整備部 住宅課 居住支援係		平成24年度新規募集休止 平成28年度末で助成終了予定	○
	ファミリー世帯家賃助成	子育て世帯	民間賃貸住宅に居住し18歳未満の子を扶養かつ同居しているファミリー世帯に対して、月額2万円を2年間助成。	都市整備部 住宅課 居住支援係			○
13 渋谷区	高齢者世帯等住み替え家賃補助制度	高齢者世帯 障害者世帯 ひとり親世帯	取り壊しなどにより立退きを求められていて、現在住んでいる賃貸住宅などから民間賃貸住宅へ区内で転居する必要がある、高齢者・障害者・ひとり親家庭に、住替え後の家賃・転居一時金の一部を補助。	福祉部 管理課住宅係			○
	居住継続家賃補助制度	高齢者世帯 障害者世帯 ひとり親世帯	民間賃貸住宅に住む世帯に対して、契約更新に伴う家賃の値上がり分を補助。	福祉部 管理課住宅係		平成13年度新規募集停止	○
	定住対策家賃助成	単身世帯 夫婦世帯 子育て二人世帯 子育て三人以上世帯	引続き区内に居住を希望しながらも、結婚、出産等をきっかけとし、区内の民間賃貸住宅に住み替えを考えたときに、家賃の高さを理由に区外への転出を余儀なくされてしまう夫婦世帯、子育て世帯を対象に、家賃の一部を助成。	福祉部 管理課住宅係		平成22年度新規事業 平成23年度単身世帯新規募集停止 平成23年度からは住み替え型のみ対象、居住継続型は対象外 平成26年度新規募集停止	○
15 杉並区	高齢者等アパートあっせん事業	高齢者世帯 障害者世帯 ひとり親世帯 災害被害者 犯罪被害者 DV被害者	取り壊し、立ち退きの要求、その他の理由により従前の住宅に居住することが困難となり、区内の民間賃貸住宅に転居した場合、契約時に支払った仲介手数料の一部を助成。	都市整備部 住宅課			○
	高齢者等入居支援事業	高齢者世帯 障害者世帯 ひとり親世帯 災害被害者 犯罪被害者 DV被害者	民間賃貸住宅への入居または更新の際に保証人が見つからず、民間保証会社と契約した場合、契約時に支払った家賃等債務保証料の一部を助成。	都市整備部 住宅課			○
16 豊島区	高齢者世帯等住み替え家賃等助成	・高齢者世帯 ・障害者世帯 ・ひとり親世帯 ・居住場所の閉鎖された50歳以上のひとり暮らし世帯	区内の民間賃貸住宅に2年以上居住している者で、取り壊し等により高齢者(条件により50歳以上の者を含む)、障害者、ひとり親家庭が転居する場合及び2級以上の身体障害者手帳の交付を受け、身体機能の低下により、住み続けることが困難になった世帯を対象に家賃の一部を助成。他に要件有。	都市整備部 住宅課 住宅相談グループ			○
	子育てファミリー世帯家賃助成	子育て世帯	15歳以下の児童を扶養する世帯が、居住水準を満たす家賃15万円以下の区内賃貸住宅に住み替えた場合、家賃の一部を助成。	都市整備部 住宅課 住宅相談グループ		27年度より、助成期間(5年間)を児童の年齢が15歳に到達後の最初の年度末までに変更。	○
	高齢者向け優良賃貸住宅家賃助成事業	高齢者向け優良賃貸住宅居住者	一定の所得以下の高齢者向け優良賃貸住宅入居世帯に対し、4万円を上限に家賃を助成。	都市整備部 住宅課 住宅施策推進グループ	○	23年度から助成上限額を月額4万円に引き上げている。	○

17 北区	ファミリー世帯住み替え家賃助成	子育て世帯	18歳未満の子どもを2人以上扶養・同居し、区内に1年以上居住している世帯が、最低居住面積水準以上かつ転居前より広い民間賃貸住宅に住み替える場合に、家賃差額の一部を3年間助成。	まちづくり部 住宅課 住宅計画係		平成26年度で終了。ただし平成27年度一部経過措置分は、平成27年9月30日受付で終了(すでに認定を受けている人は最長3年間の助成をもって終了)	○
	高齢者世帯住み替え支援助成	高齢者世帯	65歳以上の高齢者世帯が、区内の民間賃貸住宅から民間賃貸住宅に住み替えた際の費用の一部(5万円)を助成。また同じ条件で立ち退きによるものは、礼金、仲介手数料の合算額(上限15万円)を助成。	まちづくり部 住宅課 住宅計画係			○
	高齢者優良賃貸住宅家賃助成事業	高齢者優良賃貸住宅居住者	一定の所得以下の高齢者優良賃貸住宅入居世帯に対し、4万円を上限に家賃を助成。	まちづくり部 住宅課 住宅計画係			
18 荒川区	高齢者住み替え家賃等助成事業	高齢者世帯 ・70歳以上の単身世帯又は70歳以上の方及びその配偶者若しくは兄弟姉妹で構成されている世帯 ・世帯全員に住民税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の滞納がない、世帯全員が前年度住民税非課税、生保受給世帯でない　など	区内に引き続き2年以上住所を有し、区内の民間賃貸住宅で、取り壊し等の事由により転居を求められているもの又は次の①～③のいずれかに該当する(①新耐震基準に適合していない、②専用床面積が18㎡未満、③居室に浴室又はトイレがない)ものに1年以上居住する高齢者世帯が、次の④～⑥のすべてを満たす(④耐震基準を満たす、⑤専用床面積が25㎡以上(平成18年9月18日以前に建築されたものは当分の間18㎡以上)⑥浴室及びトイレがある)区内の民間賃貸住宅へ転居する場合、以下内容の助成をすることにより、高齢者世帯の住環境の改善や居住の安全及び安心を図り、高齢者の福祉の増進に資する。 ○助成額 ・家賃:転居後と転居前の家賃金額の差引金額(限度額月額4万円)、転居一時金(礼金及び権利金:家賃2か月分、仲介手数料:同1か月分)、契約更新料:同1か月分、転居費用:支出金額(限度額4万円) ○助成期間 資格要件を欠くまで	福祉部 高齢者福祉課 高齢者福祉係		H21年6月より開始	○
20 練馬区	高齢者優良居室提供事業	高齢者世帯	住宅に困窮する高齢者世帯が住みなれた地域で住み続けられるよう民間賃貸住宅の居室を登録し、登録された居室の対象者に当該居室をあっせんする。(公営住宅当選まで、10年間を期限として民間の賃貸住宅をあっせんし家賃助成を行なう。)	高齢施策担当部 高齢社会対策課 施設係	○		○
21 足立区	高齢者優良賃貸住宅家賃助成事業	高齢者優良賃貸住宅居住者	一定の所得以下の高齢者優良賃貸住宅入居世帯に対し、2万5,600円を上限に家賃を助成。	都市建設部 建築室住宅課 住宅管理係	○		○
22 葛飾区	高齢者優良賃貸住宅家賃助成事業	高齢者優良賃貸住宅居住者	一定の所得以下の高齢者優良賃貸住宅入居世帯に対し、2万5,600円を上限に家賃を助成。	都市整備部 住環境整備課 住宅運営指導係	○		○
23 江戸川区	民間賃貸住宅家賃等助成	高齢者世帯	民間の賃貸住宅に居住し、取壊し等のために転居を求められた熟年者世帯、心身障害者世帯及びひとり親世帯に対し、転居前後の家賃の差額等を助成。	都市開発部 住宅課 計画係		平成25年度より所得制限を設定	条例
		障害者世帯		福祉部 障害者福祉課 自立援助係			
		ひとり親世帯		子ども家庭部 子ども家庭支援センター 自立支援係			
	高齢者向け賃貸住宅への家賃助成事業	高齢者世帯	高齢者向け賃貸住宅(高齢者向け優良賃貸住宅及びサービス付き高齢者向け住宅の当区における呼称)に入居し、区内在住期間(3年間)や所得等の要件を満たす世帯に対して最大2万5,600円/月の減額補助を行う。	都市開発部 住宅課 計画係	○	四半期毎に認定事業者に対して助成金を支給	○

26 武蔵野市	心身障害者住宅費助成	障害者世帯	民間の共同住宅等を賃借している障害者に対して住宅費の一部を助成。	健康福祉部 障害者福祉課			条例
	ひとり親家庭住宅費助成	ひとり親世帯	民間の共同住宅等を賃借しているひとり親家庭等に対し、月額10,000円を上限に住宅費の一部を助成。	子ども家庭部 子ども家庭支援センター			条例
29 府中市	心身障害者住宅費助成事業	障害者世帯	民間の住宅に居住している障害者がいる世帯に対して住宅費の一部を助成。	福祉保健部 障害者福祉課			○
35 日野市	高齢者の居住に関する家賃等助成事業	高齢者世帯	民間アパート等に居住する高齢者世帯に対し、家賃の一部を助成	健康福祉部 高齢福祉課 福祉係			○
	住居確保給付金	離職者	離職後、2年以内で、住居を喪失、または喪失する恐れのある65歳以下の就労意欲のある方に対し、原則3か月間(一定条件のもと3ヵ月延長)の家賃を給付し、安心して就労活動をおこなってもらう制度。	健康福祉部 セーフティネットコールセンター			○
36 東村山市	ひとり親家庭等家賃補助事業	ひとり親世帯	民間アパート等に居住するひとり親家庭に対し、家賃の一部を補助	子ども家庭部 子ども総務課		5000円/月を4ヶ月ごとにひとり親家庭に補助	実施規則
37 国分寺市	グループホーム等に係る家賃助成	知的障害者	グループホーム等の利用者のうち，知的障害者に対し，家賃の一部を助成。	福祉保健部 障害福祉課			○
38 国立市	ひとり親家庭住宅費助成事業	ひとり親世帯	民間アパート等に居住するひとり親世帯に対し、家賃の一部を助成。	子ども家庭部 子育て支援課			○
	心身障害者住宅費助成事業	身体障害者 知的障害者	民間アパート等に居住するひとり暮らしの障害者で、市内に3年以上居住し、身体障害者手帳1・2・3級、愛の手帳3・4度の手帳所有者に対し、家賃の一部を助成。	健康福祉部 しょうがいしゃ支援課			○
	高齢者住宅費助成事業	高齢者世帯	民間アパート等に居住するひとり暮しの高齢者に対し、家賃の一部を助成。	健康福祉部 高齢者支援課		平成21年度で都補助終了 平成22年度から市財源のみ	○
39 福生市	高齢者居住支援特別給付金	高齢者世帯	所定の要件を満たす、民間賃貸住宅に住む65歳以上の単身世帯又は65歳以上の方を含む60歳以上の方のみの世帯に対し、月額5,000円を給付。	福祉保健部 介護福祉課 高齢福祉係			○
42 清瀬市	高齢者優良賃貸住宅家賃助成事業	高齢者優良賃貸住宅居住者	一定の所得以下の高齢者優良賃貸住宅入居世帯に対し、25,600円を上限に家賃を助成。	健康福祉部 高齢支援課 高齢福祉係	○		○
43 東久留米市	ひとりぐらし高齢者住宅手当助成事業	高齢者世帯	ひとりぐらし高齢者で民間アパート、借家、借間住いの65歳以上の非課税の者に対し住宅費の一部を助成	福祉保健部 福祉総務課 高齢者福祉係		助成金は毎年7.11.3月末に受給資格者名義の金融機関口座へ振込みとする。	○
	高齢者向け優良賃貸住宅家賃助成事業	特例入居者高齢者世帯	平成23年度認定を受けた廃止後の市営シルバーピアで、従前入居の特例入居者のみを対象とした市上乗せの家賃減額分を助成。	福祉保健部 福祉総務課 高齢者福祉係	○		○
	障害者住宅手当支給事業	身体障害者・知的障害者	身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～3度、脳性マヒ、進行性筋萎縮症の方または世帯を同じくする保護者で、民間賃貸住宅を賃借している非課税世帯の方に対し、賃借料の一部を助成	福祉保健部 障害福祉課 管理係			○
	ひとり親家庭住宅手当助成事業	ひとり親世帯	民間の借家住まいで一定所得未満の18歳未満の児童を養育するひとり親家庭に、家賃の一部を助成	子ども家庭部 児童青少年課 助成支援係			○

区市町村における主な民間賃貸住宅への入居支援施策概要

制度	実施主体	区市町村	対象						施策の概要
			高齢者世帯	障害者世帯	ひとり親世帯	子育て世帯	その他	備考	
家賃債務保証制度	(財)高齢者住宅財団	中央区	○	○		○			(財)高齢者住宅財団と協定を締結 「家賃債務保証制度」を利用する場合、保証料の2分の1を助成
		新宿区	○	○	○				(財)高齢者住宅財団、日本セーフティー㈱及びフォーシーズ(株)と協定を締結 単身世帯36,000円、2人以上世帯45,000円を上限に保証料を助成
		文京区	○	○	○				(財)高齢者住宅財団と協定を締結 初回保証料5万円を限度に助成
		葛飾区	○	○	○				(財)高齢者住宅財団と協定を締結 「家賃債務保証制度」を利用する場合、初回保証料3万円を限度に助成
	民間保証会社	千代田区	○	○	○				㈱Casa、フォーシーズ㈱2社と協定を締結 初回保証料5万円を限度に助成
		港区		○					フォーシーズ㈱と協定を締結 初回保証料5万円を限度に助成
		新宿区	○	○	○				(財)高齢者住宅財団、日本セーフティー㈱及びフォーシーズ(株)と協定を締結 単身世帯36,000円、2人以上世帯45,000円を上限に保証料を助成
		文京区	○	○	○				日本セーフティー㈱、トリプルエーホールディングスと協定を締結 初回保証料5万円を限度に助成
		台東区	○	○	○				(一社)賃貸保証機構と協定を締結 初回保証料の1／2を助成(2万円限度)
		墨田区	○	○	○				日本セーフティー㈱と協定を締結 高齢者世帯等が月額家賃等の30%の保証料を民間保証会社に支払った額の1/2(2万円を限度)を助成
		江東区	○						日本セーフティー㈱と協定を締結 初回保証料2万円を限度に助成
		品川区	○	○					㈱Casaと協定を締結 初回保証料5万円を限度に助成
		目黒区	○	○	○				フォーシーズ(株)と協定を締結。保証料は月額家賃の3割(下限は2万円)。
		大田区	○	○	○				日本セーフティー㈱、フォーシーズ㈱と協定を締結 保証人のいない方への家賃保証及び損害保険の加入(所得により助成) 家賃保証は、実額家賃と共益費の合計の25%を助成(25,000円を限度)、損害保険は20,000円を限度に助成
		世田谷区	○	○	○				フォーシーズ㈱、㈱宅建ブレインズと協定を締結 入居者が支払った初回保証料の半額を2万円を限度に助成
		渋谷区	○	○	○				区が協定を結んでいる民間保証会社(㈱Casa)を紹介し、初回保証料を5万円を限度に助成
		中野区	○	○					日本セーフティー㈱、フォーシーズ㈱、エルズサポート(株)3社と協定を締結 債務保証サービスの初回保証料の2分の1を助成(ただし、15,000円を限度)
		杉並区	○	○	○		○	災害、犯罪、DVの被害者	日本セーフティー㈱、フォーシーズ㈱、㈱Casa、エルズサポート㈱と協定を締結 入居者が支払った家賃保証料を3万円を限度に助成
		豊島区	○	○	○				フォーシーズ㈱と協定を締結 入居者が支払った家賃保証料を1万円を限度に助成
		荒川区	○						日本セーフティー㈱、(一社)賃貸保証機構と協定を締結 初回保証料5万円を限度に助成(2年目以降5万円限度)
		練馬区	○	○	○				(一社)賃貸保証機構に加盟している民間保証会社に入居者が支払った保証料の2分の1(上限2万円)を助成
		葛飾区	○	○	○				家賃債務保証事業者協議会の加盟事業者の保証制度を利用した場合、初回保証料3万円を限度に助成
		八王子市※	○	○					〈高齢者世帯〉 高齢者のみの世帯が、保証人の代行を利用する際に、その費用の一部を1万円を限度に助成 〈障害者世帯〉 障害者が世帯主である世帯または単身障害者世帯が保証人の代行を利用する際に、その費用の一部を1万円を限度に助成(民間保証会社と協定を締結していない 市がNPO法人わかくさ福祉会 地域生活支援センターあくせすに委託し、NPO法人から障害者世帯に助成を行う)
		武蔵野市	○	○	○				ALEMO㈱、㈱Casa、日本セーフティー㈱、フォーシーズ㈱と協定を締結 初回保証料を2万円を限度に助成(2年目以降1万円限度)
		三鷹市	○	○					(一社)賃貸保証機構と協定を締結 初回保証料2万円を限度に助成
		調布市	○	○	○				日本セーフティー㈱と協定を締結 初回保証料2万円を限度に助成
		小平市		○					一般社団法人賃貸保証機構と協定を締結 初回保証料2万円を限度に助成
		稲城市	○						民間保証会社(フォーシーズ㈱)と協定を締結 初年度の月額家賃相当額の2分の1を助成
		あきる野市	○	○	○				民間保証会社(フォーシーズ㈱)と協定を締結 初回保証料2万円を限度に助成
		西東京市	○	○	○				(一社)賃貸保証機構と協定を締結 初回保証料及び継続保証委託料を2万円を限度に助成
	市	国分寺市	○	○	○				取り壊しなどの理由で立ち退きを求められている要配慮者の保証人の代行／保証人として滞納家賃6か月分限度に保証
		清瀬市	○	○	○		○	生活保護世帯	取り壊しなどの理由で立ち退きを求められている要配慮者の保証人の代行／保証人として滞納家賃3か月分限度に保証
	社会福祉協議会	立川市	○	○					支払い能力がありながら判断能力が低下した認知症などのある高齢者や障害者を対象に保証人となる制度。
あんしん居住制度	(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター	千代田区	○						協定無 見守りサービス 利用料の半額助成
		中央区	○	○					協定有 全サービス ①預り金タイプ:契約時に支払った利用費用の半額助成 ②月払いタイプ:契約時に支払った事務手数料助成
		新宿区	○						協定有 見守りサービス 利用料＋事務手数料の半額助成
		文京区	○	○	○				協定無 見守りサービス等 利用費用(預り金を除く)のうち消費税を控除した額の3分の1助成
		豊島区	○						協定無 全サービス(葬儀の実施のみの場合は除外) 見守り利用料＋事務手数料の2分の1助成

区市町村における主な民間賃貸住宅への入居支援施策概要

安否確認などの見守りサービス ※高齢者だけを対象にしているものは除く ※葬儀の実施、残存家財の撤去等の生活支援サービスを含む	委託業者、新聞販売店、社会福祉協議会、NPO等	千代田区	○	○					見守り支援が必要な高齢者等を「安心生活見守り台帳」を整備・更新。登録者のうち希望者に「見守りキーホルダー」を配付。区民、医療関係者、介護事業者等による「高齢者安心生活見守り隊」運動と連携し、見守り支援体制の強化を図る。
		港区	○	○					＜高齢者世帯＞ ・民間事業者に委託して緊急通報システムを実施 ・ライフライン（電気・ガス・水道）事業者、信用金庫、生活協同組合、新聞販売同業組合と協定を締結し、高齢者等の異変を事業者が察知した場合、区に情報提供 ＜障害者世帯＞ ・民間事業者に委託して緊急通報システムを実施 ・港区みんなまる相談員事業を実施 相談員が区内のひとり暮らし重度障害者等の居宅等を訪問し、福祉サービス等の相談を受け、必要なサービスや支援につなげる。
		中野区	○	○					町会と連携し見守り支援ネットワークを実施（利用料：無料）。ただし、民間賃貸住宅への入居支援として実施しているのではなく、地域支えあい活動の推進として実施している。
		杉並区	○	○					社協と協定を結び、葬儀の実施・残存家財の撤去を委託。（預託金①葬儀の実施7万円②残存家財の撤去5万円） 電話による見守りサービスを実施。（利用料：無料）
		江戸川区	○	○					警備会社と連携し、高齢者・障害者世帯に民間緊急通報システム及び火災感知器・ライフリズムセンサーを設置（利用料金は自己負担（減額規定あり））
		立川市	○	○	○	○			民間事業者等と協定を締結し、地域見守りネットワーク事業を実施
		調布市	○	○					市内を活動の拠点とする48の各種団体・事業所と事業協定を締結し、地域包括支援センターを中心として、高齢者等を対象に調布市見守りネットワーク（通称：みまもっと）を実施（利用料：無料）。

［杉並区高齢者等アパートあっせん事業］［杉並区高齢者等入居支援事業］

○　平成 26 年度から都が実施している「住まい対策一体型地域生活支援事業」（現在の「生活支援付すまい確保事業」であり、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住居の確保と見守り等の生活支援を一体的に提供する区市町村へ補助する事業）として、杉並区が従来から実施してきた上記２事業が採択された。

○　「杉並区高齢者等アパートあっせん事業」の対象者は、高齢者世帯、ひとり親世帯、障害者世帯、被害被災者、犯罪被害者、ＤＶ被害者や被災等により新たな住宅の確保が必要な者で、東京都宅地建物取引業協会杉並区支部と連携し、物件の情報提供と民間アパートのあっせんを行い、仲介手数料の一部を助成している。（上限 69,800 円）

○　「杉並区高齢者等入居支援事業」は、「保証人がみつからない」「入居後の生活が不安」等の理由で、民間賃貸住宅の契約が困難な高齢者世帯等の入居・居住継続を支援するための制度である。家賃等債務保証は高齢者世帯等が民間アパートの契約時又は更新時に民間保証会社を利用した場合に保証料の一部を助成する。（上限 30,000 円）見守りサービスは、高齢者世帯（単身）へ週１回、ＮＰＯ法人新しいホームをつくる会が電話をかけ、安否確認を行ったり、また、有料で訪問援助（通院介助、買い物等の手伝い等）を行う。葬儀の実施・残存家財の撤去は、親族等がいない高齢者世帯（単身）及び障害者世帯（単身）が亡くなった際に、杉並区が委託した「杉並区社会福祉協議会」が葬儀を行い、住宅に残された家財の撤去を行う。このためには利用者は計 12 万円（葬儀７万、残存家財撤去５万）の預託金が必要である。

◇区市町村等の取組

杉並区「住宅確保要配慮者への居住支援事業（平成26年度）」

◇住宅に困窮する高齢者等の不安を解消し、空き室等の有効活用が図られるとともに、高齢者等は住み慣れた地域での継続的な居住が可能
（１）住宅に困窮する高齢者等へのアパートの空き室のあっせん（社団法人東京都宅地建物取引業協会杉並区支部へ委託）
（２）安否確認の実施
（３）仲介手数料の助成、保証会社を利用する場合の保証料の助成
（４）葬儀の実施、残存家財等の撤去（社会福祉法人杉並区社会福祉協議会へ委託）

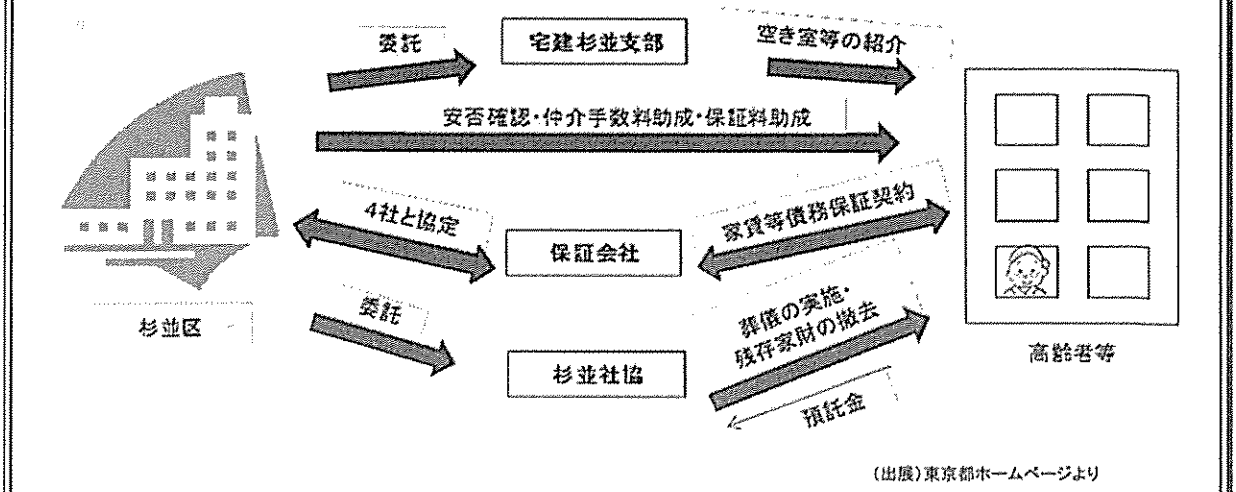

（出展）東京都ホームページより

[文京区すまいるプロジェクト]

○　住宅の確保に配慮を要する高齢者、障害者、一人親が自立した日常生活を可能な限り営めるよう、住まいの確保と住まい方の支援を行うため、①ライフサポートアドバイザー（ＬＳＡ）事業、②すまいる住宅登録事業、③住まいの協力店制度（住まいの協力店連絡会）、④ライフプランセミナー事業の４つの事業を融合的に行っていく福祉住宅施策である。

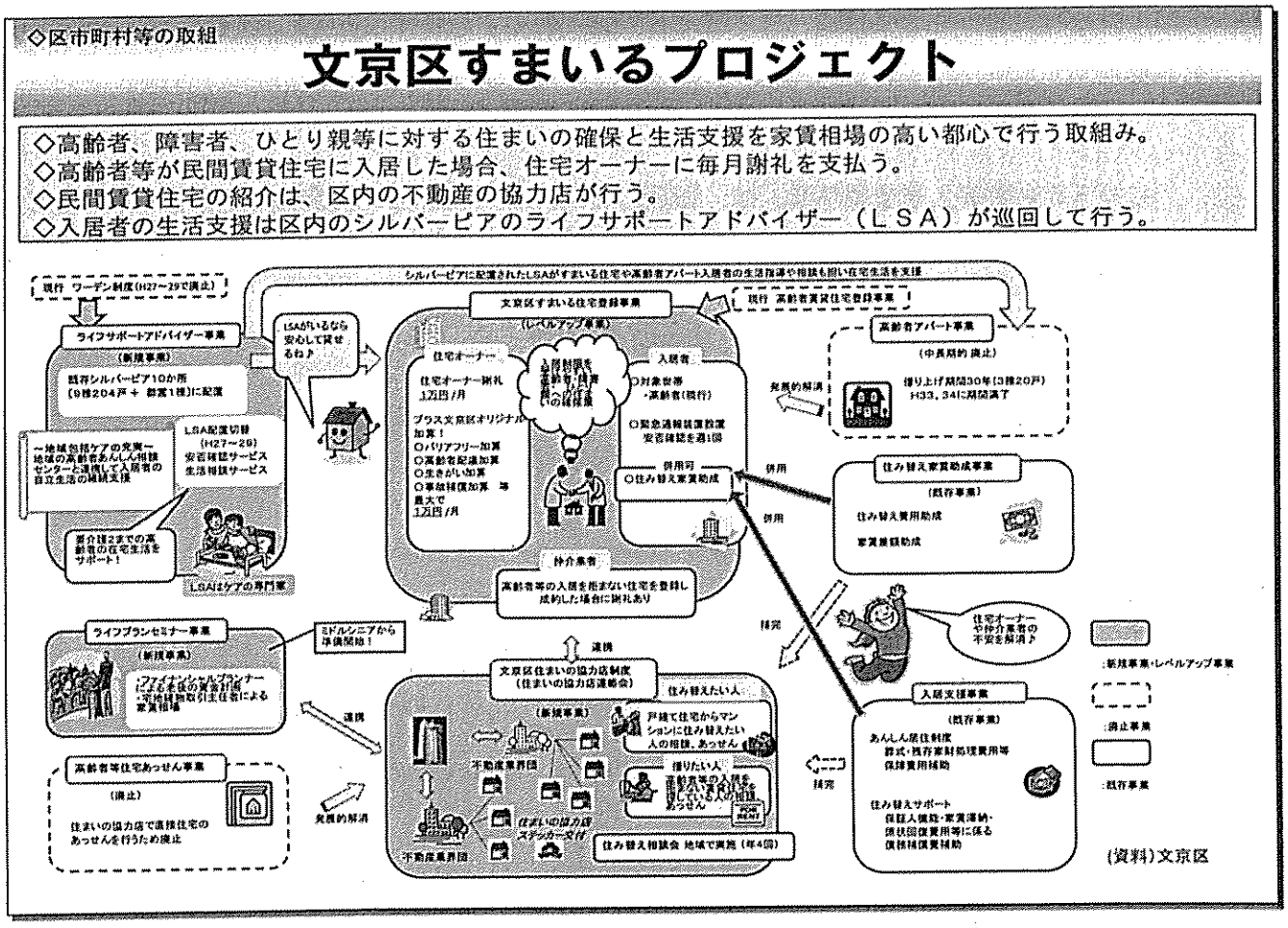

［地域包括ケアシステムの構築に向けた取組］〈世田谷区〉

○　地域の豊富な資源やネットワークを最大限活用して、５つの地域、２７の地区（日常生活圏域）を基本に、区全域で地域包括ケアシステムを構築する。

○　世田谷区では、地域包括ケアの対象を高齢者だけでなく、障害者、子育て世帯、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など広く捉え、施策を展開している。

○　地域包括ケアの地区展開の取組として、区が目指す地域包括ケアシステムの考え方のもと、身近な地区にある、出張所・まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会の三者による身近な福祉相談の充実と地区の人材や社会資源の開発・協働等に取り組むこととしている。

■世田谷区の地域包括ケアシステムの概要

○「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会の実現」を目指し、対象は高齢者だけではなく、障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など対象を広く捉えて推進する。

○元気な高齢者、学生、働いている人、主婦、シニア世代など幅広い区民参加で進める。

○公的サービスの基盤整備については、総合計画に基づく個別計画において進める。医療と介護、福祉サービス等が一体的に提供できるしくみづくりを進める。

○公的サービスとともに地区の課題に対して、地域活動団体等の連携・協働による新たなサービスや基盤を創出する。

○支援の必要な人を早期に発見して支援につなげていく。縦割りではなく、総合的に支援する仕組みづくりを進める。

○地域ケア会議から政策形成に結びつける。

2

■地域包括ケアの地区展開の取組み

<地域包括ケアの地区展開の基本の柱>

①身近な福祉相談の充実

区民に身近な地区で、福祉の困りごと相談をはじめ、区民の身近な相談の聞き取り、受け止め、整理、担当組織・専門機関等へのつなぎを行い、適切な支援に結びつける。

②地域の人材や社会資源の開発・協働

地区における福祉的な課題を把握・共有し、その解決を目指してまちづくりセンターを活動の拠点として地区で顔の見える関係を築き、住民主体の福祉活動の調整や不足する社会資源の創出などを支援。

3

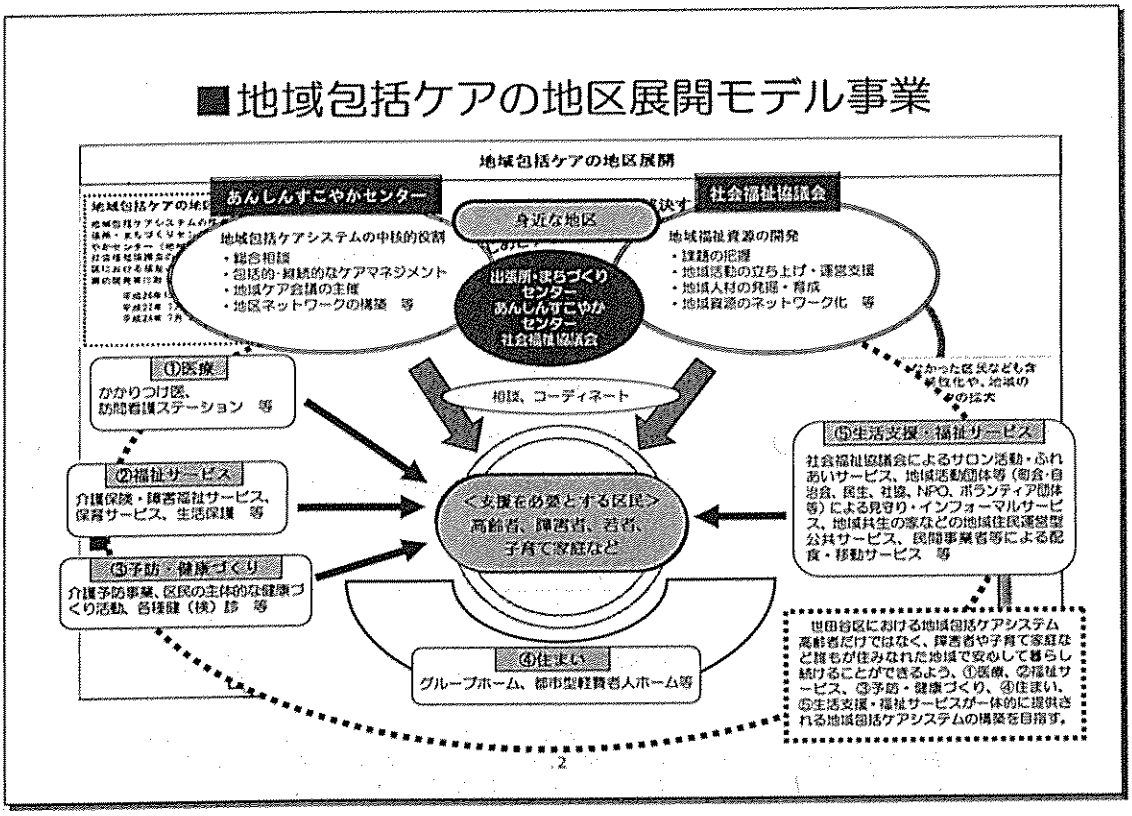

○　また、住まいサポートセンターにおいて、高齢者や障害者、ひとり親世帯の方の居住支援事業を実施し、また区民の住まいに関する相談を行っている。

（2）居住支援関連補助制度

○　区市町村による居住支援協議会が活用可能な主な補助制度を以下に示す。

○　居住支援協議会の設立・活動支援については、国が重層的住宅セーフティネット構築支援事業、都が区市町村居住支援協議会活動支援補助金を実施している。

○　高齢者等のすまい確保と見守り等生活支援を一体的に提供する区市町村に対しては、東京都生活支援付すまい確保事業により支援を実施している。

○　住宅確保要配慮者向けの住宅のための改修費補助については、国が住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業を、都が空き家利活用等区市町村支援事業を実施している。

◆　引き続き、国補助制度の活用や都補助制度の実施を通じて、居住支援協議会の設立・活動支援、居住支援を行っていく。

[居住支援関連の補助制度一覧]

居住支援関連の補助制度の一覧

◇ 居住支援協議会の設立･活動支援は、国が重層的住宅セーフティネット構築支援事業を、都が区市町村居住支援協議会活動支援補助金を実施、住宅確保要配慮者向けの住宅のための改修費補助は、国が住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業を、都が空き家利活用等区市町村支援事業を実施している
◇ 高齢者等のすまい確保と見守り等生活支援を一体的に提供する区市町村には、東京都生活支援付すまい確保事業により支援を実施している

事業名	重層的住宅セーフティネット構築支援事業	住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業	区市町村居住支援協議会活動支援補助金	空き家利活用等区市町村支援事業	東京都生活支援付すまい確保事業
実施主体	国	国	都市整備局	都市整備局	福祉保健局
補助対象	居住支援協議会	事業者等	区市町村or 居住支援協議会	区市町村	区市町村
ソフト補助	○		○		○
ハード補助		○		○	○
概要	居住支援協議会の活動について協議会あたり1,000万円の補助	住宅確保要配慮者の居住の安定確保に向け、空き家等のリフォームやコンバージョンに対して補助	区市町村協議会が行う広報や普及啓発活動に対し補助	区市町村の計画的な空き家の利活用促進のため、実態調査、計画作成、改修工事への助成に対し補助	高齢者等のすまい確保と見守り等生活支援を一体的に提供する区市町村の取組に対して補助
要件等	必須活動 (1)入居支援 (2)相談･研修等の実施 (3)住宅情報の登録等 (4)連携を図る取組 その他 (1)見守り拠点の運営 (2)実態調査 (3)講演会等の開催 (4)マニュアル等の作成	･住宅確保要配慮者 ･原則25㎡以上 ･耐震基準･BF化等 ･公営住宅の家賃に準じる (補助)補助率:1/3 補助限度額:50万円/戸 (居住支援協議会と連携) ･住宅整備量の上限を把握 ･住宅情報の登録等 ･住宅情報の提供 ･入居状況の確認	国補助の対象とならないものについて都として支援	･住宅確保要配慮者 ･バリアフリー改修 ･省エネ改修 ･子育てに配慮した改修 ･耐震改修	(事業例) ･入居支援 (情報提供、保証人、転居支援) ･生活支援(見守り) ･住宅改修(バリアフリー化･住宅設備改修)
備考	家賃補助や債務保証補助など個別の居住支援は対象外	入居対象者の収入分位や家賃の条件が厳しい		空き家改修補助について、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅とすること	ハード面ではバリアフリー改修と住宅設備改修のみ

［重層的住宅セーフティネット構築支援事業（国土交通省）］

居住支援協議会活動支援

支援概要

○住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する実効的な取組を行う協議会に対して支援
- 補助限度額：協議会あたり1,000万円
- 予算額：重層的住宅セーフティネット構築支援事業（H27年度予算案：2.3億円）の内数

○なお、住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業の取組に係る経費は、原則として当該事業の事務事業者からの委託費用により支弁。

支援内容：「A 必須活動」のうち少なくとも１つの取組みを実施することで、「B その他活動」についても支援を行う。

A 必須活動（実効的取組）

①住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居支援

○要配慮者向け住宅相談サービス
（住宅相談員の配置・サポート店（不動産関連）の設置、住宅相談会の開催等）

○民間事業者等と連携した家賃債務保証制度・残置物処理、安否確認サービス等の紹介

②要配慮者の居住の安定を図る取組

○社会福祉法人等と連携した入居後の生活相談サービス等の実施

○サ付き住宅の見守りサービス等の担当者への研修等の実施

③住宅確保要配慮者に対する一元的な情報発信

○要配慮者向けの民間賃貸住宅等の登録・管理、情報発信
※「住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業」に係る取組を含む。
（ただし、取組に係る経費は原則、当該事業より支弁する。）

○居住支援サービス等の情報収集・情報発信

④福祉部局・ＮＰＯ・関係団体との連携を図る取組

○地域包括支援センターやその他協議会・関連施策等との連携

○区市町村レベルの協議会立ち上げ支援等

B その他活動

①要配慮者の居住の安定を図るモデル的な取組

○健康の維持増進、多様な世代の交流促進、地域コミュニティ活動の活性化に資する活動
（近隣大学等の教育機関との連携）

○既存空き家を活用した見守り拠点・コミュニティスペースの運営等の取組

②調査

○住宅確保要配慮者の入居ニーズの把握　等

③講演会等の開催

○賃貸人、要配慮者等に対する普及啓発のための講演会の開催　等

④その他

○要配慮者・居住支援団体等向けの入居支援マニュアルの作成　等

※協議会の設立に必要な事業については、初年度に限り支援の対象とする。

［住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業（国土交通省）］

住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業の概要

27年度予算 25億円
28年度政府予算案 25億円

○住宅に困窮している低所得の高齢者、障害者、子育て世帯の居住の安定確保に向け、居住支援協議会等との連携や適切な管理の下で、空き家等を活用し一定の質が確保された賃貸住宅の供給を図るため、空き家等のリフォームやコンバージョンに対して支援する。

補助の要件

＜入居対象者＞
- 収入分位25%以下*の高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯であって、現に住宅に困窮している（狭小な住宅に居住等）世帯

*居住支援協議会等が認める場合には、地方公共団体が条例で定める高齢者、障害者、子育て世帯向けの公営住宅の入居収入基準以下にできる

＜住宅要件＞
- 住戸の床面積は原則として25㎡以上
- 住宅設備を有すること（台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室）
- 現行の耐震基準に適合していること
- 一定のバリアフリー化がなされていること

＜家賃＞
- 公営住宅の家賃に準じたもの

対象工事

- バリアフリー改修工事
- 耐震改修工事
- 共同居住のための改修工事
- 入居対象者の居住の安定確保を図るため居住支援協議会等が必要と認める改修工事
（例：設備の改善・更新、断熱改修、防音性・遮音性の強化　等）
- キッズルーム整備のための改修工事

補助率・補助限度額

○補助率：1/3　　○事業主体：民間事業者等

○補助限度額：
〈住戸〉50万円/戸（共同居住用住戸に用途変更する場合、100万円/戸）
〈キッズルーム〉100万円/箇所と住戸改修に係る補助額のいずれか少ない額

居住支援協議会等との連携

〈各地域における整備量の設定〉
- 住宅確保要配慮者のニーズを把握し、必要な住宅供給量を設定。

〈住宅情報の登録〉
- 事業の実施意向のある住宅オーナー等の募集を行い、住宅情報の登録を実施。

〈住宅情報の提供〉
- 入居対象者に対する登録住宅の情報提供を実施。

〈入居状況の確認〉
- 毎年度、居住支援協議会等において、入居状況を確認。

スキーム図

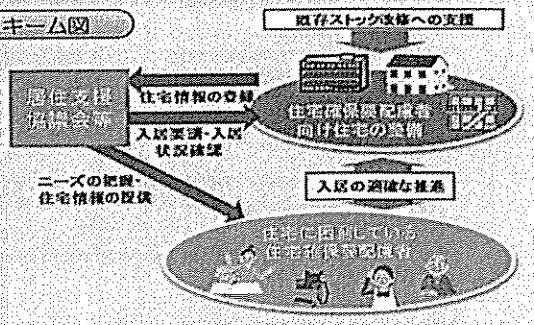

※　下線部分は平成２８年度予算案の拡充内容

12

［区市町村居住支援協議会活動支援補助金（東京都都市整備局）］

区市町村居住支援協議会活動支援補助金交付要綱

【目的】
区市町村における居住支援協議会の活動の一部に対し、補助することにより、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化を図る

1　補助対象事業
次に掲げるもののうち、区市町村居住支援協議会の設立年度を含む３年間に行われるもの
（1）　区市町村居住支援協議会が行うセミナー・研修会の開催、パンフレットの作成、住宅確保要配慮者の需要調査、その他広報・普及啓発に資する活動に対する区市町村の補助
（2）　区市町村居住支援協議会が行う前号の活動

2　補助金額
補助対象事業に要する費用の額の２分の１又は100万円のいずれか低い額（人件費は除く）

3　その他
平成27年度から平成29年度までに行われる補助対象事業について、補助の対象とする

（注）　国の補助金・交付金の対象となるものは除く

［空き家利活用等区市町村支援事業（東京都都市整備局）］

空き家利活用等区市町村支援事業（平成27年度）

◇ 事業概要
区市町村による計画的な空き家の利活用等を促進することを目的に、区市町村が実施する、空き家の実態調査、総合的な対策を定める計画の作成、高齢者や子育て世帯などに民間が賃貸する住宅への改修補助に対し、助成する。

◆予算額
1億円（平成27年度）

◆助成対象
①空き家実態調査
空き家の実態を把握するための調査費用
（現地調査、所有者へのヒアリング調査、データベースの作成など）

②空き家対策計画作成
空家等対策特別措置法に基づく「空家等対策計画」作成のための費用

③空き家の改修工事への補助
空き家を高齢者や子育て世帯等に賃貸するために、所有者等が行う、バリアフリー改修、省エネ改修、子育てに配慮した改修等の工事費用への補助

◆助成額
①：補助対象事業費の2分の1かつ1区市町村当たり、上限1,000万円
※国の補助を受ける場合、補助対象事業費から国の補助額を控除した額の2分の1

②：補助対象事業費の2分の1かつ1区市町村当たり、上限300万円
※国の補助を受ける場合、補助対象事業費から国の補助額を控除した額の2分の1

③：区市町村による所有者等への補助額の2分の1（1戸当たり上限50万円）

◆事業スキーム

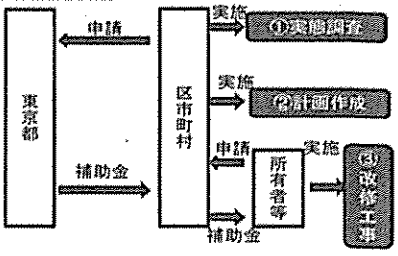

①の例：国の交付金の交付を受ける場合
補助対象事業費3,640万円

②の例：国の交付金の交付を受ける場合
補助対象事業費1,090万円

③の例：区市町村が改修工事費の１／2を補助する場合
改修工事費200万円

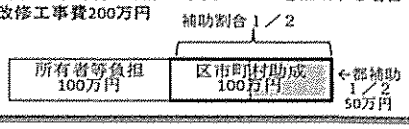

[生活支援付きすまい確保事業（東京都福祉保健局）]

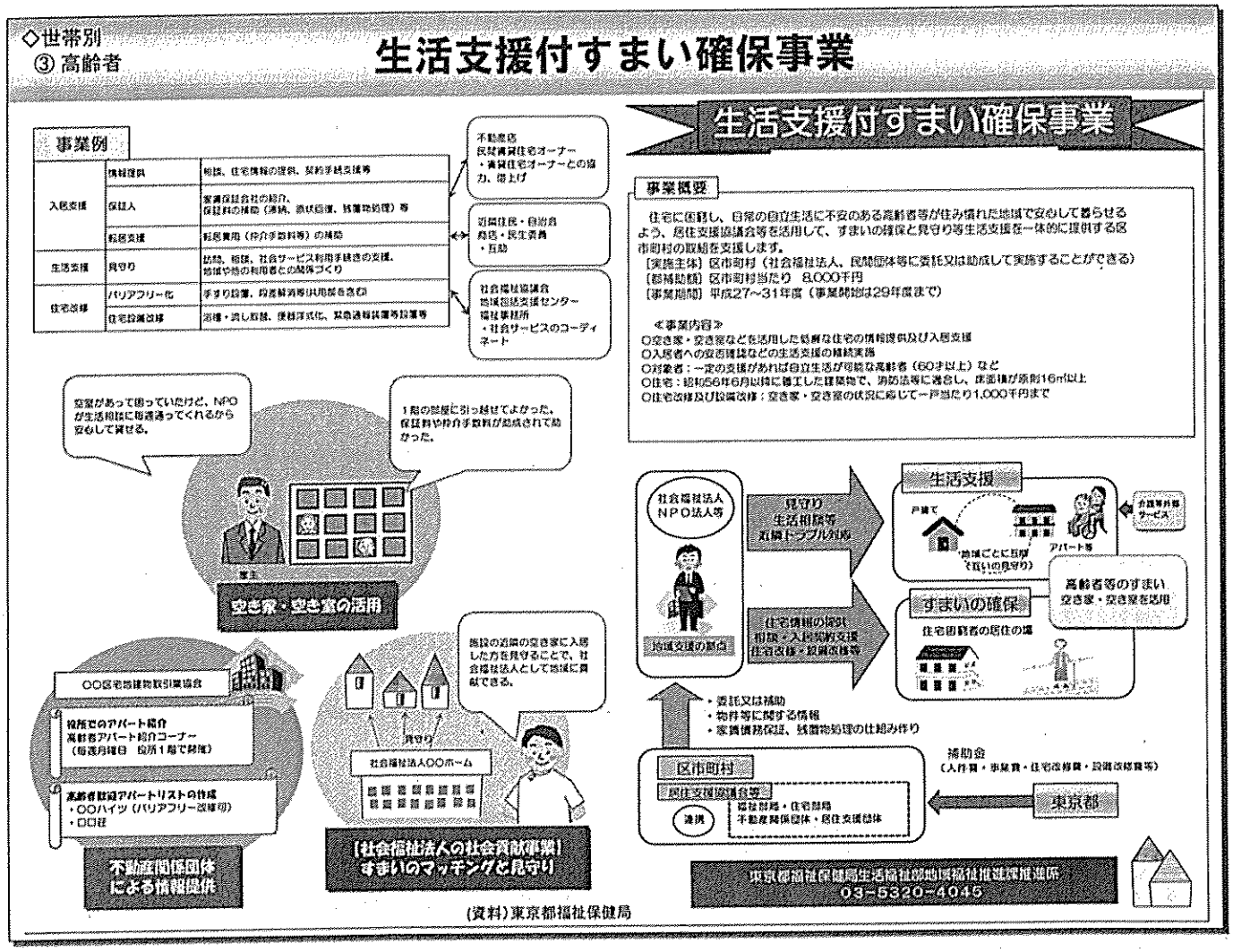

（資料）東京都福祉保健局

（3）居住支援団体等による取組み

○　平成 27 年 10 月 15 日実施の東京都居住支援協議会セミナー（家主、不動産関係団体・居住支援団体向け）において講演していただいた内容から以下に示す。

［社会的不動産・大家によるインナーシティ再成の可能性］〈大阪市立大学　水内俊雄教授〉

○　大阪インナーシティでは、大家等が既存ストックを活用し、生活保護の住宅扶助費により住まいと生活支援を一体的に提供する取組みが利回りのよいビジネスとして行われている。

○　生活保護の住宅扶助費で住まいと見守りサービスを提供し、住宅に再投資できれば、生活保護が有効に活用でき、インナーシティの再成につながる。

○　ホームレス自立支援法における自立支援センターや無料低額宿泊所などの中間ハウジングと住宅セーフティネット法のハウジングを連携させインナーシティ再成に結びつけたい。（中間ハウジングを施設という扱いに留めるとインナーシティの再成に結びつかない。）

○　低コストの住宅供給を実現するために、①法令等の適合について、地域でサブスタンダードを設けるなど裁量を導入する、②（困窮者の住まいの確保を保護するような）逆インセンティブを設ける、③アフォーマティブアクション（特区構想か）を導入するなど、現実的な対応を考える必要がある。

○　居住支援協議会については、ビジネスモデルを動かす団体の存在や適法性の度合いをどのように塩梅するかといった点が重要である。

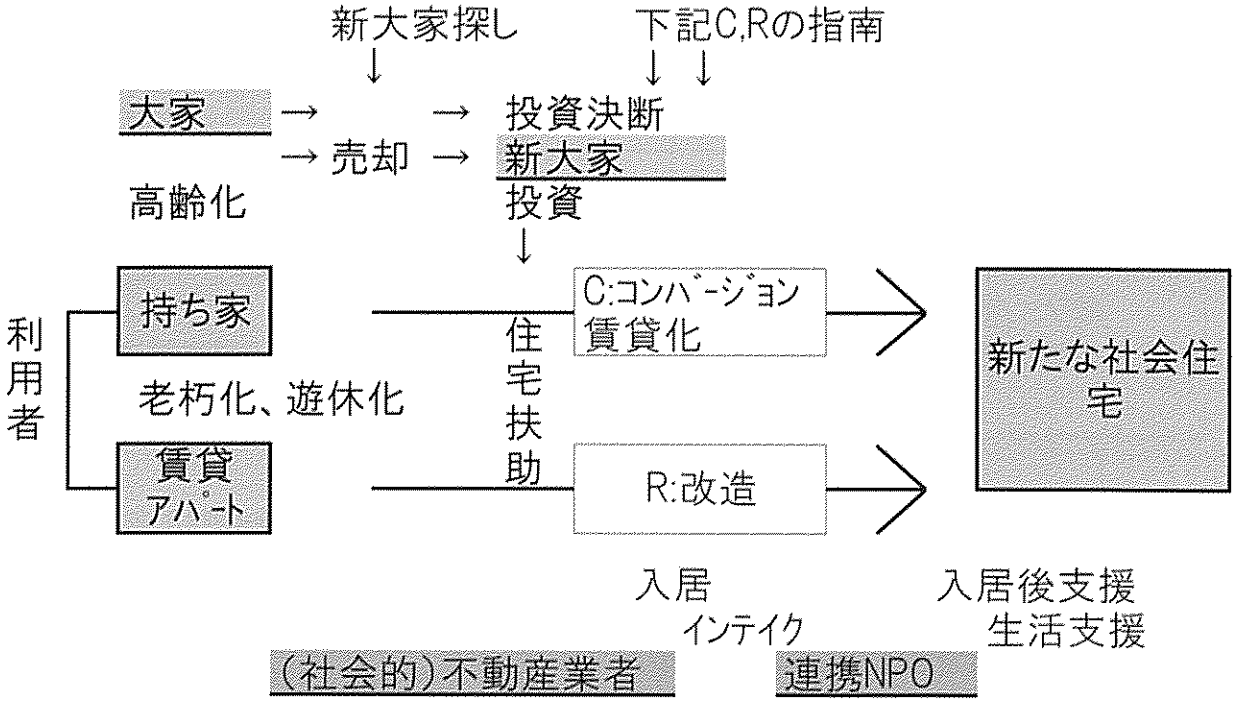

［寄りそい地域事業］〈ＮＰＯ法人自立支援センターふるさとの会〉〈株式会社ふるさと〉

○　ＮＰＯ法人ふるさとの会は、低所得単身高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、都内各地で宿泊所、自立援助ホーム、就労支援、地域生活支援などの事業を展開している。

○　こうした事業の一環として、民間賃貸住宅のサブリース方式による低所得単身高齢者等への提供や、利用者の居場所となるサロンの設置、巡回型の生活支援（24 時間体制）の提供を行う、寄りそい地域事業を開始した。

○　寄りそい地域事業の実施に当たって、ふるさとの会が以前から立ち上げていた、賃貸借保証事業を行う㈱ふるさとが宅建業免許を取得し、大家から物件を満室保証でサブリースし、低所得単身高齢者等に賃貸、入居後の生活支援やトラブル対応はふるさとの会が実施するという仕組みを整えた。

○　こうした活動を軌道に乗せるためには、生活支援や医療・介護的なケアの観点にとどまらず、地域再生の視点に立った取組みを行う必要があり、不動産事業者による空き家等を活用した社会的不動産事業を進める必要がある。

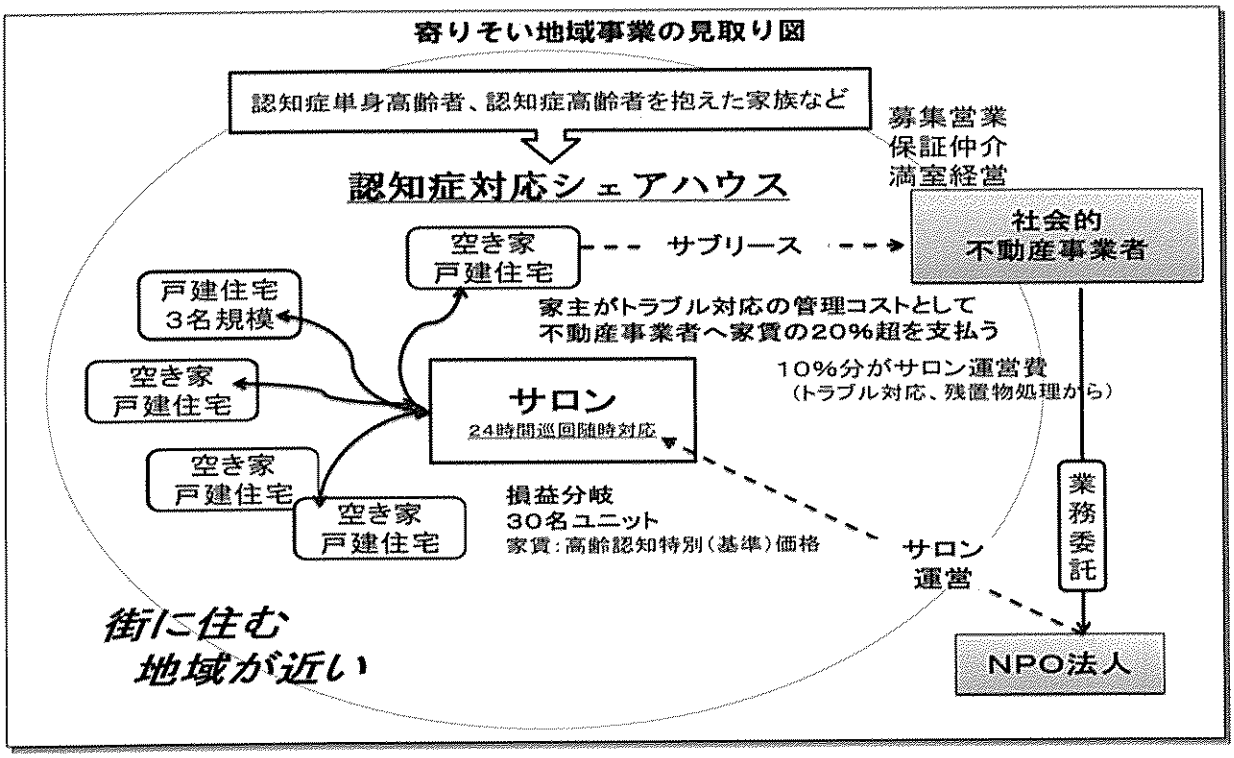

◆　住宅に困窮し、日常生活の自立生活に不安のある低所得高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域に身近な基礎的自治体である区市町村が、地域の関係団体とともに、住まいの確保と生活支援とを一体的に行う取組が有効であり、区市町村による居住支援協議会の設立促進及び活動支援をさらに図る必要がある。

［空き家・空室を使ったひとり親家庭向け住宅支援］〈ＮＰＯ法人リトルワンズ〉

○　リトルワンズは、空き家や空室を使ったひとり親家庭向けの住宅支援や生活支援、就労支援等を実施している。

○　シングルママは経済的な制限や、保証人の問題、子育てしやすい生活環境の確保など、住まいを確保する上で課題が多い。リトルワンズがシングルママに寄り添い、不動産屋や家主の間に入り、住宅をマッチングする。その上で、家賃保証、生活支援、就労支援、子供のケアなどワンストップでシングルママに関するトータルな支援を提供するモデルの確立を目指している。

○　空き家の情報は地域にしかない。地域の協力団体と連携し、地域の特性に合わせた利活用の方法を確立することが重要である。

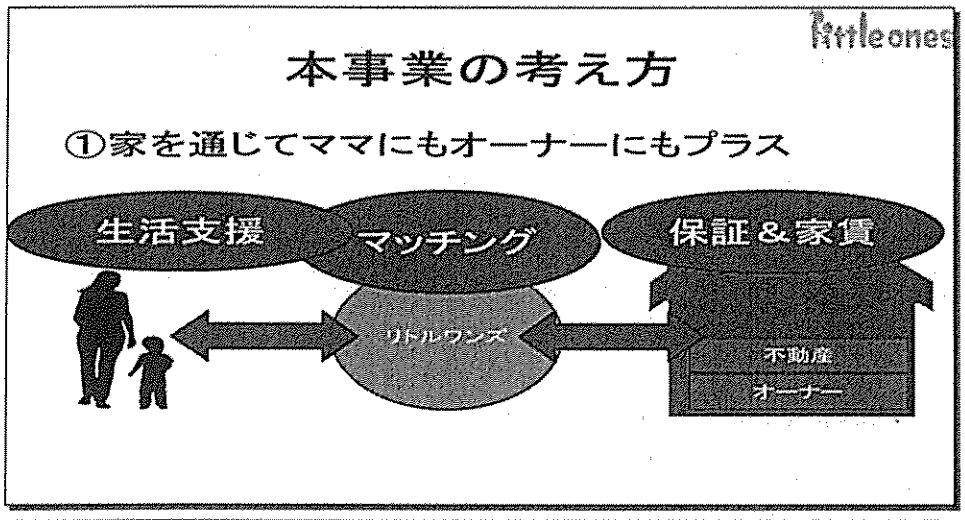

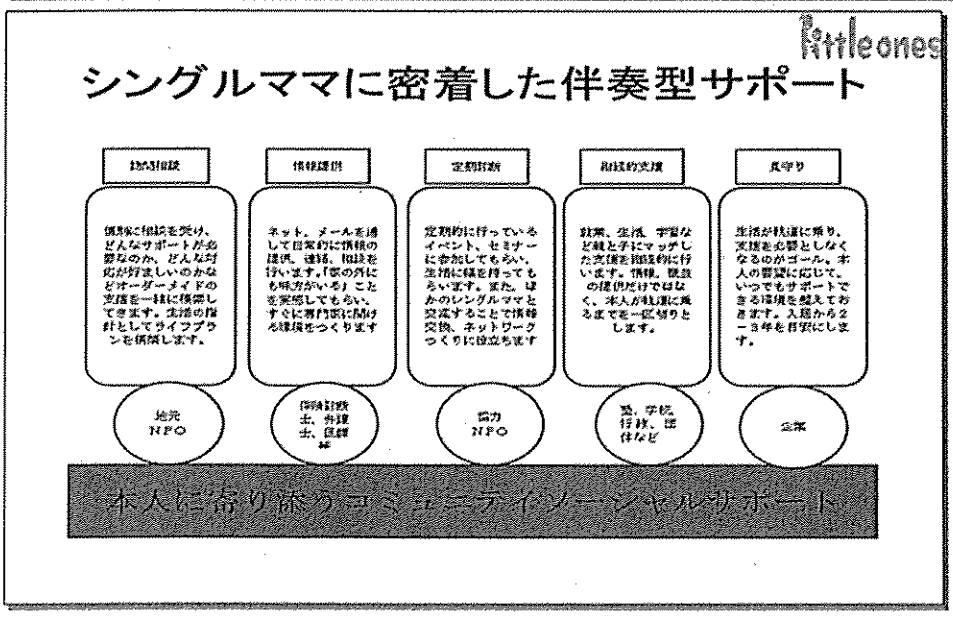

◆　シングルママに対する入居支援や生活支援を一体的に行っている団体は全国的にも少ないため、こうした取組みを広く情報提供していくことが有効である。

（4）全国の居住支援協議会の取組

○　全国の居住支援協議会（61 協議会（H28.4.27 時点）47 都道府県・14 区市町）について、協議会の構成や活動内容の概要について調査し、取りまとめた。

○　活動内容について、①調査、②普及啓発、③相談、④物件情報の掘り起しと提供、⑤入居支援や生活支援等の居住支援サービスの提供等に分類して調査を行った。その結果、①調査については 24 団体、②普及啓発については 40 団体、③相談については 24 団体、④物件情報の掘り起しと提供については 44 団体、⑤入居支援や生活支援等の居住支援サービスの提供等については 10 団体が取組みを行っている。

○　構成員や関係団体が連携して入居支援や生活支援を実施している協議会について、アンケート及びヒアリングを実施し、活動内容について取りまとめた。（埼玉県、京都市、神戸市、鳥取県、大牟田市）

全国の協議会の概要

	地方公共団体名	地方公共団体担当課	事務局	設立年	構成団体									これまでに実施してきた活動内容						事務局連絡先
					不動産関係団体					居住支援団体		地方公共団体	その他	①調査	②普及啓発	③相談	④物件情報の掘り起こしと提供	⑤居住支援サービスの提供等	概要	
					宅建業協会	不動産協会	ちんたい協会	日管協	その他	社会福祉協議会	その他									
1	北海道	建設部住宅局建築指導課	(同左)	平成23年2月	○	○	-	○	URコミュニティ北海道住まいセンター	○	(特非)シーズネット、北海道消費者協会	北海道、札幌市	オブザーバー(北海道開発局事業振興部)	-	○	○	○	○	高齢者、障がい者、外国人及び子育て世帯(以下「サポート対象者」という)の民間賃貸住宅への入居を支援することを目的とした、官民連携による「北海道あんしん賃貸居住推進事業」の実施 ①あんしん賃貸住宅、同住宅協力店及び同支援団体の登録 ②ホームページや構成団体でサポート対象者への情報公開 ③居住支援団体(あんしん賃貸支援団体)による相談窓口	011-204-5577
2	北海道本別町	総合ケアセンター	(同左)	平成28年2月	-	-	-	-	町建設業協会、町建築士会、町金融協会、不動産事業者(1社)	○	町自治会連合会、弁護士事務所(1社)	本別町	オブザーバー(北海道住宅局、(一財)高齢者住宅財団、(一社)全国住宅産業協会、(一社)家財整理相談窓口、(一財)日本不動産研究所、(株)ゼンリン旭川営業所)	○	○	○	○	○	①調査:介護保険「日常生活圏域ニーズ調査」結果を活用したニーズ把握、自治会長・民生委員等に依頼し空家実態把握調査を実施済 ②普及啓発:研修会の開催(予定)、パンフレットの作成(予定) ③相談:町社協「あんしんサポートセンター」での相談受理 ④物件情報:空家所有者に対する意向調査を実施済、町空き家バンクシステムによる情報提供(民間事業者が入力・更新可) ⑤居住支援:社協「あんしんサポートセンター」で入居前のマッチング⇒契約支援、入居中の見守り・生活支援を実施。保証機能と原状回復等の新たなサービス創設を検討中	0156-22-8520
3	青森県	県土整備部建築住宅課	(公社)青森県宅地建物取引業協会	平成27年9月	○	○	-	○	(公社)青森県不動産鑑定士協会	○	-	青森県、青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市	-	-	○	○	○	-	住宅確保要配慮者のための住宅セーフティネットの構築について協議検討する「居住支援部会」及び空き家の適正管理・中古住宅の有効活用について協議検討する「住環境部会」を設置し、下記を実施。 ①住宅確保要配慮者向けの情報提供 ②空き家セミナー・相談会の実施 ③チラシ及びホームページによる協議会活動等の周知	017-722-4086
4	岩手県	県土整備部建築住宅課	(一財)岩手県建築住宅センター	平成23年9月	○	○	-	○	(一財)岩手県建築住宅センター、(独)住宅金融支援機構東北支店(仙台市)	○	(一社)岩手県社会福祉士会、(福)花巻ふれあいの里福祉会(花巻市)、(特非)いわて子育てネット(盛岡市)、(特非)わかば会(一関市)、かんな福祉相談支援事務所(花巻市)	岩手県、盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、陸前高田市、釜石市、奥州市、滝沢市、岩手町、平泉町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、洋野町、一戸町	オブザーバー(構成員以外の市町村)	-	○	○	○	-	①東日本大震災津波被害者向け居住安定確保・住宅再建のための相談会等の開催 ②相談支援体制の確立に向けた取組 ③あんしん賃貸支援事業による住宅確保要配慮者向けの情報提供(継続実施) ④その他構成団体の連携可能な事業の実施(研修会、仮設住宅入居者向けパンフレットの作成等)	019-623-4414
5	宮城県	土木部住宅課	(同左)	平成26年1月	○	○	○	○	県住宅供給公社	○	-	宮城県、仙台市, 石巻市, 気仙沼市, 白石市, 名取市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 柴田町, 丸森町、山元町, 色麻町, 加美町, 涌谷町, 美里町, 南三陸町	-	-	-	-	-	-	①3つの部会(被災者住み替え支援部会, 高齢者(・障害者)入居支援部会, 空き家除却・活用検討部会)を設置し, 具体的な検討事項の洗い出しを実施 ②先進的な取り組みを行っている居住支援協議会の活動内容の聞き取り調査	022-211-3256
6	秋田県	建設部建築住宅課	同左	H27年12月	○	○	○	○	-	○	-	秋田県、秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、にかほ市、仙北市、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、美郷町、東成瀬村	-	-	-	-	-	-	検討中	018-860-2561
7	山形県	県土整備部建築住宅課	(同左)	平成27年12月	○	○	○	-	-	-	-	山形県	-	-	-	-	○	-	①住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業に係る制度周知(各会員業者等への周知。県HP。福祉部局の連絡会議等における情報提供)、登録事務等	023-630-2649

全国の協議会の概要

	地方公共団体名	地方公共団体担当課	事務局	設立年	構成団体									これまでに実施してきた活動内容						事務局連絡先
					不動産関係団体					居住支援団体		地方公共団体	その他	①調査	②普及啓発	③相談	④物件情報の掘り起こしと提供	⑤居住支援サービスの提供等	概要	
					宅建業協会	不動産協会	ちんたい協会	日管協	その他	社会福祉協議会	その他									
8	山形県鶴岡市	建設部建築課	(同左)	平成26年3月	○	-	-	-	-	○	(特非)つるおかランド・バンク、鶴岡市民生児童委員協議会連合会	鶴岡市	-	○	-	-	○	-	【実績】 ①需要者(要配慮者)・供給者双方のニーズ調査(H26年度) ②要配慮者から個別依頼を受けての物件紹介(セーフティネット住宅紹介事業)(H26.8～、継続実施) 【今後の活動内容】 ・あんしん居住推進事業の利用啓発 ・高齢者住宅財団による家賃債務保証制度の利用啓発 ・(助成・貸付によらない)転退去積立の支援検討	0235-25-2111
9	福島県	土木部建築指導課	(一財)福島県建築安全機構	平成24年7月	○	○	○	○	(一財)福島県建築安全機構	○	(特非)市民協福島	福島県、県内全市町村	福島大学、日本大学工学部、会津大学短期大学部、東邦銀行、福島銀行、大東銀行、福島県信用金庫協会、東北労働金庫、住宅金融支援機構東北支店、福島県商工会議所連合会、福島県商工会連合会、東北電力 株式会社 福島支店、一般社団法人福島県建設産業団体連合会、公益社団法人 福島県建築士会、福島県建築設計協同組合、一般財団法人ふくしま市町村支援機構、福島県総合設備協会、一般社団法人福島県建築大工業協会、全建総連福島(福島県建設労働組合連合会)、福島県工務店協会、福島県アスベスト処理協会、NPO法人循環型社会推進センター、一般財団法人ふくしま建築住宅センター、一般社団法人福島県建設業協会、一般社団法人 福島県建築士事務所協会	-	○	○	○	-	①普及啓発 ・安心居住に関する研修会及び高齢者等見守りに関する研修会の開催 ・「ふくしま住まいと暮らしフェア」の開催 ②相談 ・東日本大震災津波被災者・原発避難者向け居住安定確保・住宅再建のための相談会等を開催 ・出前住宅相談会を開催 ③物件情報の掘り起こしと提供 ・住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業の登録業務 ・ふくしまあんしん賃貸住宅登録制度の周知	024-529-5273
10	茨城県	土木部都市局住宅課	(同左)	平成28年3月	○	-	-	-	-	-	-	茨城県	-	-	-	-	-	-	(今後の活動を検討中)	029-301-4759
11	栃木県「栃木県住生活支援協議会」	県土整備部住宅課	(一社)栃木県建築士会	平成26年7月	○	○	-	-	県住宅供給公社、(一社)栃木県建築士会	○	-	栃木県、宇都宮市、栃木市、日光市	国際交流協会、とちぎボランティアNPOセンター、(一社)移住・住み替え支援機構、厚生労働省栃木労働局、豊かな住まいづくり協議会、空き家・住み替え部会メンバーとして全市町	○	○	○	○	○	・「安心賃貸住宅部会」「空き家・住み替え部会」「公的賃貸住宅部会」の3部会を設置 ①住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること ②空き家等の有効活用及び世帯構成に応じた住み替えに関すること ③前2号に掲げる支援策に係る情報の共有・提供に関すること ④その他目的達成のために必要な事業に関すること	028-639-3150
12	群馬県	県土整備部住宅政策課	(公財)日本賃貸住宅管理協会群馬県支部	平成23年3月	○	○	-	○	県住宅供給公社	○	(公財)群馬県観光物産国際協会	群馬県、前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、館林市	(株)朝日アドエージェンシー	○	-	-	○	-	①群馬あんしん賃貸ネットを公開	(事務局) 027-323-0080 (群馬県住宅政策課) 027-226-3717

全国の協議会の概要

	地方公共団体名	地方公共団体担当課	事務局	設立年	構成団体									これまでに実施してきた活動内容						事務局連絡先
					不動産関係団体					居住支援団体		地方公共団体	その他	①調査	②普及啓発	③相談	④物件情報の掘り起こしと提供	⑤居住支援サービスの提供等	概要	
					宅建業協会	不動産協会	ちんたい協会	日管協	その他	社会福祉協議会	その他									
13	埼玉県「埼玉県住まい安心支援ネットワーク」	都市整備部住宅課	埼玉県住宅供給公社	平成23年1月	○	○	○	○	(一社)不動産流通経営協会、(一社)全国住宅産業協会埼玉地区会、埼玉県住まいづくり協議会、(独)都市再生機構東日本賃貸住宅本部埼玉エリア経営部、県住宅供給公社	○	(特非)新座子育てネットワーク、(一財)さいたま住宅検査センター、(公財)埼玉県国際交流協会、(一社)埼玉県労働者福祉協議会、(公社)埼玉県社会福祉士会、(特非)エスエスエス	埼玉県、さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、狭山市、春日部市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、東秩父村、美里町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町	オブザーバー((一社)移住・住みかえ支援機構、和光市、新座市、桶川市)	○	○	-	○	-	・2つの部会を設置(セーフティネット部会、子育て支援部会) ①埼玉県あんしん賃貸住宅等登録制度を推進 ②住まいの関連情報を提供 ③子育て支援情報の提供	048-829-2865
14	千葉県	県土整備部都市整備局住宅課	(同左)	平成25年7月	○	○	-	○	-	○	-	千葉県、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、佐倉市、柏市、八千代市、浦安市、印西市、大網白里市	-	○	○	○	○	-	①民間賃貸住宅における住宅確保要配慮者の入居実態を把握するため、所有者及び管理者に対してアンケート調査を実施 ②居住支援に関するリーフレットの作成 ③構成団体である市町村に相談窓口を設置 ④千葉県あんしん賃貸支援事業等の推進	043-223-3255
15	東京都	都市整備局住宅政策推進部住宅政策課	(同左)	平成26年6月	○	○	-	-	(公社) 東京共同住宅協会、(特非)日本地主家主協会、都住宅供給公社、(独) 都市再生機構東日本賃貸住宅本部	○	(一財)高齢者住宅財団、(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター	東京都	オブザーバー(千代田区、文京区、墨田区、江東区、品川区、世田谷区、渋谷区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、青梅市、調布市、町田市、日野市、多摩市、西東京市)	○	○	-	-	-	①セミナーの開催(区市町村職員向け、居住支援団体等を中心に都民全般向け、家主・不動産管理業者等向け) ②全国の居住支援協議会等の活動事例調査 (居住支援活動の課題抽出と活動のヒント集のとりまとめ等) ③パンフレットの作成	03-5320-4932
16	東京都江東区	都市整備部住宅課	(同左)	平成23年9月	○	○	-	-	都住宅供給公社、(独)都市再生機構	○	-	東京都、江東区	-	-	-	○	-	-	①住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策について協議 ②住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給の促進について協議 ③住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対し、居住に関する情報の提供等の支援(高齢者への民間賃貸住宅あっせん相談窓口を毎週1回開催) ④その他目的達成のために必要な協議、事業の実施に向けた連携(事業者に対する高齢者の入居に関する実態調査を実施)	03-3647-9473
17	東京都豊島区	都市整備部住宅課	(特非)としまNPO推進協議会	平成24年7月	○	○	-	-	東京都建築士事務所協会豊島支部	○	(特非) としまNPO推進協議会	豊島区	有識者(千葉大学教授、日本女子大学教授、(株)住宅・都市問題研究所代表取締役) オブザーバー(国土交通省、東京都)	○	○	-	○	○	・3つの部会を設置(モデル事業専門部会、相談事業専門部会、調査・企画・広報専門部会)を設置 ①HP設立、とし居住支援バンク設立 ②居住支援モデル事業の実施 ③空き家オーナー向けセミナーの開催	03-5951-1508
18	東京都板橋区	都市整備部住宅政策課	(同左)	平成25年7月	○	○	-	-	都住宅供給公社	○	区町会連合会、板橋区民生・児童委員協議会、(特非)日本地主家主協会、(公財)東京都防災建築まちづくりセンター、(一社)賃貸保証機構	板橋区	有識者(和洋女子大学教授、東京都健康長寿医療センター研究所副所長)	○	○	○	○	-	①空き家実態調査を実施 ②空き家活用に関する事例研究会を開催 ③板橋区居住支援協議会シンポジウムを開催 ④住宅確保要配慮者向けに住宅相談窓口を設置	03-3579-2186

全国の協議会の概要

	地方公共団体名	地方公共団体担当課	事務局	設立年	構成団体									これまでに実施してきた活動内容						事務局連絡先
					不動産関係団体					居住支援団体										
					宅建業協会	不動産協会	ちんたい協会	日管協	その他	社会福祉協議会	その他	地方公共団体	その他	①調査	②普及啓発	③相談	④物件情報の掘り起こしと提供	⑤居住支援サービスの提供等	概要	
19	東京都八王子市	まちなみ整備部住宅政策課	(同左)	平成28年2月	○	○	-	-	(一財)八王子市まちづくり公社	○	八王子市民生委員児童委員協議会	八王子市	-	○	-	-	-	-	住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するための支援策を協議し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等を行う。	042－620－7260
20	東京都調布市	都市整備部住宅課	(同左)	平成27年12月	○	○	-	○	-	○	調布市地域包括支援センター，調布市民生児童委員協議会，(特非)日本地主家主協会	調布市	オブザーバー(学識経験者)	-	-	-	-	-	相談窓口のモデル事業を実施	042-481-7545
21	神奈川県	県土整備局建築住宅部住宅計画課	(公社)かながわ住まいまちづくり協会	平成22年11月	○	○	○	○	(一社) 不動産流通経営協会、県住宅供給公社、横浜市住宅供給公社、川崎市住宅供給公社、(独) 都市再生機構神奈川地域支社、(一財)サービス付き高齢者向け住宅協会	○	(公社)かながわ住まいまちづくり協会、(特非)かながわ外国人すまいサポートセンター、かながわ土地建物保全協会、(一財)高齢者住宅財団 、(一財)川崎市まちづくり公社、(特非)かわさき住環境ネットワーク	神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、小田原市、茅ケ崎市、厚木市、大和市、大磯町	神奈川県司法書士会	○	○	○	-	-	・2つの部会を設置(居住支援部会、団地再生部会を設置) ①「要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居に資するモデル事業」の実施 ②神奈川県あんしん賃貸住宅、サービス付き高齢者向け住宅、住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業、民間住宅活用型住宅セーフティーネット整備推進事業、その他の賃貸住宅情報をネットで情報提供 ③「要配慮者向けの民間賃貸住宅入居促進のための支援対応マニュアル」の作成 ④地域包括支援センター主催の「地域ケア会議」に出席し情報共有を図る ⑤居住支援制度の情報提供(見守り等支援制度、家賃債務保証制度、外国人にも対応する相談窓口の紹介) ⑥空き家所有者向け相談窓口を開設、空き家所有者への問題解決のヒント集の作成・公表	045-664-6896
22	新潟県	土木部都市局都市政策課	(公財)日本賃貸住宅管理協会新潟県支部	平成25年8月	○	○	○	○	新潟県住宅供給公社	○	-	新潟県、新潟市	-	○	○	○	○	-	①賃貸住宅検索HPにより住宅確保要配慮者に物件情報を提供 ②パンフレットによるホームページの周知 ③不動産事業者への要配慮者入居状況についてのアンケート実施 ④相談窓口の設置	025-211-8665
23	富山県	土木部建築住宅課	富山県住まい・街づくり協会	平成24年6月	○	○	○	○	-	○	富山県建築住宅センター、富山県住まい・街づくり協会	富山県、富山市、上市町	-	-	-	○	○	-	①県HPにて入居を拒まない住宅の一覧を掲載及び住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅の入居について相談を受け付けている	076-444-3355
24	石川県	土木部住宅課	石川県土木部建築住宅課	平成27年12月	○	○	-	○	-	○	-	石川県、石川県住宅建築行政推進協議会が会員となることにより全市町が関与している	石川県建築住宅センター、NPO法人バリアフリー総合研究所	-	○	○	○	-	①石川県あんしん賃貸支援事業の推進(登録の推進、登録物件等の情報提供 ②協議会のHPやリーフレットの作成、関係団体等への協議会参加の働きかけ(予定)	076-225-1777
25	福井県	土木部建築住宅課	(同左)	平成28年3月	○	○	○	○	-	○	-	福井県、 県内の全市町	-	-	-	-	○	-	①住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業の制度周知、物件情報の提供等	0776-20-0505
26	長野県	建設部建築住宅課	(同左)	平成28年3月	○	○	○	○	-	-	-	長野県	-	-	-	-	○	-	①住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業に係る制度周知 ②民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業に係る物件情報の提供	026-235-7339
27	山梨県	県土整備部建築住宅課	(公社)山梨県宅地建物取引業協会	平成28年4月	○	○	○	○	-	-	-	山梨県、甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	-	-	○	-	○	-	①住宅確保要配慮者を拒まない住宅に係る物件情報提供 ②住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業に係る制度周知、物件情報の提供	
28	岐阜県	都市建築部住宅課	(同左)	平成24年11月	○	○	○	○	-	-	-	岐阜県	-	○	-	-	○	-	①岐阜県あんしん賃貸支援事業の推進 ②住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業に係る制度周知、登録事務など	058-272-8693

全国の協議会の概要

	地方公共団体名	地方公共団体担当課	事務局	設立年	構成団体									これまでに実施してきた活動内容						事務局連絡先
					不動産関係団体					居住支援団体		地方公共団体	その他	①調査	②普及啓発	③相談	④物件情報の掘り起こしと提供	⑤居住支援サービスの提供等	概要	
					宅建業協会	不動産協会	ちんたい協会	日管協	その他	社会福祉協議会	その他									
29	岐阜県 岐阜市	まちづくり推進部まちづくり推進政策課	（同左）	平成24年3月	○	○	－	－	県住宅供給公社	○	岐阜市民生委員・児童委員協議会	岐阜市	－	○	○	－	○	－	①住宅確保要配慮者の住宅での困窮状況について情報共有等を検討 ②住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居に向けた支援策の検討 ③岐阜市住宅マスタープランの推進に係る協議・調整	058-265-4141
30	静岡県	くらし・環境部建築住宅局住まいづくり課	（同左）	平成26年4月	○	○	－	－	－	－	－	静岡県、静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、磐田市、焼津市、藤枝市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、松崎町、函南町、清水町、長泉町、森町	－	－	－	－	○	－	①民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業に係る制度周知、物件情報の提供など	054-221-3081
31	愛知県	建設部建築局住宅計画課	愛知県住宅供給公社	平成20年9月	○	○	－	○	（一社）不動産流通経営協会 、（公社）愛知共同住宅協会、県住宅供給公社、名古屋市住宅供給公社、（独）都市再生機構中部支社	○	（公財）愛知県国際交流協会	愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市、春日井市	－	－	－	－	○	－	①愛知県あんしん賃貸支援事業の推進 ②住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業の登録確認	052-954-1361
32	三重県	県土整備部住宅課	（同左）	平成23年1月	○	○	－	－	－	○	（特非）愛伝舎、（特非）三重県精神保健福祉会、（特非）ハートピア三重	三重県、鈴鹿市、亀山市、四日市市、伊賀市、名張市	－	○	○	○	○	－	①三重県あんしん賃貸支援事業（四日市市、鈴鹿市、亀山市、伊賀市、名張市において実施） ②三重県あんしん賃貸住宅協力店の一覧や制度について取りまとめた冊子・パンフレットを作成、公表 ③相談会等の実施 ④住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業への参画	059-224-2720
33	滋賀県	土木交通部住宅課	（同左）	平成25年3月	○	○	－	○	不動産流通経営協会近畿支部	－	－	滋賀県、大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町	滋賀県国際協会	－	○	－	○	－	①滋賀県あんしん賃貸ネットの構築 ②民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業の周知・情報提供 ③会員による合同部会を開催し、支援策の協議・検討 ④不動産オーナーへの国補助金の情報提供、賃貸住宅相談	077-528-4235
34	京都府	建設交通部住宅課	（同左）	平成27年3月	○	○	○	○	－	○	京都府地域包括・在宅介護支援センター協議会	京都府、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、精華町、京丹波町、与謝野町	－	－	○	－	－	－	①居住支援協議会の主旨に賛同し、積極的に住宅確保要配慮者等への入居支援を行う事を宣言した者（宅建業関係者等）を「高齢者等入居サポーター」として登録 ②住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業係るチラシを関係団体の会報等に掲載	075-414-5361
35	京都府 京都市	都市計画局住宅室住宅政策課	京安心すまいセンター、都市計画局住宅室住宅政策課	平成24年9月	○	○	－	○	京都市住宅供給公社、京都府不動産コンサルティング協会	－	京都市地域包括支援センター、在宅介護支援センター連絡協議会、京都地域密着型サービス事業所協議会、京都市老人福祉施設協議会	京都市	－	－	○	○	○	○	①高齢者の入居を拒まない「すこやか賃貸住宅」と，住まい探しに御協力いただける「すこやか賃貸住宅協力店」について，登録及び情報提供。 ②「高齢期の住まいの相談会」の開催。 ③「京都市高齢者住まい・生活支援モデル事業」の実施。	（京安心すまいセンター） 075-744-1670

全国の協議会の概要

	地方公共団体名	地方公共団体担当課	事務局	設立年	構成団体									これまでに実施してきた活動内容						事務局連絡先
					不動産関係団体					居住支援団体		地方公共団体	その他	①調査	②普及啓発	③相談	④物件情報の掘り起こしと提供	⑤居住支援サービスの提供等	概要	
					宅建業協会	不動産協会	ちんたい協会	日管協	その他	社会福祉協議会	その他									
36	大阪府「Osakaあんしん住まい推進協議会」	住宅まちづくり部都市居住課	大阪府住宅まちづくり部、大阪府住宅供給公社	平成27年3月	○	○	○	○	不動産流通経営協会近畿支部、大阪府住宅供給公社、大阪市住宅供給公社、堺市住宅供給公社、(独)都市再生機構西日本支社	○	居住支援等の活動を行う非営利団体、福祉関係団体	大阪府、大阪市、堺市、豊中市、池田市、箕面市、吹田市、摂津市、高槻市、枚方市、寝屋川市、門真市、大東市、八尾市、富田林市、羽曳野市、河内長野市、東大阪市、太子町、河南町、千早赤阪村、高石市、和泉市、岸和田市、泉佐野市、岬町	あんしん賃貸支援事業登録事業者、本会事業を賛助する民間事業者、居住支援サービス(家賃債務保証等)を扱う民間事業者	-	○	○	○	-	①要配慮者を拒まない住宅とその仲介を行う協力店の情報を登録し、発信する「大阪あんしん賃貸検索システム」の運営 ②要配慮者の住まい探しの相談に応じたり、居住支援に関する情報を発信する「住まい探しイベント」の実施 ③セミナー、各種情報冊子、ホームページ等を通じた情報提供 ④住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業の活用促進	06-6210-9707
37	兵庫県	県土整備部住宅建築局住宅政策課	(公財)兵庫県住宅建築総合センターひょうご住まいサポートセンター	平成23年11月	○	○	-	○	不動産流通経営協会近畿支部、県住宅供給公社、(独)都市再生機構西日本支社	○	ひょうご住まいサポートセンター	兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、高砂市、川西市、三田市、篠山市、朝来市、淡路市、たつの市、猪名川町、多可町、播磨町、神河町、太子町、上郡町、佐用町、香美町、新温泉町、小野市、加東市、市川町、福崎町、相生市、宍粟市、丹波市、南あわじ市	-	-	○	○	○	-	①住まい情報を提供するWEBサイト「ひょうごあんしん住宅ネット」の整備・運営 ②住み替え相談会の実施 ③住み替え支援に係る研修会(自治体、事業者向け)の開催 ④「ひょうごあんしん賃貸住宅制度」の運用 ⑤市町村による居住支援に係るワークショップ等の開催 ⑥住宅確保要配慮者の居住支援のあり方に関する調査の実施 ⑦民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業の活用促進(セミナー等)	078-362-3583
38	兵庫県神戸市	住宅都市局住宅部住宅政策課	(一財)神戸すまいまちづくり公社	平成23年12月	○	-	-	-	(一財)神戸すまいまちづくり公社	○	(特非)市民活動センター神戸、神戸市民生委員児童委員協議会、(公財)神戸国際協力交流センター	神戸市	顧問(学識経験者他)	○	○	○	-	○	①構成団体間のネットワーク化、相互補完・協力体制の構築 ②住宅確保要配慮者の居住の安定のための住宅セーフティネットの再構築の検討 ③「こうべ賃貸住宅あんしん入居制度」の創設・普及 ④利用可能な空き家の有効活用方策の実施・検討(JTI「マイホーム借上げ制度」の普及)	078-222-0186
39	奈良県	県土マネジメント部まちづくり推進局住まいまちづくり課	(同左)	平成28年3月	○	○	-	○	-	○	-	奈良県、奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、川西町、三宅町、田原本町、御杖村、高取町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村	-	-	○	-	-	-	低所得高齢者の住宅確保と地域包括ケアシステムについて、構成団体あてに普及啓発を実施	0742-27-7540
40	和歌山県	県土整備部都市住宅局建築住宅課	(同左)	平成25年3月	○	○	○	○	-	○	-	和歌山県、和歌山市	-	-	-	-	-	-	民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業に係る物件情報の提供、苦情・相談の受付など	073-441-3184
41	鳥取県	生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課	(公社)鳥取県宅地建物取引業協会	平成24年11月	○	○	-	○	県住宅供給公社	○	鳥取県母子寡婦福祉連合会、国際交流財団、(福)地域でくらす会、株式会社ソルヘム「陽だまりの家」東部事務所、障害者支援センターしらはま、中部障害者地域生活支援センター、障害者生活支援センターすてっぷ、鳥取県地域生活定着支援センター	鳥取県、鳥取市、倉吉市、米子市、境港市、三朝町	オブザーバー(左記以外の県内町村)	○	○	○	○	○	・2つの部会を設置(居住支援部会、福祉支援部会) ①鳥取県あんしん賃貸支援事業(住宅確保要配慮者の入居の受入に協力する不動産店、民間賃貸住宅を登録・公開。情報提供及び相談対応を行うあんしん賃貸相談員を配置) ②各専門部会による調査、協議・検討 ③情報提供等に関する事業を実施	0857-23-3569

全国の協議会の概要

	地方公共団体名	地方公共団体担当課	事務局	設立年	構成団体									これまでに実施してきた活動内容						事務局連絡先
					不動産関係団体					居住支援団体										
					宅建業協会	不動産協会	ちんたい協会	日管協	その他	社会福祉協議会	その他	地方公共団体	その他	①調査	②普及啓発	③相談	④物件情報の掘り起こしと提供	⑤居住支援サービスの提供等	概要	
42	島根県	土木部建築住宅課	(同左)	平成24年3月	○	○	-	-	県住宅供給公社	○	しまね国際センター、(社医)清和会、島根県建築住宅センター	島根県、松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、隠岐の島町	-	-	○	-	○	○	①あんしん賃貸住宅登録促進事業等 ②入居時保証制度検討事業 ③居住支援普及啓発事業(事業者向けセミナー) ④住まいと暮らしの支援講座(フォーラム)の開催	0852-22-6587
43	岡山県	土木部都市局住宅課	(一社)岡山県宅地建物取引業協会	平成24年8月	○	○	-	-	(一社)岡山県建築士会	○	(特非)まちづくり推進機構岡山、(特非)おかやま入居支援センター	岡山県、岡山市、倉敷市、津山市	-	○	○	○	○	-	①居住支援ネットワーク情報提供事業(居住支援団体の情報収集・ネットワーク構築、電話等による相談窓口の設置) ②高齢者の民間賃貸住宅への入居円滑化マニュアルの作成・普及事業 ③住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業の推進及び物件情報の提供	086-222-2131
44	広島県	土木建築局住宅課	(公社)広島県宅地建物取引業協会	平成25年5月	○	○	-	○	不動産流通経営協会中・四国支部	-	(特非)住宅&相続支援びんごNPOセンター	広島県、県内全市町	-	-	○	-	○	-	①あんしん賃貸支援事業、民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業の促進と、当該事業による住宅情報の公表 ②居住支援等に関する講習会の開催 ③居住支援協議会パンフレットの作成・配布 ④県営住宅抽選会場での情報提供 ⑤高齢者向け住宅の見学会の開催 ⑥高齢者を対象とした居住支援体制の構築に向けた検討部会の開催	082-513-4164 (広島県住宅課)
45	山口県	土木建築部住宅課	(公社)山口県宅地建物取引業協会	平成27年7月	○	○	○	-	-	○	-	山口県、県内全市町	-	○	○	-	○	-	①調査 ・オーナー・不動産業者向け入居制限等の実態調査 ②普及啓発 ・オーナー・事業者向け説明会 ・パンフレット作成 ③物件情報の掘り起こしと提供 ・HPによる住宅情報の提供等	083-973-7111
46	徳島県	県土整備部住宅課	(同左)	平成23年4月	○	-	-	-	-	-	-	徳島県、徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、石井町、那賀町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町	-	-	○	-	○	-	①「あんしん賃貸ネット」システムの構築 ② 事業者向けセミナーの開催	088-621-2597
47	香川県	土木部住宅課	(同左)	平成24年7月	○	○	○	-	-	○	-	香川県、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町	-	-	○	-	-	-	(今後の活動を検討中)	087-832-3584
48	愛媛県	土木部道路都市局建築住宅課	(公社)愛媛県宅地建物取引業協会	平成27年3月	○	○	-	-	(特非)愛媛県不動産コンサルティング協会	○	愛媛県手をつなぐ育成会、(公財)愛媛県身体障害者団体連合会、(一社)愛媛県精神障害者福祉会連合会、(公財)愛媛県国際交流協会	愛媛県、県内全市町	-	-	○	-	○	-	①物件、居住支援情報を提供するHPの作成と情報の掘り起し ②普及啓発の講演会の開催(主に不動産団体対象) ③リーフレット作成 ④先進地事例調査	089-912-2760

全国の協議会の概要

	地方公共団体名	地方公共団体担当課	事務局	設立年	構成団体									これまでに実施してきた活動内容						事務局連絡先
					不動産関係団体					居住支援団体		地方公共団体	その他	①調査	②普及啓発	③相談	④物件情報の掘り起こしと提供	⑤居住支援サービスの提供等	概要	
					宅建業協会	不動産協会	ちんたい協会	日管協	その他	社会福祉協議会	その他									
49	高知県	土木部住宅課	(公社)高知県宅地建物取引業協会	平成25年2月	○	○	○	-	(公社)日本しろあり対策協会四国地区しろあり対策協会高知県支所、(公社)高知県建築士会、(一社)高知県建築士事務所協会、県住宅供給公社	-	-	高知県、高知市、室戸市、安芸市、南国市、宿毛市、土佐清水市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、馬路村、芸西町、本山町、大豊町、土佐町、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、日高村、津野町、四万十町、黒潮町	有識者(高知大学名誉教授)	-	○	-	○	-	①各市町村の空き家情報・居住支援情報を紹介するポータルサイトの作成 ②不動産団体の会員業者から情報収集を実施 ③セミナー開催 ④空き家情報の掘り起こし	088-823-2001
50	福岡県	建築都市部住宅計画課	(一財)福岡県建築住宅センター	平成25年3月	○	○	-	○	-	○	(一財)福岡県建築住宅センター	福岡県、北九州市、福岡市、大牟田市	福岡中小建設業協同組合、(一社)日本住宅リフォーム産業協会	-	-	-	○	-	①高齢者等の入居を拒まない民間賃貸住宅の情報提供 ②民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業に係る物件情報の提供等 ③県内居住支援協議会との情報共有 ④住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業に係る情報提供等	092-781-5169
51	福岡県北九州市	建築都市局住宅部住宅計画課	(同左)	平成24年11月	○	○	○	-	-	○	北九州市障害福祉団体連絡協議会	北九州市	-	-	-	-	○	○	①高齢者等が民間賃貸住宅へ円滑に入居できる支援策の検討及び協議 ②「住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業」及び「民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業」に係る制度周知、物件情報の提供等	093-582-2592
52	福岡県福岡市	住宅都市局住宅計画課	(同左)	平成21年3月	○	○	-	-	(独)都市再生機構九州支社, 福岡市住宅供給公社	○	-	福岡市	-	○	○	○	○	○	①住宅困窮者及び民間賃貸住宅市場の動向に関する情報共有並びに住宅困窮者に対する円滑入居支援策に係る協議 ②福岡市高齢者住宅相談支援事業の実施 ③福岡市高齢者住まい・生活支援モデル事業の検証 ④高齢者の入居を拒まない民間賃貸住宅の情報提供 ⑤民間賃貸住宅事業者への高齢者居住支援策等に関する情報提供 ⑥高齢者の住まいに関するセミナー等の実施	092-711-4279
53	福岡県大牟田市	都市整備部建築住宅課	(社福)大牟田市社会福祉協議会	平成25年6月	○	-	-	-	ありあけ不動産ネット協同組合	○	大牟田市介護サービス事業者協議会、大牟田市地域認知症サポートチーム(医療関係)、大牟田市介護支援専門員連絡協議会、大牟田市障害者自立支援協議会、福岡県社会福祉士会、福岡県司法書士会、大牟田市地域包括支援センター	大牟田市	熊本県立大学環境共生学部、有明工業高等専門学校建築学科 オブザーバー〔福岡県(住宅計画課・高齢者地域包括ケア課)・福岡県建築住宅センター〕	○	○	○	○	-	①相談対応マニュアルの作成及び相談支援体制の構築 ②住まいの情報検索システムによる空き家・居住系福祉施設の情報提供 ③空き家所有者向け無料相談会の実施 ④空き家の管理実態と活用意向調査の実施 ⑤空き家利活用等の住まいに関するセミナー開催 ⑥医療・介護等の多機関で連携した空き家活用モデル事業の実施 ⑦入居保証支援実態・ニーズ調査及び入居支援のあり方調査研究の実施	0944-57-2519
54	佐賀県	県土づくり本部建築住宅課	(同左)	平成25年8月	○	○	-	-	-	○	-	佐賀県、県内全市町村	-	-	○	-	-	-	①住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に係る必要な措置等について協議 ②民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業及び住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業に係る制度の周知、情報の提供	0952-25-7165
55	長崎県	土木部住宅課	(同左)	平成25年3月	○	○	○	-	-	○	-	長崎県、県内全市町	-	-	-	-	○	-	①住宅確保要配慮者への物件情報提供 ②住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業の制度の周知、補助対象工事の協議、情報提供	095-894-3108
56	熊本県	土木部建築住宅局住宅課	(同左)	平成23年7月	○	○	○	○	-	○	熊本県建築住宅センター、熊本市国際交流振興事業団、熊本労働局職業安定部地方訓練受講者支援室	熊本県、熊本県市長会、熊本県町村会	オブザーバー(熊本市居住支援協議会)	-	○	○	○	-	①情報共有の場として、年1回の会議を開催 ②住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業情報の提供	096-333-2547

全国の協議会の概要

	地方公共団体名	地方公共団体担当課	事務局	設立年	構成団体									これまでに実施してきた活動内容						事務局連絡先
					不動産関係団体					居住支援団体		地方公共団体	その他	①調査	②普及啓発	③相談	④物件情報の掘り起こしと提供	⑤居住支援サービスの提供等	概要	
					宅建業協会	不動産協会	ちんたい協会	日管協	その他	社会福祉協議会	その他									
57	熊本県熊本市	都市建設局建築計画課	(特非)自立応援団	平成23年7月	○	○	○	○	-	○	(特非)自立応援団、(福)グリーンコープ、熊本県介護支援専門員協会熊本支部、熊本県特定施設入居者生活介護事業者連絡協議会、熊本市障がい者自立支援協議会、熊本市地域包括支援センター連絡協議会、熊本市母子・父子福祉センター、熊本市民生委員児童委員協議会、(一財)熊本市国際交流振興事業団、熊本市老人福祉施設協議会、(福)同胞友愛会	熊本市	顧問(熊本大学、熊本県立大学) オブザーバー(熊本県居住支援協議会)	-	○	○	○	-	①「相談窓口事業」「情報提供事業」「入居支援事業」をテーマとした部会による協議 ②あんしん住み替え支援サイト(Saflanet)による物件情報の提供 ③常設の窓口を協議会事務局に設置、電話・対面相談を実施 ④あんしん住み替え相談会の開催 ⑤居住支援に関する啓発活動(オーナー向けセミナー、市民向けシンポジウム等) ⑥空き家を活用した子育て世帯の入居支援(持家活用住み替えモデル事業)(H24年度)	096-245-5667
58	大分県	土木建築部建築住宅課	(同左)	平成24年10月	○	○	-	-	県住宅供給公社、県木造住宅等推進協議会	○	(福)シンフォニー	大分県	-	○	-	-	-	-	①高齢者・障がい者の住まいと住まい方に関する調査を実施 ②関係団体による意見交換会を実施 (今後の活動を検討中)	097-506-4677
59	宮崎県	県土整備部建築住宅課	(同左)	平成23年11月	○	○	-	-	-	○	宮崎県民生委員児童委員協議会	宮崎県、宮崎市	-	○	-	-	-	-	①活動内容(住宅確保要配慮者の対象等)について協議 ②宮崎県あんしん賃貸支援事業、宮崎県地域優良賃貸住宅供給促進事業の推進 ③住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業の周知	0985-26-7196
60	鹿児島県	土木部建築課住宅政策室	(公財)鹿児島県住宅・建築総合センター	平成24年8月	○	○	-	-	-	○	県住宅・建築総合センター	鹿児島県、鹿児島市、霧島市	-	○	○	-	-	-	①住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居にあたっての問題点等について，NPO法人等へのヒアリングを実施 ②住宅確保様配慮者あんしん居住推進事業等の情報提供(HP開設)	099-224-4539
61	沖縄県	土木建築部住宅課	沖縄県住宅供給公社	平成25年3月	○	○	-	○	県住宅供給公社	○	県地域包括・在宅介護支援センター協議会	沖縄県、那覇市、沖縄市、うるま市、浦添市、宜野湾市	-	-	○	-	○	-	①居住支援協議会の活動の周知(パンフレット作成、HP開設、説明会開催) ②沖縄県あんしん賃貸支援事業の周知(パンフレット作成、HP開設) ③高齢者住宅財団「家賃債務保証制度」の周知(説明会開催) ④高齢者向け住宅等の情報提供 ⑤沖縄県あんしん賃貸支援事業の実施 ⑥新たな支援策の検討	098-917-2433

○居住支援協議会を中心に入居支援や生活支援を連携して実施する取組

［埼玉県居住支援協議会］

○　高齢者世帯、障害者世帯、外国人世帯、子育て世帯、被災者世帯、失業者世帯、生活保護世帯、低所得者世帯などの入居を受け入れる民間賃貸住宅や仲介業者の登録を行い、登録された住宅情報を提供することで、こうした世帯の住まい探しをサポートしている。（埼玉県あんしん賃貸住宅等登録制度）

○　入居支援団体や不動産オーナーなどに向けた、住宅確保要配慮者の入居に係る支援実例や支援制度などを取りまとめた「住宅確保要配慮者の入居支援ガイド」を作成し、情報提供している。

居住支援協議会を中心に
入居支援や生活支援を連携して実施する取組（全国）

【　概要　】

・平成23年1月12日設立（埼玉県住まい安心支援ネットワーク）
・事務局：埼玉県住宅供給公社
・会員構成：71団体（うち市町村55）、
　　オブザーバー4団体（うち市町村3）
・2つの部会を設置（セーフティネット部会、子育て支援部会）

【　あんしん賃貸住宅等登録制度　】

・平成18年10月から実施しているあんしん賃貸支援事業（国交省・厚労省）を引き継いで実施している。

【各登録件数】

	H23年度	24	25	26	27
サポート店	34	72	91	190	193
住宅	0	323	331	417	1020
支援団体	0	0	0	0	0

居住支援協議会の取組（埼玉県居住支援協議会）

○地域の不動産業者と連携し、住宅確保要配慮者の入居に係るバックアップ体制を構築。

①要配慮者を拒まない住宅の情報提供と住まいサポート店の設置

○住宅確保要配慮者（県の要綱に規定するものに限る）を受け入れる「あんしん賃貸住宅」についてHPで情報提供（検索サイト）

○仲介や家主への「あんしん賃貸住宅」の登録呼びかけを行う「住まいサポート店（地域の不動産業者）（仮）」を、不動産関係団体の協力を得て、設置

（注）住まいのサポート店：地域の不動産業者を住まいのサポート店と位置づけ、円滑な入居を支援

②入居支援に係る事例収集・情報提供

○地域特性の分析と多様な居住支援メニューの整理
○円滑な入居を阻害する要素の把握と分析

→事例集・支援メニュー集を作成し、宅建業者や居住支援団体等と共有し、共通認識の構築を図る。

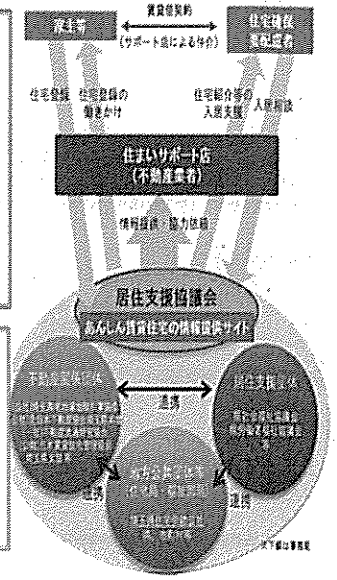

［京都市居住支援協議会］

○　高齢者の入居を拒まない民間賃貸住宅を登録し、ＨＰにおいて、情報を発信している。登録に当たっては、設備やサービス等の要件は付さないものの、耐震やバリアフリーの有無等を公開することを義務付けている。（すこやか賃貸住宅登録制度）

○　高齢者を対象に、行政、不動産関係、福祉関係の者が相談員として、高齢期の住まいの相談会を実施している。

○　原則６５歳以上の一人暮らしの高齢者で見守り等の支援を必要とし、住み替えを希望している方について、低廉な住まいの確保と社会福祉法人による見守りなどのサービスを提供するモデル事業を実施している。（京都市高齢者住まい・生活支援モデル事業）

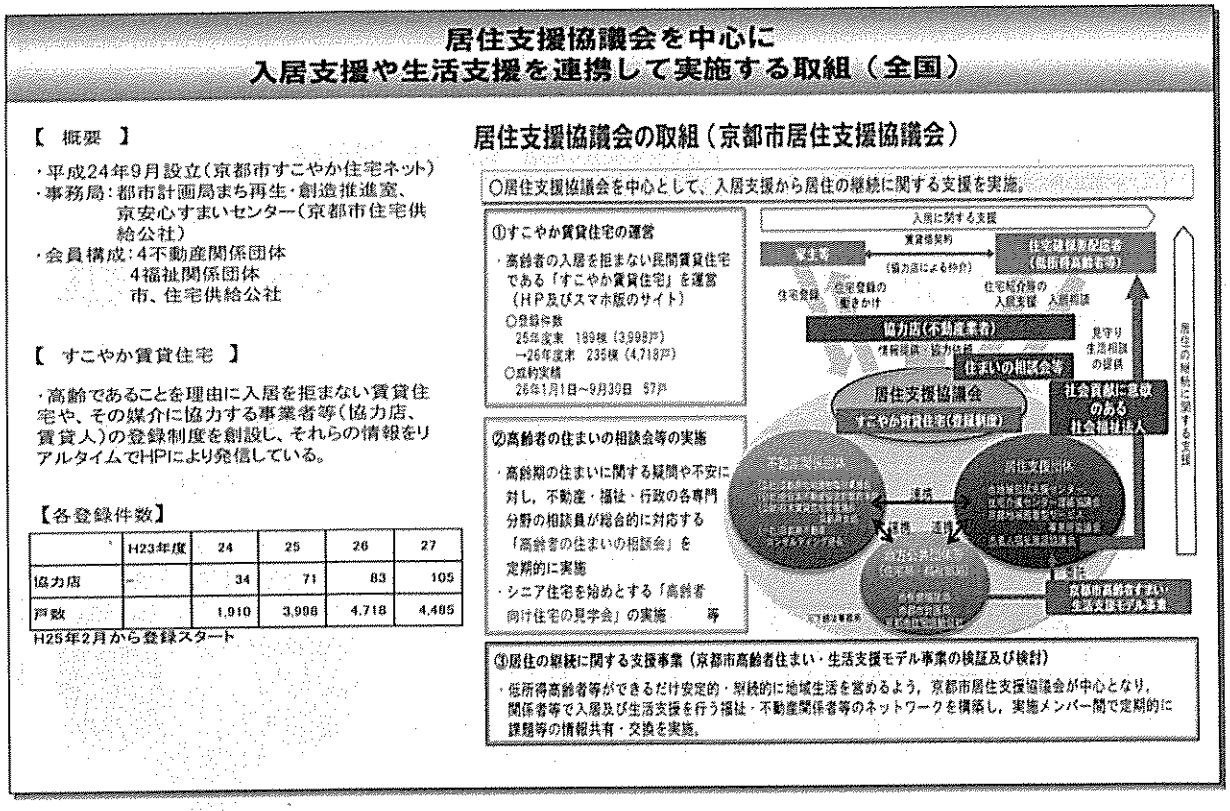

[神戸市居住支援協議会]

○　事務局である神戸すまいまちづくり公社が選定したサービス事業者（５者）が、「連帯保証」「残存家具の片付け」「安否確認」の基本サービスや「葬儀の実施」「福祉整理」の追加サービスを有償で提供し、賃貸住宅への円滑な入居を支援している。

○　移住・住みかえ支援機構「マイホーム借上げ制度」の活用促進を図るため、不動産団体を通じた不動産事業者への制度ＰＲや、全市対象のセミナー・相談会、ニュータウンに出向いての「すまいの相談会」の開催を行っている。

居住支援協議会を中心に
入居支援や生活支援を連携して実施する取組（全国）

【　概要　】

・平成23年12月26日設立
・事務局：神戸市すまいの安心支援センター
　　（神戸すまいまちづくり公社）
・会員構成：神戸市関係部局
　　不動産関係団体、居住支援団体

【　こうべ賃貸住宅あんしん入居制度　】

・市内の民間賃貸住宅では、約4割の貸主が、「居室内での死亡事故」や「連帯保証人がいるか」といった不安から、高齢者の入居を受け入れないと回答している。こうしたことから、平成26年10月、神戸すまいまちづくり公社が選定する事業者が、「連帯保証」「残存家具の片付け」「安否確認」等のサービスを提供することで、貸主、借主双方の不安解消を図り、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援する制度を創設。

【　こうべ賃貸住宅あんしん入居制度の拡充　】

平成27年10月より
・公的賃貸住宅にも利用範囲を拡大
・制度を活用して入居できる民間賃貸住宅の登録

居住支援協議会の取組（神戸市居住支援協議会）

○入居時の貸主・借主双方の不安を解消するため、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するサービス提供体制を構築。

①こうべ賃貸住宅あんしん入居制度（H26.10運用開始）（右図）

対象者：神戸市内の民間賃貸住宅に新たに入居する世帯、または入居中の世帯

サービス提供事業者：5者

提供サービス（有償）：
（基本サービス）
○連帯保証サービス
○残存家具の片付けサービス
○安否確認サービス
（追加サービス）
○ 葬儀の実施、福祉整理

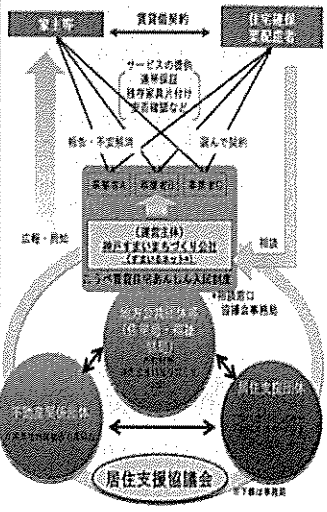

②「マイホーム借上げ制度」の活用促進
○一般社団法人移住・住みかえ支援機構（JTI）の「マイホーム借上げ制度」の活用促進のため、不動産団体を通じた事業者への制度ＰＲを実施。

○空き家対策の一環として、「マイホーム借上げ制度」の活用促進も含めて、全市対象のセミナー・相談会やニュータウンに出向いて「すまいの相談会」を実施。

［鳥取県居住支援協議会］

○　高齢者、障害者、子育て世帯、外国人、若者等の住宅確保要配慮者の賃貸住宅等への入居に協力する不動産店を「あんしん賃貸住宅協力店」として、また、入居を拒否しない民間賃貸住宅を「あんしん賃貸住宅」として登録するとともに、登録住宅を含めた民間賃貸住宅への入居に関する相談対応を行う「あんしん賃貸相談員」を配置することにより、入居に係るワンストップサービスを提供する事業を行っている。

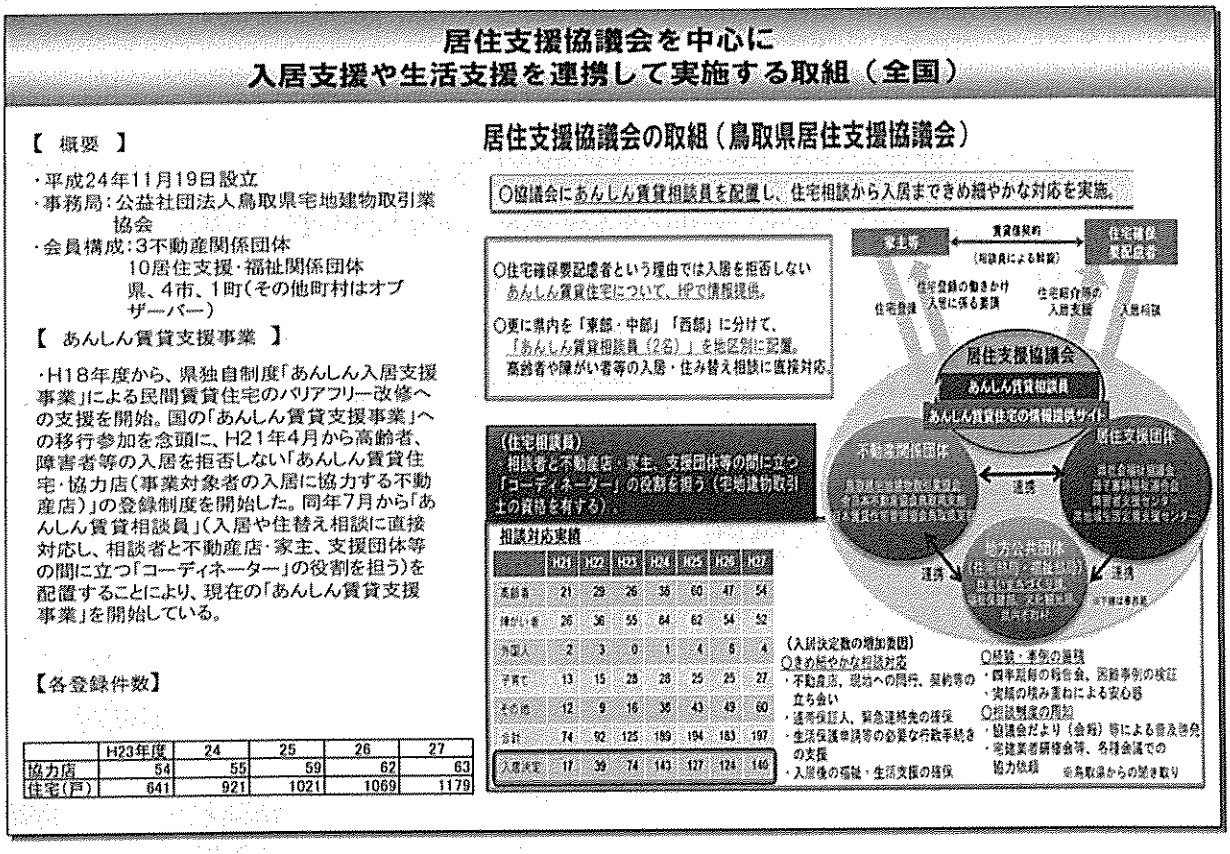

［大牟田市居住支援協議会］

○　空き家や高齢者向け住まいのデータベースである「住みよかネット」を運用しており、住宅確保要配慮者向けに市内の空き家及び居住系福祉施設を紹介している。

○　空き家の実態調査や空き家所有者に対する意向調査等を実施し、空き家の利活用方法等を検討している。

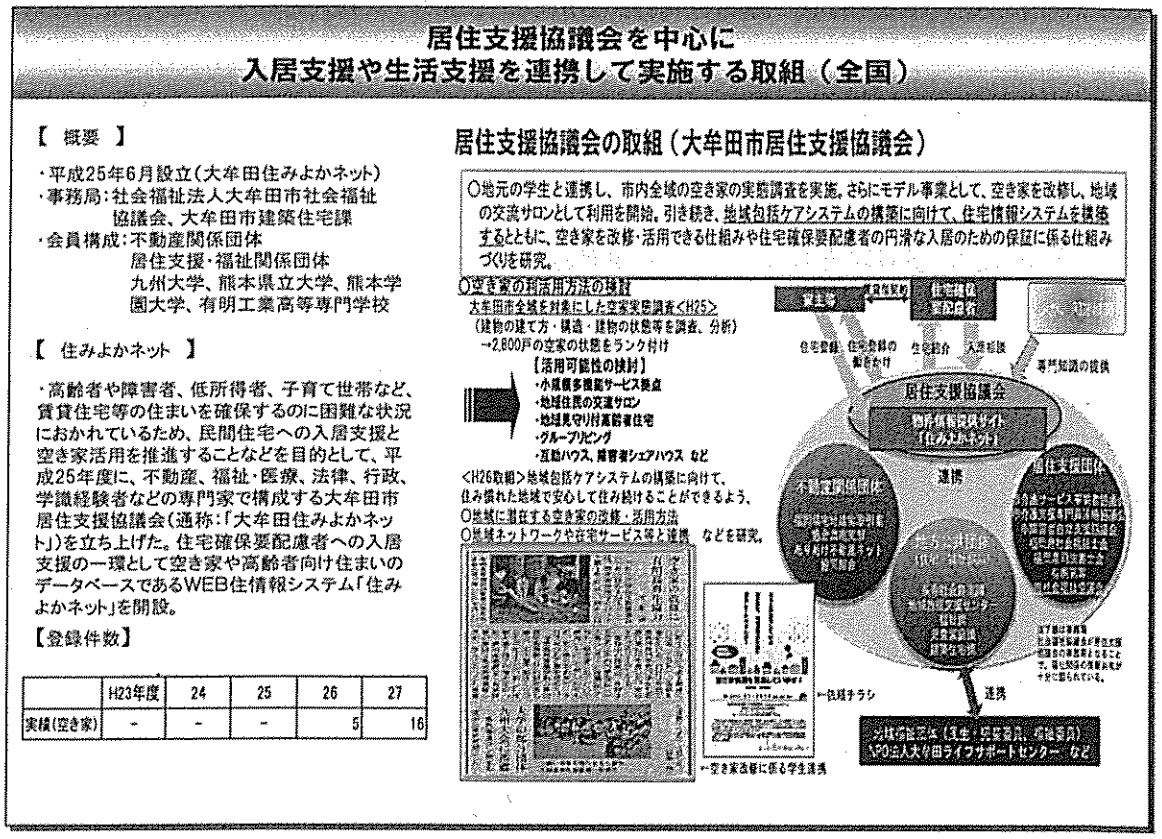

◆　各居住支援協議会の課題として、住宅登録制度を持つ協議会については、住宅の物件情報が更新されないことや協力店、住宅の登録件数の伸び悩みなどがある。

神戸市居住支援協議会については、入居支援、生活支援サービスの提供のみでは利用実績がほとんどなかった。制度を利用して入居可能な住宅の情報を提供することができていなかったことや公的賃貸住宅について、制度が利用できなかったことが課題として考えられ、その点を改善すべく対応を行っている。

居住支援協議会を中心に入居支援や生活支援を連携して実施する取組一覧（全国）

地方公共団体名	埼玉県	京都市	神戸市	鳥取県	大牟田市
設立年	平成23年１月	平成24年9月	平成23年12月	平成24年11月	平成25年6月
事務局	埼玉県住宅供給公社	都市計画局まち再生・創造推進室、 京安心すまいセンター（京都市住宅供給公社）	神戸市すまいとまちの安心支援センター （神戸すまいまちづくり公社）	（公社）鳥取県宅地建物取引業協会	（社福）大牟田市社会福祉協議会
活動の体系	①調査(入居支援に係る事例収集) ②普及啓発 ④物件情報の掘り起しと提供等 ※すまい相談業務は公社で対応	②普及啓発 ③相談（高齢期のすまいの相談会等） ④物件情報の掘り起しと提供 ⑤居住支援サービスの提供等 ※すまいの総合窓口はセンターで対応	①普及啓発 ②相談（「マイホーム借上げ制度」など） ③物件情報の掘り起しと提供 （兵庫県居住支援協議会と連携） ④居住支援サービスの提供等 ※すまいの総合窓口はセンターで対応	①調査(各専門部会における調査) ②普及啓発 ③相談 ④物件情報の掘り起しと提供 ⑤居住支援サービスの提供等	①調査(空き家実態調査) ②普及啓発 ③相談 ④物件情報の掘り起しと提供
主な活動内容	○「埼玉県あんしん賃貸住宅等登録制度」の運用 ・高齢者世帯、障害者世帯、外国人世帯、子育て世帯、被災者世帯、失業者世帯、生活保護世帯、低所得者世帯などの入居を受け入れる民間賃貸住宅（あんしん賃貸住宅）や仲介業者（あんしん賃貸すまいサポート店）の登録を行い、登録された住宅情報を提供することで、こうした世帯の住まい探しをサポートする制度 【登録件数】サポート店１９３、住宅１，０２０（H28.３現在） ○入居支援に係る事例収集、情報提供 ・「住宅確保要配慮者の入居支援ガイド」作成 ○セミナーの開催等普及啓発 ○子育て世帯の定住化促進に向けた取組 ・子育て応援マンション認定制度 ・子育て応援分譲住宅認定制度　等	○「すこやか賃貸住宅登録制度」の運用 ・設備やサービス等の要件は付さないものの、耐震やバリアフリーの有無等を公開することを義務付け、高齢者の入居を拒まない民間賃貸住宅を登録し、HPにおいて、情報発信 ・登録事業者がデータを直接更新できるシステム 【登録件数】協力店１０５、住宅４，４８５（H28.３現在） ○高齢期の住まいの相談会等の実施 ・年４回実施（計４３組の相談） ・行政、福祉団体（地域包括）、不動産団体で対応 ・市内在住の６０歳以上の方及びその家族 ・１回あたり１０組、１組あたり３０分から１時間 ○「京都市高齢者住まい・生活支援モデル事業」 ・原則６５歳以上の一人暮らしの見守り等の支援を必要とする方で住み替えを希望している方について、低廉な「住まい確保」と社会福祉法人による見守りなどのサービスを提供するモデル事業 【問い合わせ件数】３０６件 【成約件数】２８件 ・サービスの利用料　市民税非課税の方：無料、市民税課税の方：月額1,500円	○「こうべ賃貸住宅あんしん入居制度」の運用 ・事務局である神戸すまいまちづくり公社が選定した５社のサービス事業者が、「連帯保証」「残存家具の片付け」「安否確認」の基本サービスや「葬儀の実施サービス」「福祉整理サービス」の追加サービスを有償で提供し、賃貸住宅への円滑な入居を支援する制度。 ・「連帯保証」利用者負担１８万円、「残存家具の片付け」利用者負担１５万円～、「安否確認サービス」利用者負担月額４千円以下（別途機器設置等費用あり） ○「マイホーム借上げ制度」の活用促進 ・不動産団体を通じた事業者への制度ＰＲ，全市セミナー・相談会、ニュータウンへの出前相談会の実施 ・平成２７年度末で、６事業者が協賛事業者として登録 ○H27年10月より「こうべ賃貸住宅あんしん入居制度の拡充」 ・民間賃貸住宅のみでの利用を、市営住宅や県営住宅、公社、UR賃貸住宅にも利用範囲を拡大 ・神戸市居住支援協議会では住宅情報登録制度を実施していないため、あんしん入居制度の連帯保証サービス等を利用することで、高齢者等を受け入れる民間賃貸住宅の物件情報を兵庫県居住支援協議会と連携し、「ひょうごあんしん賃貸住宅」に登録、情報提供する。	○「あんしん賃貸支援事業」の運用 ・高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人、若者等の賃貸住宅等への入居をサポートする事業であり、住宅確保要配慮者の入居に協力する不動産店を「あんしん賃貸住宅協力店」、入居を拒否しない民間賃貸住宅を「あんしん賃貸住宅」として登録し、登録住宅を含めた民間賃貸住宅への入居に関する相談対応を行う「あんしん賃貸相談員」を配置することにより、入居に係るワンストップサービスを提供する事業 ・あんしん賃貸相談員については、鳥取県宅地建物取引業協会が雇用しており、宅地建物取引士の資格及び賃貸住宅仲介の実務経験を有する者を要件に公募を実施 【登録件数】協力店６３、住宅１，１７９（H28.３現在） ○セミナーの開催等普及啓発 ・入居支援に係るセミナーの開催、HP、会報及びパンフレットにより、協議会の行う事業・活動の情報提供実施により、支援対象者、不動産オーナー等への事業周知を図る	○「住みよかネット」の運用 ・空き家情報と施設系の高齢者向けの住まいの情報サイト ・住宅確保要配慮者向けに市内の空き家を紹介 ○空き家の利活用方法の検討 ・空き家情報の収集として、民生委員等による空き家実態調査を実施 ・空き家の所有者空き家の管理実態と活用意向調査実施 ・地域の活性化などを目的として、空き家の有効活用を図る（所有者から物件提供を受けた空き家を使い、地域の交流サロンとしてモデル事業を実施） ○セミナーの開催等普及啓発 ・空き家所有者向け無料相談会の実施 福祉、不動産、建築、法律の専門家が対応 ・空き家利活用セミナーの実施
協議会 運営経費	自主財源 住宅政策貢献事業として公社が予算化 県が一部補助	自主財源 高齢者すまい・生活支援モデル事業のみ国補助 (厚労省：低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業)	全て国費（重層的住宅セーフティネット）	国費（重層的住宅セーフティネット）を活用し、不足分の45%を国（社会資本整備総合交付金）、県27.5%、4市で27.5%（あんしん賃貸相談員人件費含む）	全て国費（重層的住宅セーフティネット）
住まい協力店などとの協力体制	不動産関係団体と協定締結、団体からサポート店としての登録の呼びかけと登録の届出を受理。賃貸住宅については、県に登録の申請を提出。	すべての仲介業者が「協力店」として、すべての個人事業主が「賃貸人」として登録申請可能 （協力店については、宅建業法の免許を取得していない者、免許取り消しを受けている者などに該当する場合は除く） （賃貸人については、精神上の障害により事理を弁識する能力（判断能力）を各常況にある者若しくは著しく不十分である者、又は、破産者で復権を得ない者などに該当する場合を除く）	サービス提供事業者と協定締結	あんしん賃貸支援事業の実施に関する協定を宅建協会と締結 住宅、協力店、支援団体については、協議会事務局に申請を行い登録	空き家提供者から事務局へ相談
課題等	・登録された住宅情報の更新	・登録件数（協力店・住宅）の伸び悩み ・３年間（平成２６年度～平成２８年度）のモデル事業終了後における持続可能な事業スキームの構築	・家主、不動産事業者への制度周知	・登録件数（協力店・住宅）の伸び悩み	・「住みよかネット」ＨＰ画面の構築 ・登録された住宅情報の更新
備考	・不動産団体等主催の関係団体職員を対象としたセミナーにおいて、住宅セーフティネット施策の取組を紹介するなど普及啓発を行い、あんしん賃貸すまいサポート店への登録について協力を呼びかけている。	・協議会の紹介チラシやHPリニューアルにより、すこやか賃貸住宅の登録方法が容易になったことなどを説明するチラシを作成し、協力店や住宅の登録数を拡充する取組みをしている。		・HPへの掲載、会員団体を通じた事業パンフレット及び会報による周知、相談員による不動産店及び家主への呼びかけ等により登録推進に取り組んでいる。	

（５）住まいに関する区市町村アンケート

［区市町村へのアンケートにおける集計結果について］

○　区市町村による居住支援や生活支援の取組を把握し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進を図ることを目的に、都内の区市町村にアンケート調査を実施した。（平成 27 年 10 月）

○　住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者等）の居住実態を把握する取組について、約８割の自治体が行う予定はないとしている。取組を実施しない理由として住宅確保要配慮者の住宅問題が顕在化していない、現行の施策・事業等により対応できているなどがある。

○　住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居支援策（家賃補助、転居費用補助、民間賃貸住宅等への斡旋、紹介、家賃債務保証の助成、保証人の代行）は２～４割の自治体で実施しているが、利用者のニーズに合う物件が少ない、家賃が高く、斡旋しても該当物件がないなどの課題がある。

一方、入居支援策を実施していない理由としては、住宅確保要配慮者の住宅問題が顕在化していない、マンパワーが不足しているなどがある。

（参考）

・家賃補助（Ｈ２６年度実績）※精査中

実施 27 区市、件数 1,704 件、事業費４２,４３８万円

・家賃債務保証の助成、保証人の代行（Ｈ２６年度実績）

実施３０区市、件数 109 件、事業費１６７万円

・あんしん居住制度への助成（Ｈ２６年度実績）

実施５区市、件数２件、事業費４５万円

○　住宅確保要配慮者から住まいの確保（現住居の退去や家族構成の変化に伴う移転先の住居の確保）に関して相談・問い合わせの頻度は、各自治体によってばらつきがある。相談があった場合の対応として、宅地建物取引業の団体を紹介する、東京シニア円滑入居賃貸住宅登録・閲覧制度を活用する、公営住宅・公社住宅・都市機構住宅など公的賃貸住宅を紹介するなど自治体により対応が異なる。

○　住宅確保要配慮者の生活支援等に関する取組については、安否確認などの見守りサービスを実施している自治体は多いが、その他葬儀の実施への助成、残存家具整理サービスへの助成、あんしん居住制度への助成などを実施している自治体は少ない。

○　相談を受けている福祉の窓口の相談員等に、住まいに関する情報（住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅に関することや公営住宅の入居者募集に関することなど）が十分に届いているかに関しては、「情報はあるが不足している」、「行き届いていない」を合わせると約７割となっている。情報不足に関する主な意見として、地価や家賃相場が高いため、安価な家賃で住むことができる民間賃貸住宅の情報が少ない、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅に関する情報がないなど、住宅そのものの情報が少ないとする意見と、福祉行政と住宅行政の所管が別れている、福祉部門・住宅部門が定期的に情報提供を行う仕組みができていないなど連携体制に課題がある意見等がある。

○　住宅確保要配慮者の入居を拒まない物件情報、家賃債務保証等の入居支援サービスや、見守り等の生活支援サービスの一体的なサービス提供については、約７割の区市町村が必要であるとしている。主な意見として、様々な情報が一元的に提供され、入居から入居後の生活に至るまで、一つの窓口で情報を受け取れた方が利用者や相談者にとってわかりやすく、利便性が高いとしている。また現在あるサービスを簡単に知ることができた方がより支援がスムーズになるといったものがある。

一体的なサービスが必要であると認識していても課題整理や各関係施策との連携がされていないなどの課題もある。

一方、必要ではないとした区市町村の理由として、住宅確保要配慮者が必ずしも見守り等が必要とは限らず、また、見守りが必要とされる対象者数が多く、解決すべき課題が多く、一体的なサービスを行うことが非効率である、相談の内容、個々の事例に応じて、サービスを選択すればよいなどの意見もある。

◆　今後も、区市町村の取組について、居住支援協議会を通じて、不動産関係団体や居住支援団体等に情報提供するとともに、区市町村のニーズを把握し、住宅確保要配慮者の入居支援策の検討に活用していく必要がある。

住宅確保要配慮者の住まいに関する区市町村アンケート調査（概要）

目　的：区市町村による居住支援や生活支援の取組を把握し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進に資する方策の検討にあたり参考にする。
対　象：都内の区市町村
期　間：平成27年10月14日（水）から平成27年10月28日（水）まで
方　法：アンケート用紙を配布し区市町村が記入（62区市町村のうち、60区市町村分を集計）

民間住宅への入居支援施策の実施状況

○ 区市町村により施策の実施状況にばらつきがある。

1	家賃補助	32.3%	4	家賃債務保証助成、保証人代行	45.2%
2	転居費用補助	22.6%	5	住まいの情報提供・相談	35.5%
3	民間住宅等への斡旋・紹介	27.4%	6	その他	8.1%

入居支援施策を行っていない理由

○ 住宅確保要配慮者の住宅の問題が顕在化していないと認識している自治体が４割

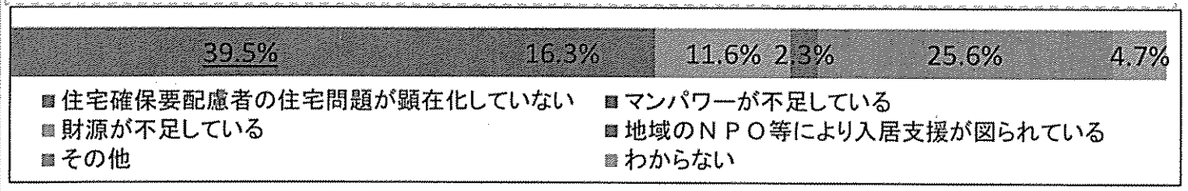

住まいの確保に関する相談・問合せの頻度

○ 週に３～４回、週１～２回程度という自治体がそれぞれ13.0%となっている。

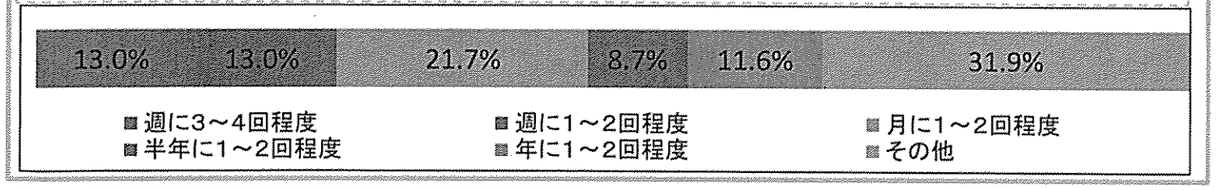

生活支援等に関する取組状況

○ 安否確認などの見守りサービスはほぼ半数の自治体で実施。

1	安否確認など見守りサービスの実施	45.2%	4	あんしん居住制度への助成	8.1%
2	葬儀の実施への助成	4.8%	5	その他	14.5%
3	残存家具整理サービスへの助成	3.2%			

福祉の窓口の相談員等における住まいに関する情報

○ 住まいに関する情報が「不足している」「ない」を合計すると約７割

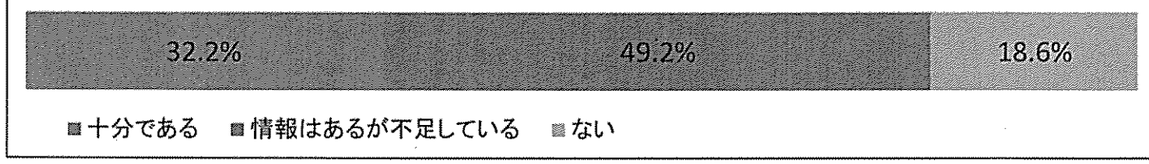

入居支援と生活支援の一元的な情報提供の必要性

○ 入居支援・生活支援の一元的な情報提供が「必要」と７割以上が認識

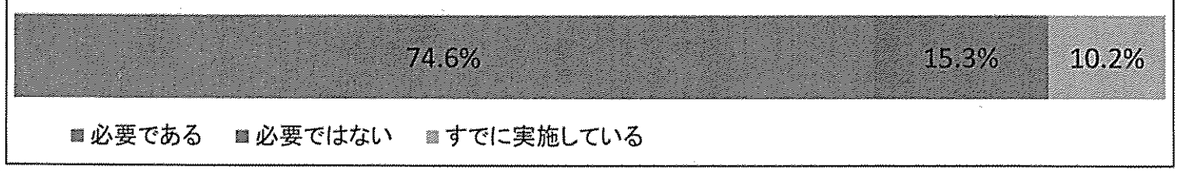

住宅確保要配慮者の住まいの課題（主な回答を要約）

- 収入が少ない、没後の家財撤去、身寄りがない・保証人がいない・緊急連絡先がないなどの理由により、高齢者等の住まいを民間賃貸住宅で確保することが難しい。
- 住宅確保要配慮者に住宅を提供する貸主・不動産事業者が少なく、入居を拒まない物件自体も少ない。
- 福祉部門と住宅部門、福祉部内、不動産関係団体・居住支援団体等において、情報共有・連携が必要　など

東京都居住支援協議会への要望（主な回答を要約）

- 居住支援協議会の成果、成功事例、連携事例、支援施策等の定期的な情報提供
- 都内自治体で居住支援の活動を実施している不動産関係団体、居住支援団体等の活動内容、活動可能な地域などの情報提供
- 先駆けて居住支援協議会を設立し、活動している都内自治体の情報提供
- 高齢者の入居について、入居後も行政等からフォローの態勢や仕組みがあることを家主、不動産事業者、業界に周知、啓発を行ってほしい。

住宅確保要配慮者の住まいに関するアンケート調査（区市町村）集計報告

○ 調査概要

目　的：区市町村の居住支援や生活支援の取組を把握し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進に資する方策の検討にあたり参考にする。

対　象：都内の区市町村

期　間：平成 27 年 10 月 14 日（水）から平成 27 年 10 月 28 日（水）まで

方　法：アンケート用紙を配布し区市町村が記入

○ 集計結果

Ⅱ　住宅確保要配慮者の居住実態の把握や入居支援に関する取組

1　住宅確保要配慮者の居住実態を把握するための取組についてお聞きします。

(1) 貴自治体において、住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯等）の居住実態（住生活の状況等）を把握する取組はありますか（予定を含む）。

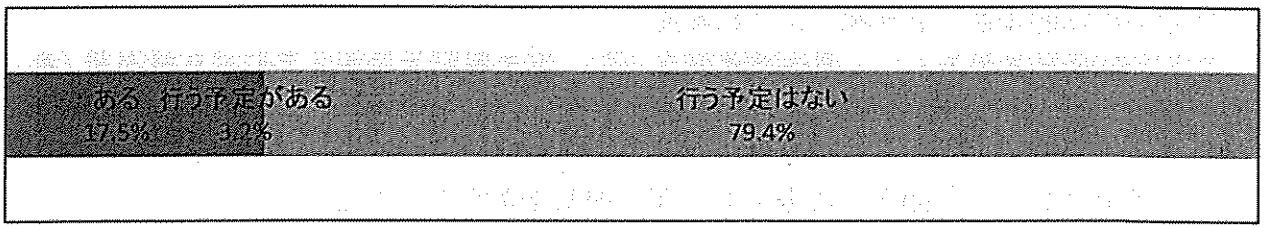

「ある」又は「行う予定がある」と回答した場合は、取組の具体的内容を教えてください。

【主な回答】

- **高齢者保健福祉計画、障害者計画、介護保険事業計画等の計画作成のために生活実態等の調査を実施**
- **単身高齢者や介護状況など、高齢者の実態を把握する調査を実施**
- **相談窓口や生活保護など、個別に状況把握を実施**

「行う予定はない」と回答した場合は、その理由を教えてください。

【主な回答】

- **住宅確保要配慮者の住宅問題が顕在化していない。**
- **現行の施策・事業等により対応できている。**
- **住宅確保要配慮者向けの施策・取組について検討中（未定）である。**

(2) 貴自治体において、空き家・空き室の所有者に対し、住宅確保要配慮者向けの住宅として活用する意向を調査する予定はありますか。

(3) 貴自治体において、空き家・空き室などを活用して住宅確保要配慮者の住宅を確保する取組（物件情報の提供、改修費助成など）はありますか（予定を含む）。

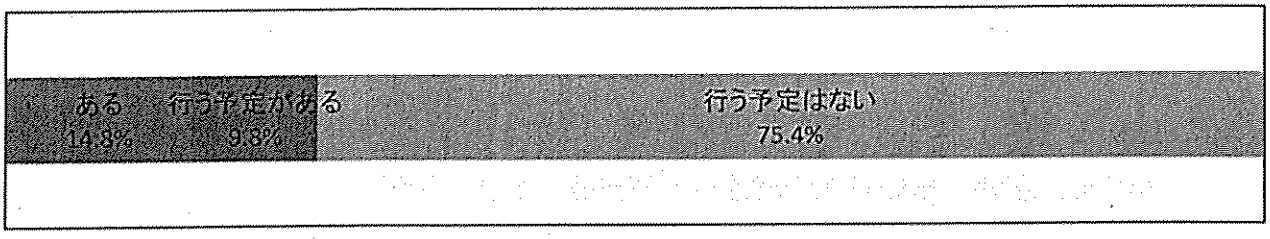

「ある」又は「行う予定がある」と回答した場合は、取組の具体的内容を教えてください。

【主な回答】

- **空き家の改修工事費用の一部を補助する事業を実施**
- **空き家の情報提供・空き家バンクの実施**
- **住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業（国）、空き家利活用等区市町村支援事業（都）、生活支援付すまい確保事業（都）の活用を検討**

「行う予定はない」と回答した場合は、その理由を教えてください。

【主な回答】

- **既存の施策・事業で対応している（公営住宅、ＴＯＫＹＯチャレンジネット等）。**
- **これから検討をする・検討中である。**
- **具体的な検討をしておらず、予定がない・未定である。**
- **組織的な対応が困難である。**

2　住宅確保要配慮者の民間住宅への入居支援に関する施策の実施状況をお聞きします。

貴自治体では、住宅確保要配慮者の民間住宅への入居支援に関する施策を行っていますか。

入居支援策	実施している区市町村の割合
1　家賃補助	３２．３％
2　転居費用補助	２２．６％
3　民間住宅等への斡旋・紹介	２７．４％
4　家賃債務保証の助成、保証人の代行	４５．２％
5　住まいの情報提供・相談	３５．５％
6　その他	８．１％

1　家賃補助の例

Ａ区　高齢者世帯等居住継続家賃助成（家賃の２割（上限あり）を６年間助成）
　　ファミリー世帯家賃助成（月額２万円を２年間助成）

Ｂ市　市内に３年以上居住する高齢者のみの世帯（所得制限あり）に、民間住宅の３分の１（上限１万円）を助成

2　転居費用補助の例

Ｃ区　自己の都合や責任によらない理由により立ち退きを受けて、区内の民間賃貸住宅から区内の別の民間賃貸住宅に転居した高齢者世帯等に対して、転居費用（礼金・仲介手数料）を助成

Ｄ区　ファミリー世帯（１８歳未満２人以上扶養）・高齢者（６５歳以上）世帯で、区内に１年以上居住で区内に転居した場合、また、高齢者・障害者世帯で立ち退き等の場合に助成

3　民間住宅等への斡旋・紹介の例

Ｅ区　住宅に困窮する高齢者世帯やひとり親世帯に公益社団法人東京都宅地建物取引業協会等の協力を得て、民間住宅のあっせんを行う。

Ｆ市　社会福祉協議会と連携し民間賃貸住宅をあっ旋

4　家賃債務保証の助成、保証人の代行の例

Ｇ区　民間賃貸住宅への入居に当たり、区と協定を結んだ債務保証会社を利用した高齢者等に対し、５万円を限度として初回保証料の実費額を補助

Ｈ市　市内に引き続き１年以上住所を有し、民間賃貸住宅から市内の民間賃貸住宅へ転居する（保証人がいない）65 歳以上の高齢者単身世帯及び高齢者のみ世帯に対し、保証人となる民間保証会社を紹介し、初回保証料の一部を市が助成

5　住まいの情報提供・相談の例

Ｉ区　あっせん事業に協力している不動産店を紹介

Ｊ市　住宅相談会において、相談を受付

「その他」の主な回答

・　支援対象者の賃貸借契約が成立した場合、家主に協力金の支払。６月限度の家賃補償、借家人損害賠償保険・民間緊急通報システムに加入
・　「あんしん入居制度」や「東京シニア円滑入居賃貸住宅情報登録・閲覧制度」を案内

②当該事業の予算規模・実績等について記入してください。

→【別紙参照】

③都民等からの評価等について記入してください。

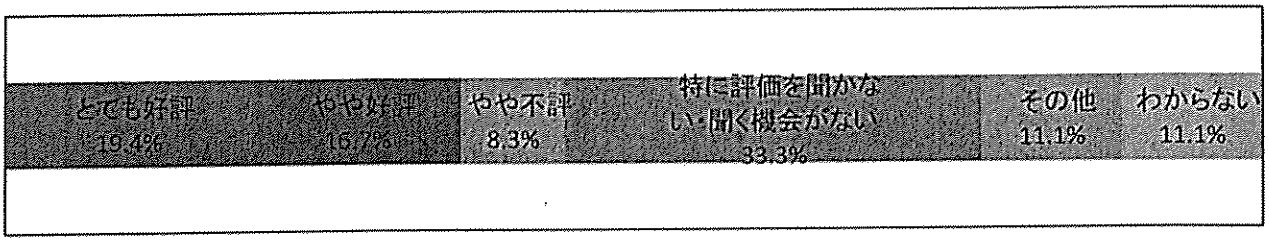

「その他」の主な回答

- 相談利用者は多く、評価も良好だが、利用者のニーズに合う物件が少ない。
- 家賃補助利用者からは概ね好評
- 相談会実施時アンケートでは好評

③'「やや不評」「とても不評」とされている理由を教えて下さい。

【主な回答】

- 家賃が高く、あっせんしても該当物件がなかったため。
- 協定している家賃保証会社では実際の契約に結び付かないため。
- 住居の確保と再就職の支援が目的の制度のため、受給要件などが厳しく、使い勝手が悪いとの相談者からの声がある。【住居確保給付金（国）】

④その理由を教えて下さい。

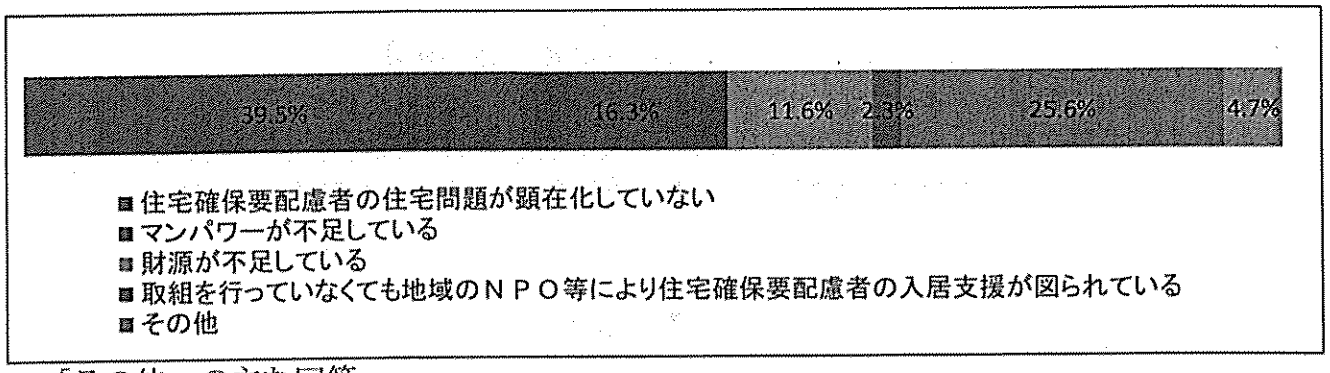

「その他」の主な回答

- 住宅確保要配慮者の対応について検討中のため。
- 既存の制度内で対応している。
- 住宅確保要配慮者の入居支援を行う部署がない。
- 民間賃貸住宅が少なく、住宅困窮者は公営住宅に入居している。

(2) 住宅確保要配慮者の住まいに関する施策に関して、民間の宅建業者やＮＰＯなど居住支援団体等との連携を行っていますか。

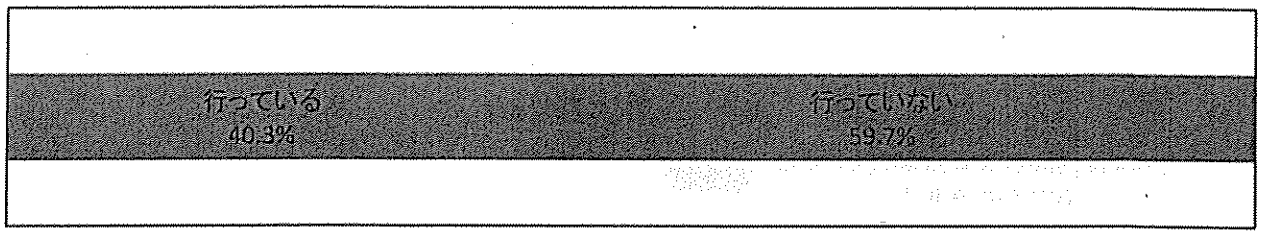

「行っている」と回答した場合は、どのような機関とどのような連携を行っているか教えてください。

【主な回答】

- 東京都宅地建物取引業協会、全日本不動産協会等と協定を締結し、住宅の相談・斡旋・紹介等を実施
- 宅地建物取引業者等の協力を得て、住宅を斡旋
- 居住支援協議会において相談窓口を設置
- 民間の保証会社と協定を締結
- ＮＰＯと連携

「行っていない」と回答した場合は、なぜ行っていないのかを教えて下さい。

【主な回答】

- 居住支援協議会を設立予定であるため。
- 住宅確保要配慮者の対応について検討しているため。
- 住宅確保要配慮者の住宅問題が顕在化していないため。
- 連携できる民間事業者やＮＰＯが存在しないため。

(3) 住宅確保要配慮者から住まいの確保（現住居の立退きや家族構成の変化に伴う移転先の住居の確保）に関して相談・問い合わせはどのくらいの頻度でありますか。

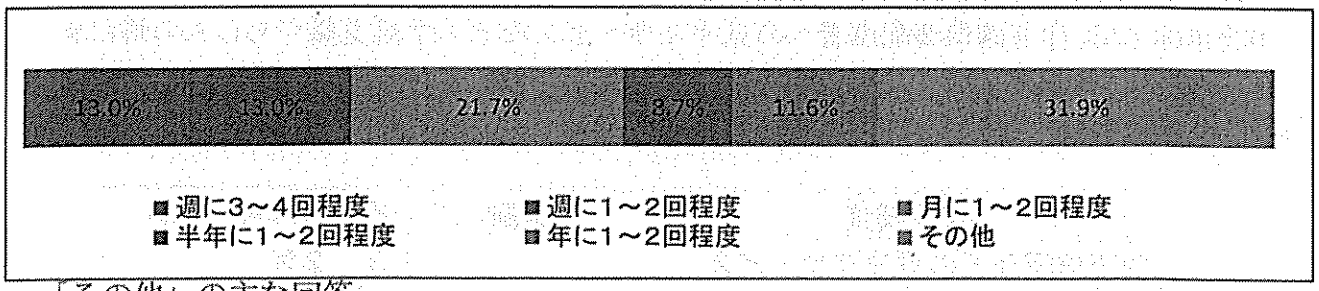

「その他」の主な回答

- 住宅課窓口での随時相談者、月４回開催する住宅相談を含め延 50～60 件／月
- 毎日、１～３件程度
- 各担当部署で相談等を受けているため、把握が困難／集計をしていないため不明
- 相談はほとんどない。

(4) 住宅確保要配慮者から住まいの確保（現住居の立退きや家族構成の変化に伴う移転先の住居の確保）に関して相談・問い合わせがあった場合、どのような対応をしていますか。　（複数回答）

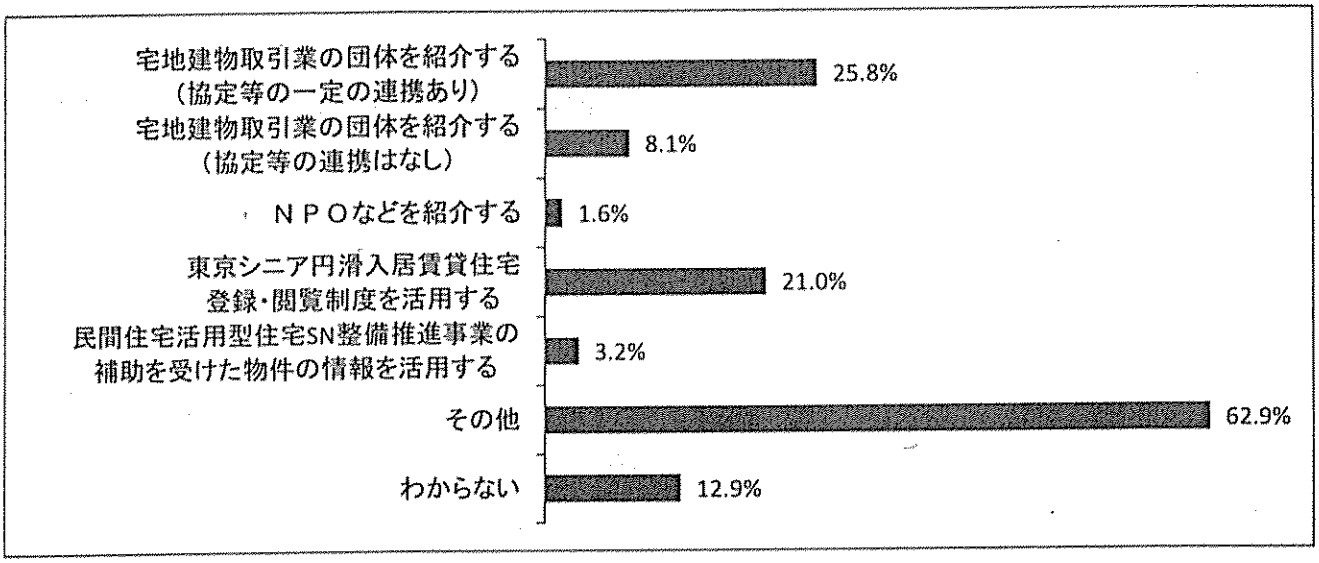

「その他」の主な回答

- 公営住宅・公社住宅・都市機構住宅など公的賃貸住宅を紹介する。
- 不動産関係団体の協力により、相談窓口を案内する。
- 相談員が住み替え先探しのサポートを行う。
- 家賃債務保証制度の紹介をする。
- 東京都シニア円滑入居賃貸住宅制度を案内する。
- 保護施設、無料低額宿泊所の活用、生活福祉資金、生活保護等の公的制度の活用を考える。
- 状況に合わせてケースワークを行う。

III　住宅確保要配慮者の生活支援等に関する取組

(1) 貴自治体では、住宅確保要配慮者への見守りサービスなどの生活支援やもしもの時に備えた支援に関する施策を行っていますか

①該当する選択肢に具体的な内容を記入してください。

入居支援策	実施している区市町村の割合
1　安否確認などの見守りサービス	４５．２％
2　葬儀の実施への助成	４．８％
3　残存家具整理サービスへの助成	３．２％
4　あんしん居住制度への助成	８．１％
5　その他	１４．５％

1　安否確認などの見守りサービスの例

A区　高齢者に対し、見守り配食サービス、緊急通報システム、安心コール（電話訪問）、たすけあいネットワーク（見守りネットワーク）を実施

B市　社会的に孤立しがちな高齢者を地域での支え合いを通じ見守りを支援する「高齢者

見守り支援ネットワーク」を構築

2　葬儀の実施への助成の例

C区　親族等がなく、住宅に困窮する高齢者及び障害者に対し、親族に代わって葬儀を行う（預託金が必要）。

3　残存家具整理サービスへの助成の例

E区　親族等がなく、住宅に困窮する高齢者及び障害者に対し、親族に代わって葬儀を行う（預託金が必要）。

4　あんしん居住制度への助成の例

G区　60歳以上単身者が、見守りサービスの年間利用契約に対し要した費用半額を助成する。

「その他」の主な回答

- 緊急通報システム設置
- 社会福祉協議会の見守り声かけ活動、あんしん居住制度のご案内ほか
- 各相談窓口の紹介

②当該事業の予算規模・実績等について記入してください。

→【別紙参照】

③都民等からの評価等について記入してください。

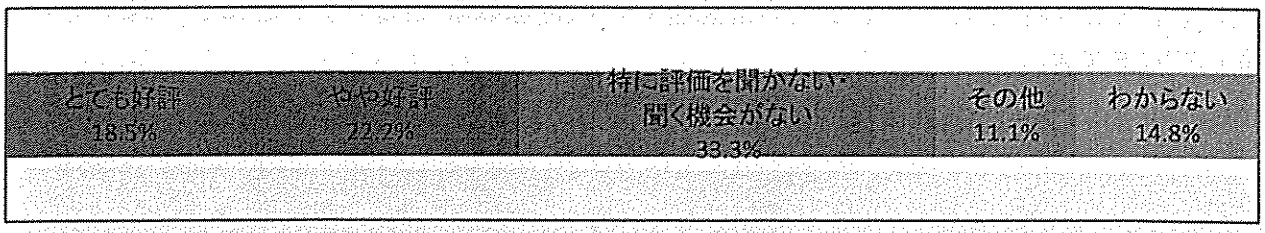

「その他」の主な回答

- 手続きや金額面での負担が大きいという意見あり。
- 見守りサービス利用者が少なく実績が低迷している。

(2) 住宅確保要配慮者の生活支援に関する施策に関して、民間の事業者やＮＰＯなど生活支援団体等との連携を行っていますか。

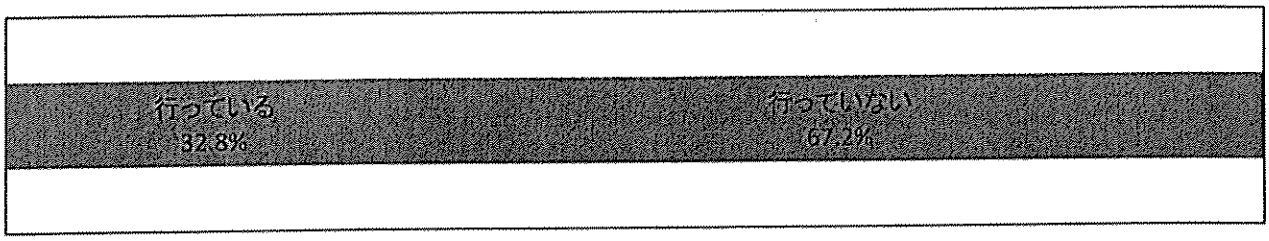

「行っている」と回答した場合は、どのような機関とどのような連携を行っているか教えてください。

【主な回答】

- 電気・ガス等の事業者、配食サービス事業者、ＮＰＯ等と協定・契約し、見守りを実施している。
- 居住支援協議会（構成団体）の事業として実施
- 社会福祉法人、民生委員等との連携・情報共有を実施

「行っていない」と回答した場合は、なぜ行っていないのかを教えて下さい。

【主な回答】

- 地域包括支援センター等の関係機関との連携が図られているため。
- 住宅確保要配慮者の対応について検討しているため。
- 住宅確保要配慮者の住宅問題が顕在化していないため。
- 連携できる民間事業者やＮＰＯが存在しないため。

Ⅳ　福祉の窓口の相談員等における情報

実際に相談を受けている福祉の窓口の相談員等に、住まい関する情報（住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅に関することや公営住宅の入居者募集に関することなど）は十分に行き届いていますか。

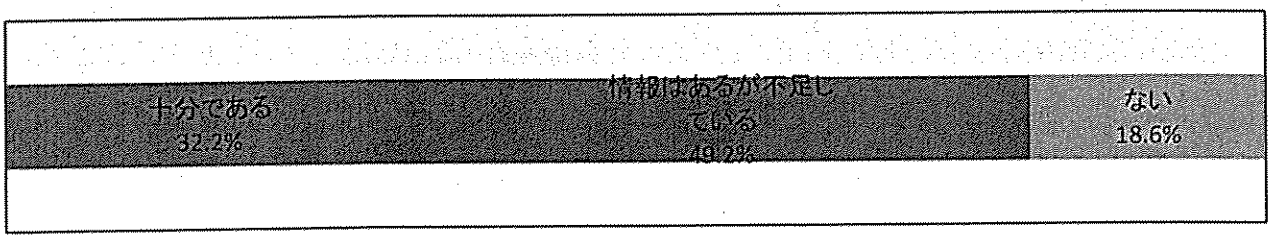

「十分である」と考える理由。

【主な回答】

- 必要に応じて住宅施策を所管する部署の窓口案内をしている。
- 住宅関係部署からの情報提供を受けている。
- 庁内での情報共有を図ることで、情報の不足は解消できると思われる。

「情報はあるが不足している」「ない」と考える理由。

【主な回答】

- 地価や家賃相場が高いため、安価な家賃で住むことができる民間賃貸住宅の情報がない。
- 生活保護受給に至らない方を対象とする相談員が活用できる住まいの情報が少ない。
- 福祉行政と住宅行政の所管がわかれている。
- 福祉部門・住宅部門が、定期的に情報提供を行う仕組みができていない。
- 公営住宅、公社住宅、都市再生機構住宅のそれぞれの制度（対象要件、手続きの流れ等）及び入居者募集時期一覧等のリーフレットがあればいいと思う時がある。
- 住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅に関する情報がない。

福祉の窓口の相談員等にとって、住まいに関するどのような情報が必要と思いますか。（複数回答可）

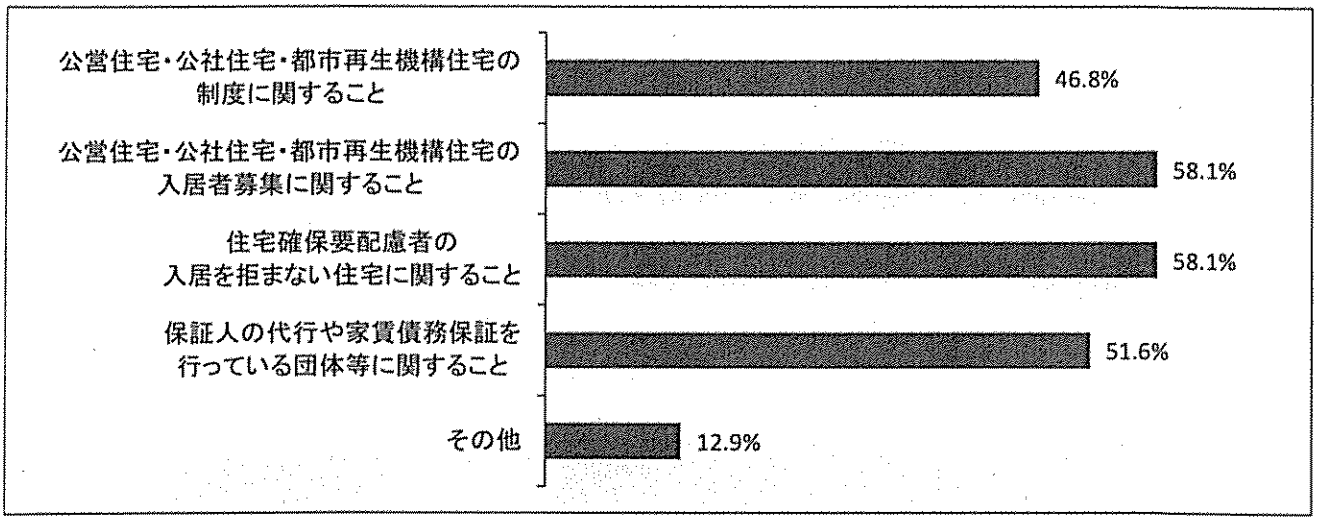

「その他」の主な回答

- 各種窓口案内等の一覧等
- ＪＫＫやＵＲのＨＰを見やすく・使いやすくすることが先決
- 一時的に入ることのできる住居の情報

Ⅴ　住宅確保要配慮者への入居支援と生活支援

〔住宅確保要配慮者の入居を拒まない物件情報〕、〔家賃債務保証等の入居支援〕、〔見守り等の生活支援サービス〕について一元的な情報提供は必要だと思いますか。

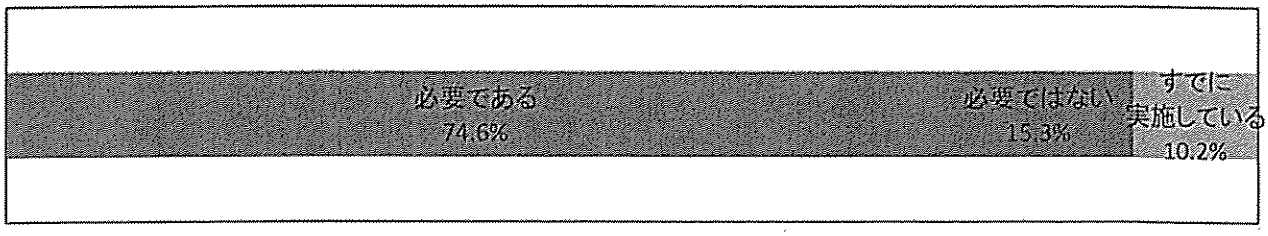

「必要である」と考える理由

【主な回答】

- 様々な情報が一元的に提供されるほうが利用者からすればわかりやすいため。
- 入居から入居後の生活に至るまで、一つの窓口で情報を受け取れた方が、相談者にとって利便性が高いため。
- 現在あるサービスを簡単に知ることができた方がより支援がスムーズである。
- 対象者の情報及び行政が提供する情報の一元化は必要と考えるが、区として、こうした情報管理体制をとっていない。
- 高齢者のワンストップ窓口を開設し、必要となる支援が異なる場合も対応できるようにしているが、住宅に関しても同様に適切な情報提供の必要性があると考えている。
- 家賃債務保証等の入居支援、見守り等の生活支援サービスだけあったとしても、住宅確保要配慮者の住居確保には直接つながりにくいと考えられるため。

「必要ではない」と考える理由

【主な回答】

- 住宅確保要配慮者の住宅問題が顕在化していない。
- 相談件数・事例が少なく個別の対応で可能と考えられるため。

〔住宅確保要配慮者の入居を拒まない物件情報〕、〔家賃債務保証等の入居支援〕、〔見守り等の生活支援サービス〕について一体的なサービス提供は必要だと思いますか。

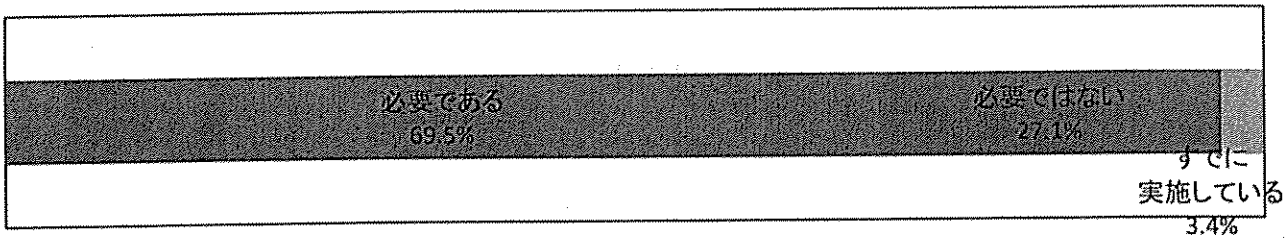

「必要である」・「実施していない理由・実施に向けた課題」と考える理由

【主な回答】

- 利用者の利便性を向上するためには有効であると考えるが、対象者の年齢や身体状況、サービスの種類別に所管部署を分けて生活支援策を実施している。
- 介護保険制度適用の改修やリバースモーゲージなども含め、住み替えに伴うトータルな意味での情報提供及び相談対応をするために、委託化や住宅相談員の育成などが必要との認識でいるが、まだ施策課題の整理や各関係施策との連携がされていない。
- サービスを一体的に提供する必要はないと思うが、それぞれのサービス提供者が連携をしていることは重要と考える。
- 物件情報、家賃債務保証は民間事業者が行っており、また、見守り等については、高齢者等を中心にすでに多岐に渡る事業を展開している。
- いずれかの情報を必要としている方は、そのうち１つの情報を必要としている場合は少なく、複数の情報を必要としている場合が多いと考えられる。

- 物件情報のみ知りたい場合や物件は見つかっていても保証人が見つからない場合など、相談内容は様々なため、個々のニーズにあったサービスを提供しつつ、入居から見守りまで一定的に行えるようなサービスも整っていた方が選択肢も増えてより望ましい。

「必要ではない」と考える理由

【主な回答】

- 住宅確保要配慮者が、必ずしも見守り等が必要とは限らず、また、見守りが必要とされる対象者数は多く、解決すべき課題も多いため、住宅に着目し生活支援についても一体的なサービス提供を行うことは、行政全体からみれば非効率的である。
- 相談の内容、個々の事例に応じて、サービスを選択すればよい。
- 一体的なサービスを求めている人が多くない。
- サービスの提供主体はそれぞれ別なので、一体的なサービス提供は困難

Ⅵ　住宅確保要配慮者の住まいに関する課題

住宅確保要配慮者の住まいに関する貴自治体における課題などについて教えて下さい。

【主な回答】

- 高齢者が、没後の家財撤去等の不安により賃貸借契約を結びづらい。
- 高齢者となった一人暮らしの方で、身寄りがない方等は、保証人がいないため入居拒まれるケースがある。
- 高齢者で収入も少なく緊急連絡先もないと、民間住宅で見つけられる可能性は少ない。
- 精神障害者や低所得者は、家賃の支払い能力に不安があることから、保証会社の審査が通らない。
- 住宅確保要配慮者へ民間賃貸住宅を提供してくれる貸主、不動産業者が少なく、特に精神障害者手帳を所持している区民への支援は難しい。
- 住宅確保要配慮者を敬遠する賃貸住宅オーナーが少なくないのが現状であり、住宅確保要配慮者の入居を拒まない物件自体も少ない。
- 申請者が希望する条件、家賃に該当する物件が区内にほとんどなく、契約の成立に至らない状況
- 現状では東京チャレンジネットとの連携及び自立支援センターへの入所といった打ち手しかない。就労の見込みがない方、親族もいないため保証人もいない方などに対応できる施策がないことが課題
- 地価・家賃が高く、高齢者が年金だけの収入で、安価な家賃で住むことのできる区内の民間賃貸住宅がない。
- 相談者の求める希望家賃額が実態と乖離している事例が多く、具体的な住み替え支援へ結びつきづらい。
- 民間賃貸住宅の家賃が高く、住宅あっせんの成立件数が少ない。
- 市内に東京シニア円滑入居賃貸住宅登録・閲覧制度や民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業を活用した物件が少ないため、選択肢として活用しにくい。
- 福祉部門と住宅部門の密な連携構築が課題

- 福祉部内での情報共有・連携が必要
- 不動産関係団体，居住支援団体等の連携

- ひとり親になったばかりの頃は経済的な自立が難しく、住宅を確保することができない方も多い。
- ひとり親家庭の相談で、住宅のことを聞かれることも多いが、現状は市営住宅・都営住宅の募集について案内することしかできない。
- 住宅確保要配慮者の居住実態・ニーズ等の把握、必要な支援の検討が必要

Ⅶ　東京都居住支援協議会への要望等

東京都居住支援協議会に対して要望等がありましたら、ご記入ください。

【主な回答】

- 居住支援協議会の成果、成功事例、連携事例、支援施策等を定期的に情報提供して頂きたい。
- 都内の他の自治体で居住支援の活動を実施している不動産関係団体，居住支援団体等の情報を集約し，活動内容，活動できる地域などの情報を各自治体に提供してほしい。
- 先駆けて居住支援協議会を設立し、活動している都内自治体の状況を教えてほしい。
- 住宅確保要配慮者が都道府県または区市町村をまたいだ転居等を行う際の支援等についての調整役、また民間事業者への橋渡し役になってほしい。
- 高齢の入居者ついて、入居後も都や区にフォローの態勢や仕組みがあることを家主、不動産事業者、業界へ周知、啓発を行ってほしい。
- 福祉部門は相談に来る入居者側の立場になることが多く、不動産業界との連携が図りづらいので、風通しがよくなる仕組みがあるとありがたい。
- 東京都防災・建築まちづくりセンターの「あんしん居住制度」を利用しやすくするため、価格設定等の検討を要望する。
- 住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業（国補助事業）について、区市町村での居住支援協議会設立準備が整うまでの間、東京都居住支援協議会が役割を担って頂きたい。

Ⅷ　その他

これまでの設問にないもので、住宅確保要配慮者の居住の安定を図るために効果的と思われる方策がありましたら、ご記入ください。

【主な回答】

- 生活保護制度、生活困窮者自立支援制度、障害者総合支援法に基づく障害者グループホームの設置などによる支援を行っている。

1 家賃補助

		H23	24	25	26	27
予算	件数	1,627	1,660	1,682	1,604	1,730
	金額	612,515 千円	574,081 千円	548,066 千円	516,785 千円	503,503 千円
実績	件数	2,524	2,223	1,964	1,704	352
	金額	500,969 千円	476,338 千円	451,571 千円	424,379 千円	40,159 千円
執行率	金額	81.8%	83.0%	82.4%	82.1%	8.0%

2 転居費用補助

		H23	24	25	26	27
予算	件数	733	282	266	267	276
	金額	73,588 千円	40,620 千円	38,411 千円	34,464 千円	38,406 千円
実績	件数	168	181	209	202	65
	金額	19,658 千円	21,325 千円	22,039 千円	21,010 千円	9,758 千円
執行率	金額	26.7%	52.5%	57.4%	61.0%	25.4%

3 民間住宅等への斡旋・紹介

		H23	24	25	26	27
予算	件数	1,246	1,242	1,390	1,484	1,505
	金額	11,681 千円	9,214 千円	7,563 千円	6,881 千円	9,451 千円
実績	件数	1,112	1,297	1,333	1,314	216
	金額	4,619 千円	4,227 千円	4,518 千円	4,418 千円	1,093 千円
執行率	金額	39.5%	45.9%	59.7%	64.2%	11.6%

4 家賃債務保証の助成、保証人の代行

		H23	24	25	26	27
予算	件数	205	173	150	220	208
	金額	5,724 千円	4,945 千円	4,165 千円	4,598 千円	4,534 千円
実績	件数	58	54	79	109	37
	金額	1,270 千円	1,269 千円	1,548 千円	1,667 千円	507 千円
執行率	金額	22.2%	25.7%	37.2%	36.3%	11.2%

5 住まいの情報提供・相談

		H23	24	25	26	27
予算	件数					
	金額	27,122 千円	25,052 千円	23,102 千円	32,166 千円	31,470 千円
実績	件数					
	金額	22,264 千円	20,581 千円	17,798 千円	28,304 千円	9,995 千円
執行率	金額	82.1%	82.2%	77.0%	88.0%	31.8%

6 その他

		H23	24	25	26	27
予算	件数	5	5	5	5	5
	金額	31,392 千円	74,920 千円	69,410 千円	64,441 千円	20,028 千円
実績	件数	118	102	71	47	19
	金額	27,120 千円	23,710 千円	14,150 千円	8,799 千円	3,304 千円
執行率	金額	86.4%	31.6%	20.4%	13.7%	16.5%

1 安否確認などの見守りサービス

		H23	24	25	26	27
予算	件数	202,919	199,353	198,655	200,097	195,803
	金額	600,754 千円	605,482 千円	608,773 千円	599,966 千円	632,352 千円
実績	件数	286,829	269,367	249,787	251,043	94,969
	金額	537,411 千円	530,399 千円	513,300 千円	548,842 千円	96,646 千円
執行率	金額	89.5%	87.6%	84.3%	91.5%	15.3%

2 葬儀の実施への助成

		H23	24	25	26	27
予算	件数	1,165	1,164	1,175	1,302	1,253
	金額	58,650 千円	58,600 千円	59,150 千円	65,500 千円	63,050 千円
実績	件数	1,093	1,189	1,245	1,165	0
	金額	54,700 千円	59,500 千円	62,300 千円	58,250 千円	千円
執行率	金額	93.3%	101.5%	105.3%	88.9%	0.0%

3 残存家財整理サービスへの助成

		H23	24	25	26	27
予算	件数	5	5	5	5	5
	金額	250 千円	250 千円	250 千円	250 千円	250 千円
実績	件数	1	1	1	0	0
	金額	43 千円	20 千円	20 千円	千円	千円
執行率	金額	17.2%	8.0%	8.0%	0.0%	0.0%

4 あんしん居住制度への助成

		H23	24	25	26	27
予算	件数	12	29	46	36	21
	金額	1,557 千円	2,020 千円	1,696 千円	1,427 千円	788 千円
実績	件数	0	4	4	3	2
	金額	千円	94 千円	94 千円	79 千円	445 千円
執行率	金額	0.0%	4.7%	5.5%	5.5%	56.5%

5 その他

		H23	24	25	26	27
予算	件数	2	2	196	549	607
	金額	19,227 千円	21,039 千円	25,625 千円	41,370 千円	44,396 千円
実績	件数	565	614	808	957	18
	金額	17,524 千円	18,102 千円	21,392 千円	31,693 千円	159 千円
執行率	金額	91.1%	86.0%	83.5%	76.6%	0.4%

（6）不動産関係団体に対する調査

○　不動産関係団体を通じて賃貸住宅所有者の意向等を把握し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進に向けた取組検討の参考にするため、アンケート調査を実施した。実施方法として、アンケートを、東京都宅地建物取引業協会・全日本不動産協会は各地域支部、東京共同住宅協会、日本地主家主協会は事務局あてに送付し、回答を求めた。（平成28年1月～2月）

○　入居選別を行っている賃貸人に割合として、「ほとんどいない」「1割程度」としている事業者が約3割である。一方、「5～6割程度」「7割以上」が約4割と依然として高い状況にある。

○　入居選別の対象で多いと考えられる世帯については、「単身の高齢者」が8割以上、「高齢者のみの世帯」が5割以上と高く、理由として「生活支援（見守りなど）が必要である」が約4割となっている。また「外国人」についても8割以上と高くなっている。

○　賃貸人の保険・保証商品の認知度は、「ある程度認知されている」「認知度は高い」を合わせると7割弱と高くなっているものの、利用意向については、「利用意向が高まっている」が約4割、「保険の利用が賃貸の要件」が3割弱、「保証・保険を利用する手間・コストを考えれば、入居選別を行う方が、面倒が少ない」が3割弱ほどとなっており、認知度は高いが、実際の利用につながらない場合がある。

○　空き家の状況については、「過剰な新規供給が空き家の増加を助長している」が約7割と最も多く、「家主から空き家に関する相談が増えている」が約5割となっている。

○　賃料の状況は「概ね横ばいで推移」「相場が下がっている」「地域によって2極化が進んでいる」がそれぞれ約3割で、入居者の年収は、約7割以上が「入居者の低所得化が進んでいる」と感じ、「滞納が問題になっている」が約2割となっている。

○　「生活保護受給者を受け入れる賃貸人が増えている」が5割弱である一方で、「代理納付制度の認知度が低い」が約3割となっているなど、制度を知らない賃貸人も多くいることがわかる。

不動産関係団体に対する調査（概要）

目　的：不動産関係団体を通じて賃貸住宅所有者の意向等を把握し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進に資する方策検討の参考にする。
対　象：東京都宅地建物取引業協会・全日本不動産協会の各地域支部、東京共同住宅協会、日本地主家主協会
期　間：平成２８年１月２０日（水）から平成２８年2月１０日（水）まで
方　法：アンケート用紙を配布し、東京都宅地建物取引業協会・全日本不動産協会は各地域支部、東京共同住宅協会、日本地主家主協会は事務局が回答（回答があった52票を集計）

入居選別を行っている賃貸人の割合

○「５～６割程度」「７割以上」が約４割。

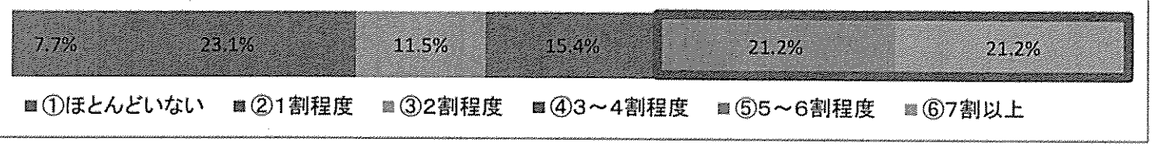

入居選別の対象で多いと考えられる世帯

○「単身の高齢者」「外国人」が８割以上と高く、順に「高齢者のみの世帯」「障害者のいる世帯」「生活保護受給者」となっている。

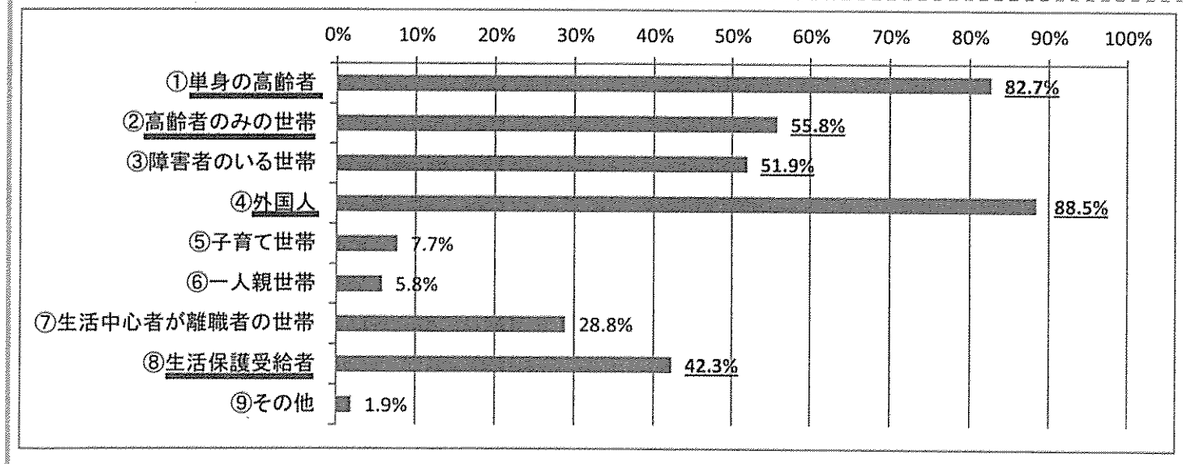

生活支援付すまい確保事業への関心

○「トラブル対応など体制が整っていても、日常生活に不安のある高齢者などの入居は敬遠するのではないか」が４割

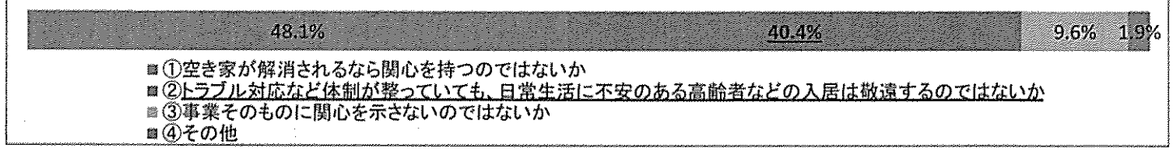

見守り支援を行う事業者によるサブリースへの関心

○「サポート体制が整っていても、認知症高齢者などの入居は敬遠するのではないか」が４６％と最も多くなっている。

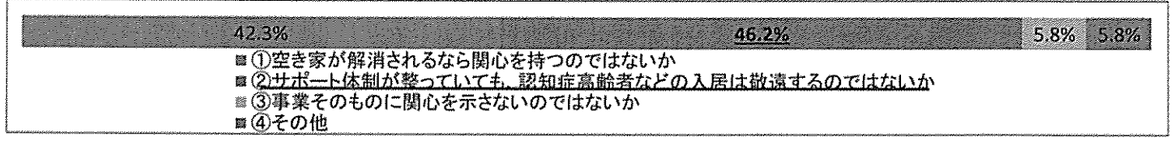

区市町村の施策・事業の活用状況

○「区市町村の施策・事業はほとんど活用されていない」が約６割

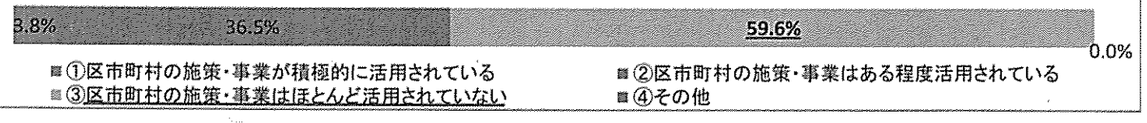

居住支援協議会に期待する役割（主な回答を要約）

- 単身高齢者が住戸内で孤独死となった場合、重要事項説明等で告知事項になり、借り手がつかず不動産価値の低下を招くため、病死等は説明義務をなくしてもらいたい。（複数あり）
- 入居後の定期的な居住者への見守りなどのシステムも今後充実していくべき。
- 生活弱者や認知症の賃借人を居住させることは賛成であり、皆で見守りなどをしながら生活をすることは有意義である。
- 賃貸人の不安を除去し、安心して賃貸出来るようなシステムを構築して頂きたい。
- 今後、入居者の高齢化、低所得化が必ず進むと思われるため、高齢者等弱者に対する支援を特に進めていくべきではないか。
- 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居には、不動産業者、不動産管理会社の協力が不可欠である。

「不動産関係団体に対する調査」集計結果

1　民間賃貸住宅における入居選別の状況

入居選別を行っている賃貸人の割合

「ほとんどいない」「1割程度」としている事業者が約3割の一方、「5～6割程度」「7割以上」が約4割

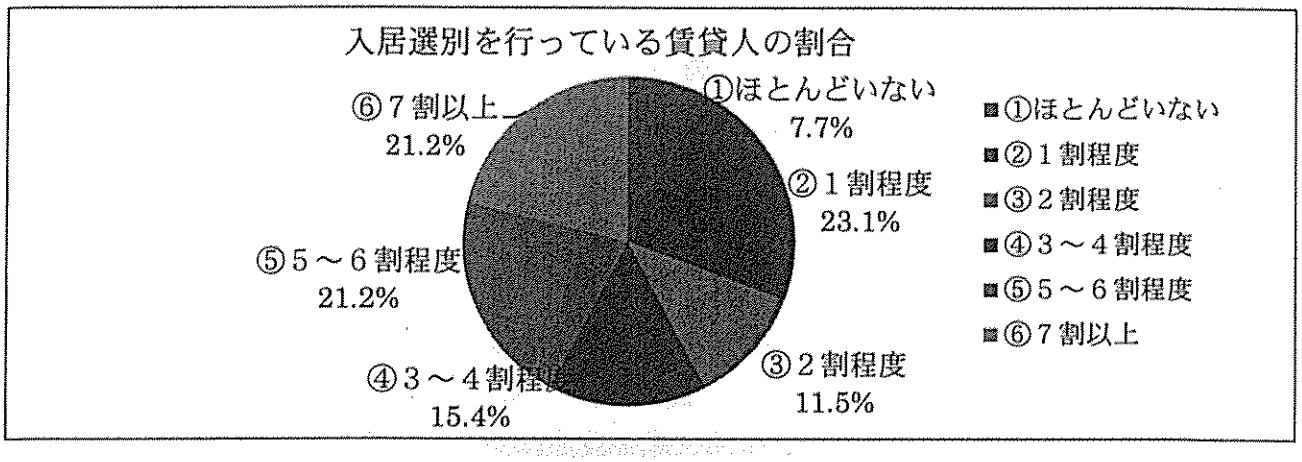

入居選別の対象で多いと考えられる世帯について

「単身の高齢者」「外国人」が8割以上と高く、順に「高齢者のみの世帯」「障害者のいる世帯」「生活保護受給者」となっている。

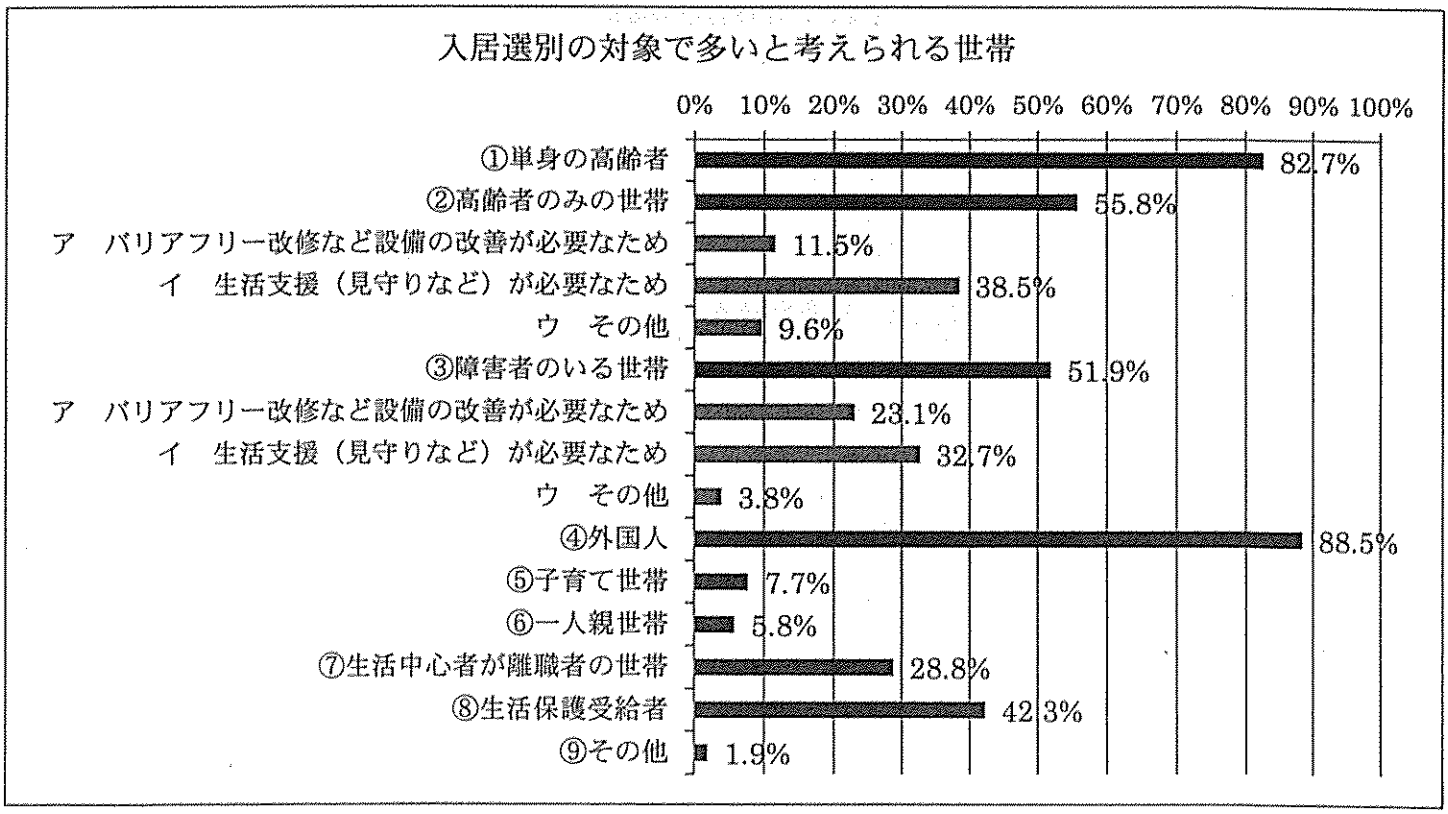

「家賃債務保証、死亡後の家財整理などの保険・保証商品、サービス事業者の紹介」が8割以上

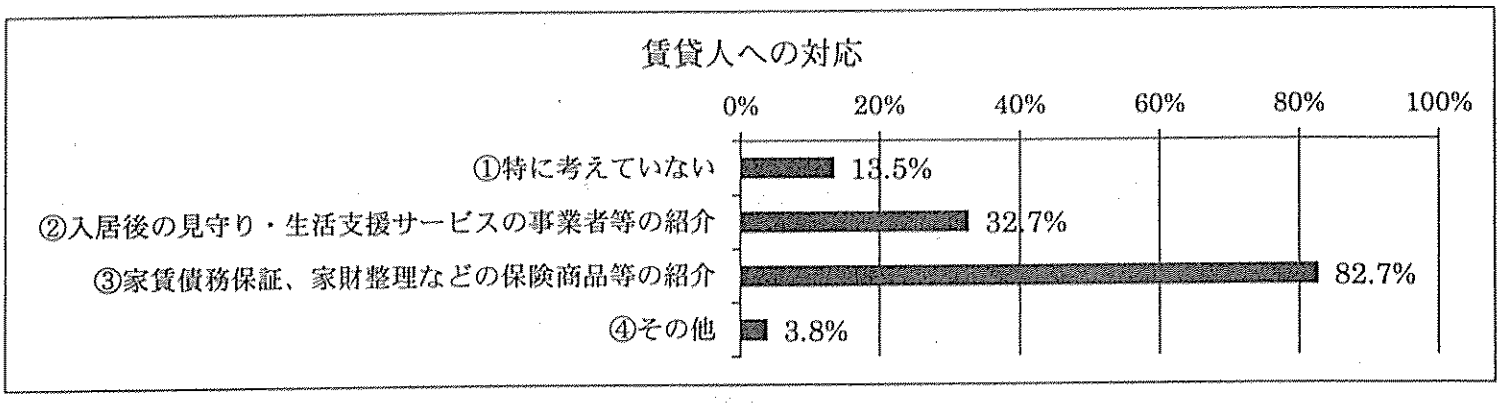

2 賃貸住宅の経営に携わった動機

「相続対策」「資産の有効活用」が6割以上、「節税対策」「住宅を相続した・譲り受けた」と続いている。

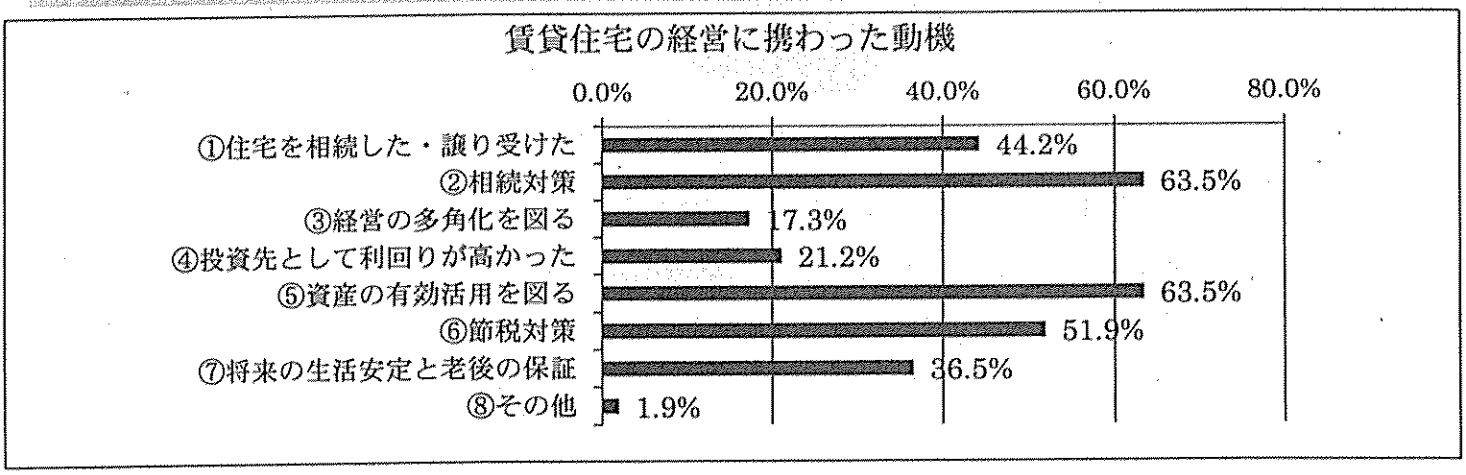

3 保険・保証商品の認知度・利用状況

賃貸人の保証・保険に対する認知度

「ある程度認知されている」「認知度は高い」を合わせると7割弱と高くなっている。

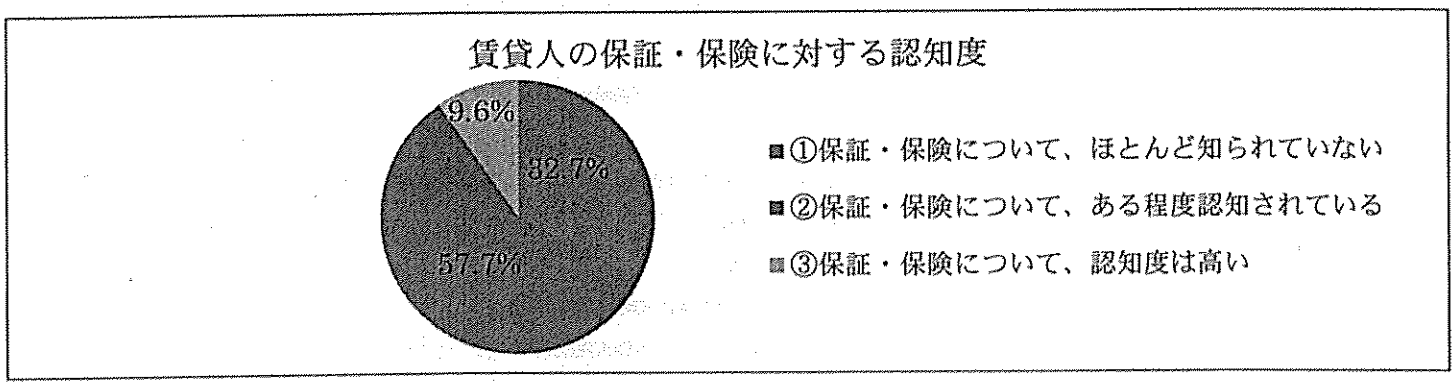

賃貸人の保証・保険に対する利用意向

「利用意向が高まっている」が約4割、「入居選別を行う方が面倒が少ない」が約3割、「保険の利用が賃貸の要件」が3割弱

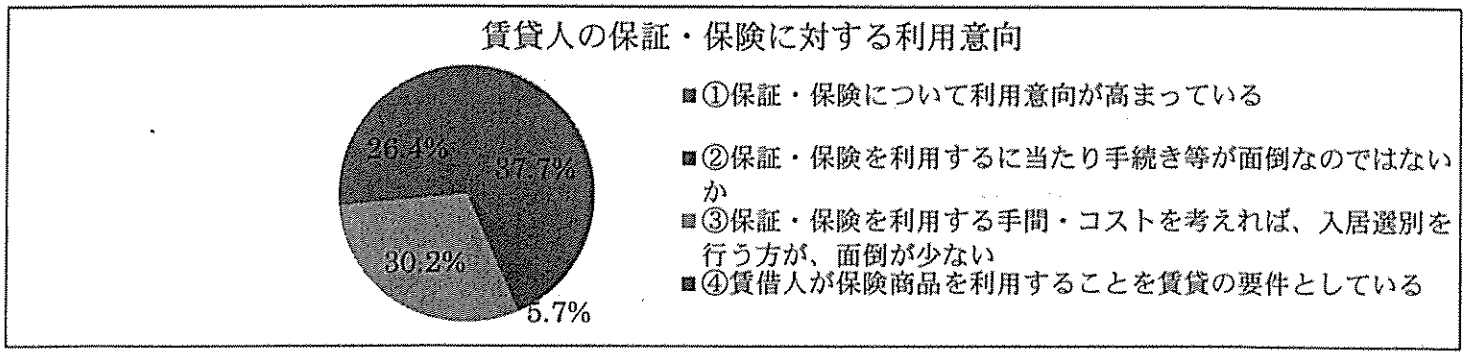

賃貸人への対応

「家賃債務保証、死亡後の家財整理などの保険・保証商品、サービス事業者の紹介」が6割、「所属団体が取り扱う商品を積極的に紹介する」が4割強となっている。

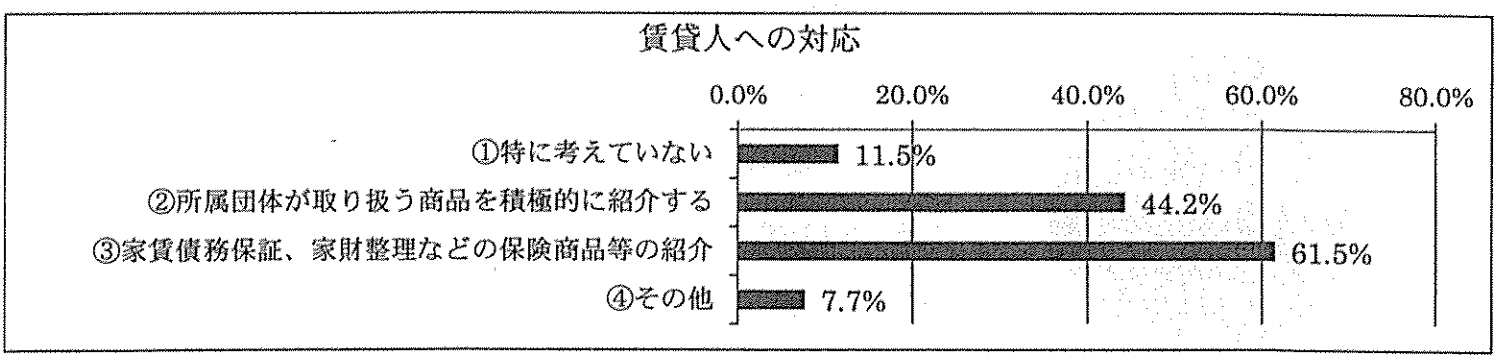

4 市場の状況(空き家の状況、賃料の動向、入居者の低所得化など)

空き家の状況

「過剰な新規供給が空き家の増加を助長している」が7割と最も多く、「家主から空き家に関する相談が増えている」が約5割

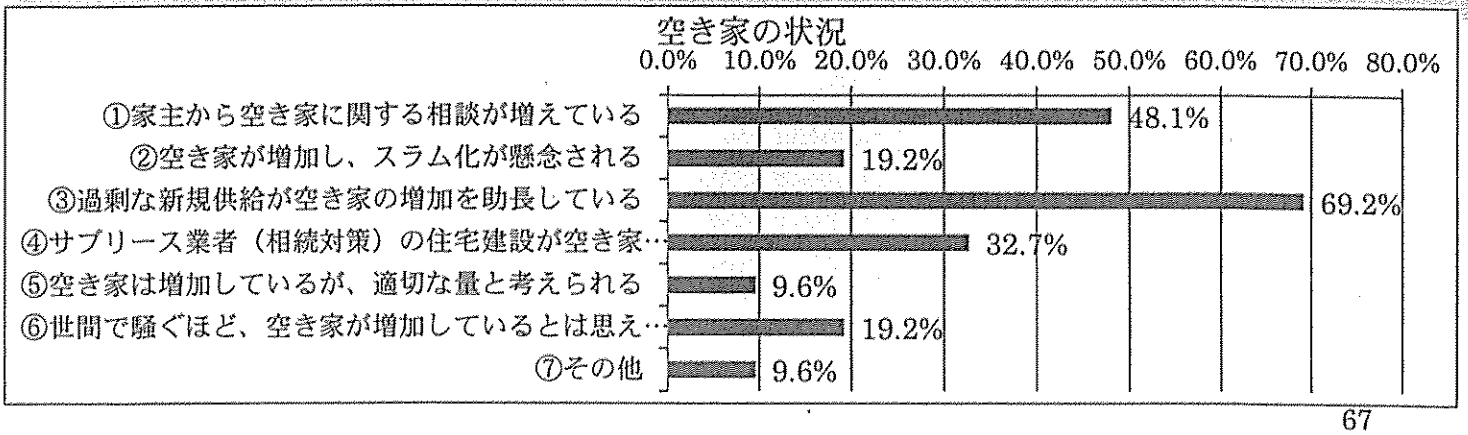

賃料の状況

「概ね横ばいで推移」「相場が下がっている」「地域によって2極化が進んでいる」がそれぞれ約3割

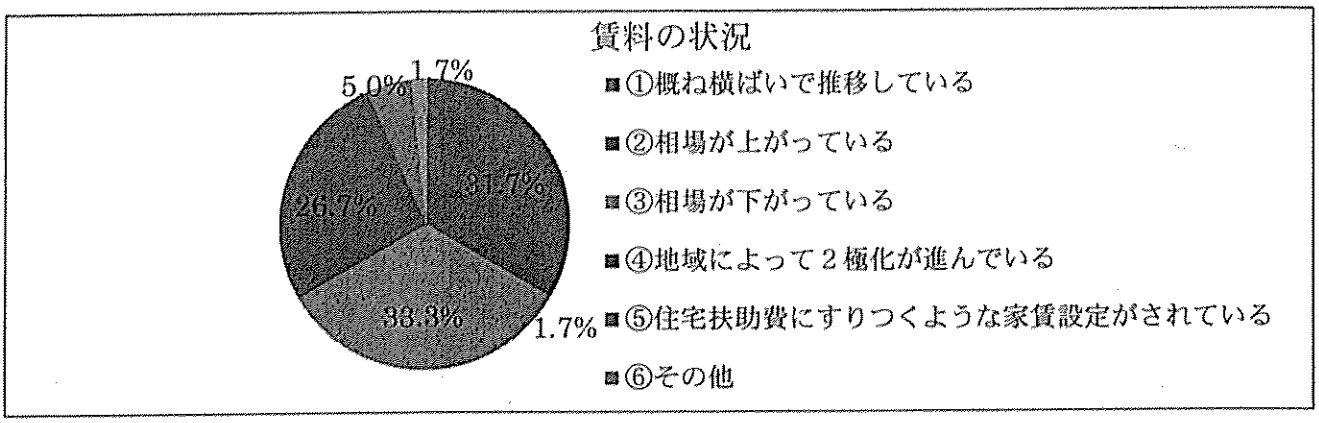

入居者の年収

7割以上が「入居者の低所得化が進んでいる」と感じ、「滞納が問題になっている」が約2割

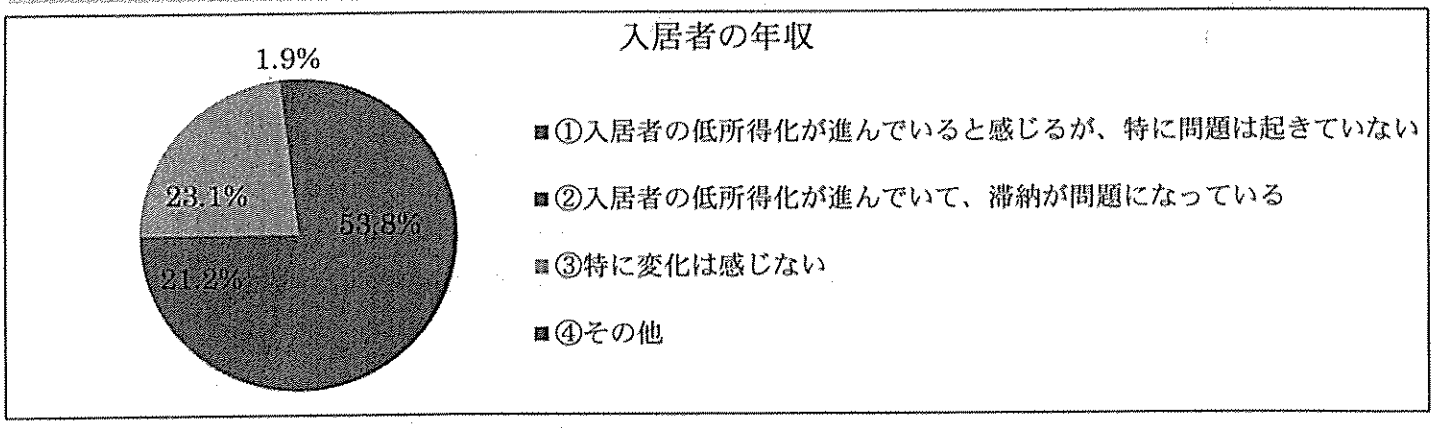

賃貸住宅の規模

「5～10戸/棟程度」が6割強、「10～20戸程度/棟」が3割となっている。

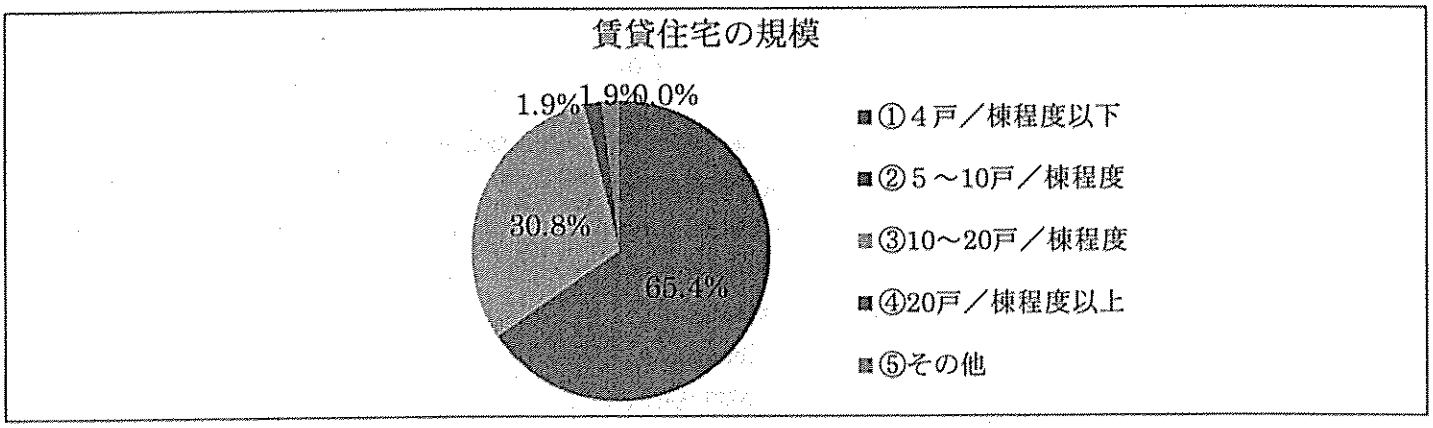

5　民法改正に伴う影響

「影響があると考えられる」が約9割で、「家賃保証会社を活用することが増えるのではないか」が 8 割強

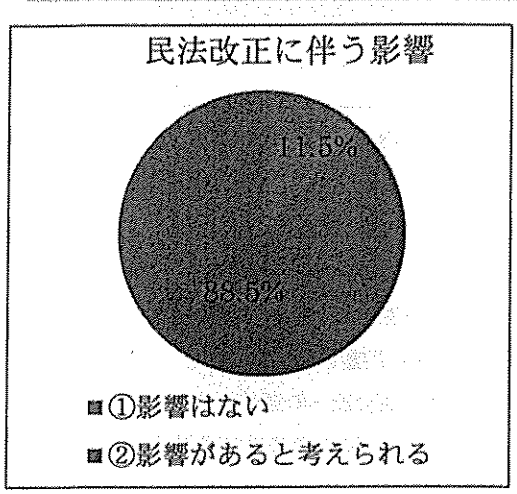

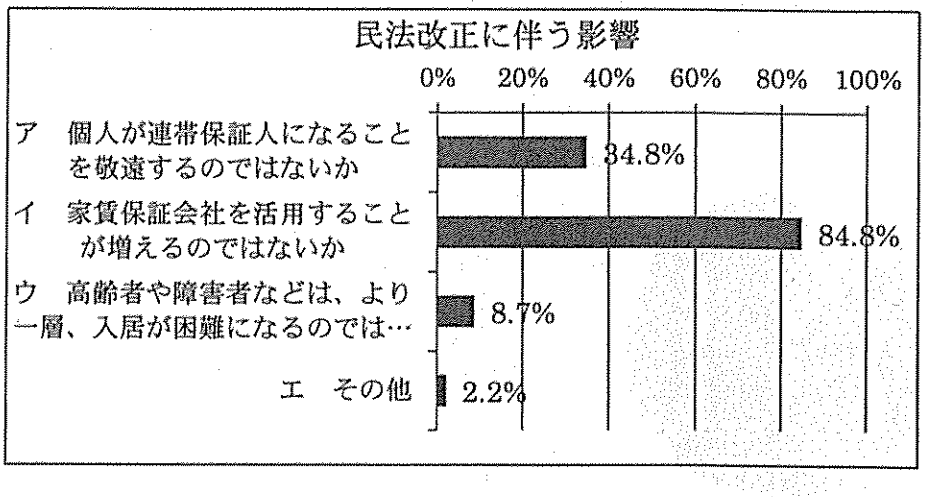

6　生活保護制度の改正（住宅扶助上限額の見直し）による影響

「あまり影響は見られなかった」が8割弱の一方、「転居が必要となる事例が見られた」が 15%

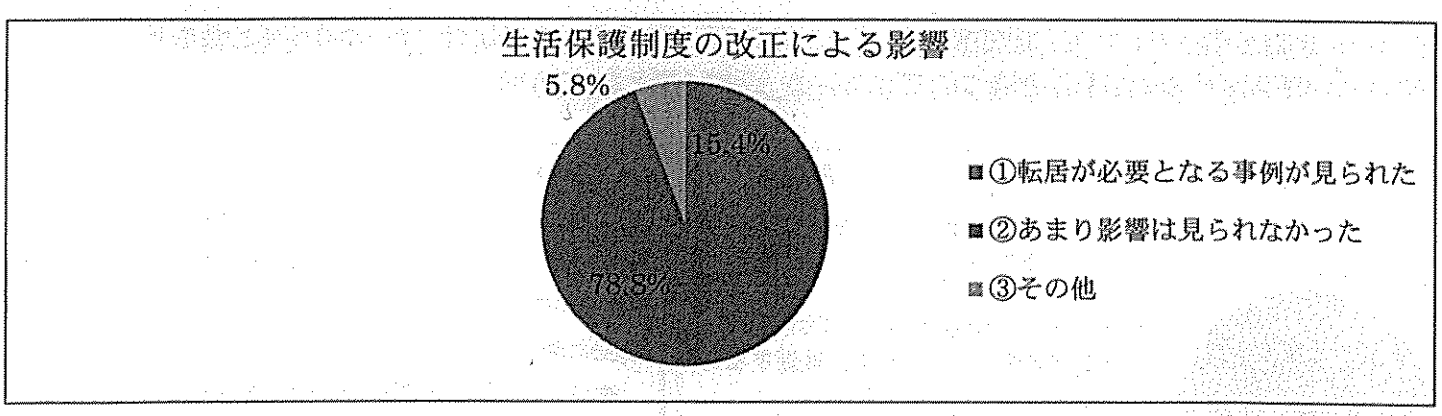

7　生活保護・代理納付の活用

「生活保護受給者を受け入れる賃貸人が増えている」が5割弱、「代理納付制度の認知度が低い」が　約3割

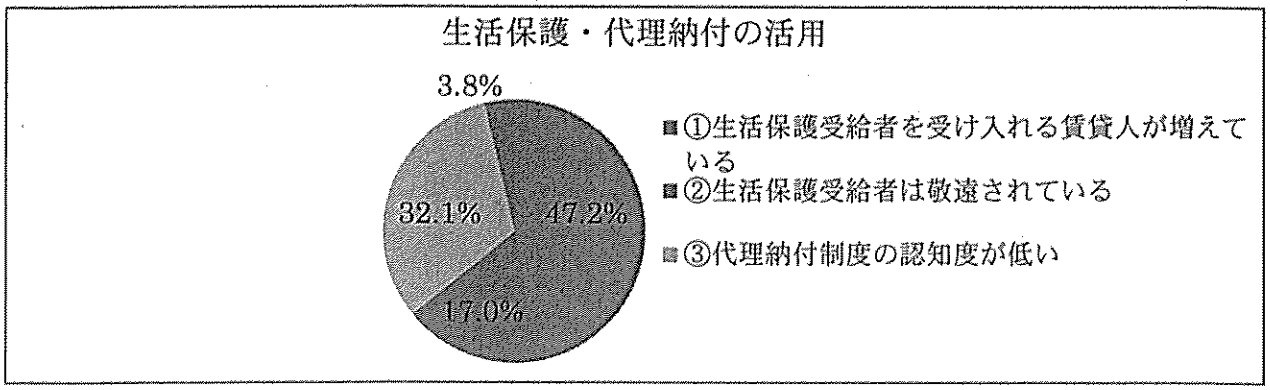

8 生活支援付すまい確保事業への関心

「空き家が解消されるなら関心を持つのではないか」が約5割の一方、「トラブル対応など体制が整っていても、日常生活に不安のある高齢者などの入居は敬遠するのではないか」が4割となっている。

生活支援付すまい確保事業への関心

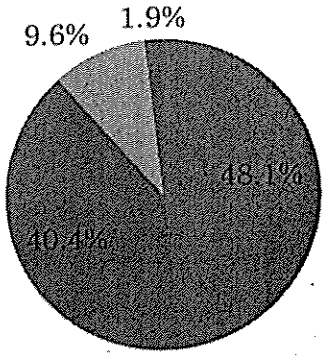

- ①空き家が解消されるなら関心を持つのではないか
- ②トラブル対応など体制が整っていても、日常生活に不安のある高齢者などの入居は敬遠するのではないか
- ③事業そのものに関心を示さないのではないか
- ④その他

※ 生活支援付すまい確保事業

住宅に困窮し、日常の自立生活に不安のある高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、居住支援協議会等を活用して、すまいの確保と見守り等生活支援を一体的に提供する区市町村の取組を支援する事業。

家賃保証会社への保証料や転居費用、住宅のバリアフリー改修や設備改修費用も助成の対象になります。

9 見守り支援を行う事業者によるサブリースへの関心

「サポート体制が整っていても、認知症高齢者などの入居は敬遠するのではないか」が46%と最も多く、「空き家が解消されるなら関心を持つのではないか」が約4割となっている。

見守支援を行う事業者のサブリースへの関

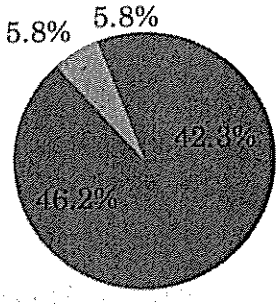

- ①空き家が解消されるなら関心を持つのではないか
- ②サポート体制が整っていても、認知症高齢者などの入居は敬遠するのではないか
- ③事業そのものに関心を示さないのではないか
- ④その他

※ NPO等と連携して見守り支援等を行っている事業者の例

((株)ふるさとが実施している「寄りそい地域事業」)

家主は、①空き家の改修工事など設備投資費及び、②トラブル対応の管理コスト(家賃の20%程度)を負担し、物件は(株)ふるさとに賃貸する(サブリース)。

(株)ふるさとは、市場家賃で認知症高齢者や低所得単身高齢者などを対象に賃貸借する。

さらに、(株)ふるさとは24時間巡回随時対応のサロンの運営をNPO法人ふるさとの会に委託し、入居者の緊急時やトラブルには、サロンのスタッフが対応する。

10 区市町村の施策・事業（家賃補助、家賃債務保証への補助等）の認知度・活用状況

宅建業者における区市町村の施策・事業に対する認知度

「概ね把握している」「ある程度把握している」を合わせると、7割弱で、「ほとんど把握していない」が約3割

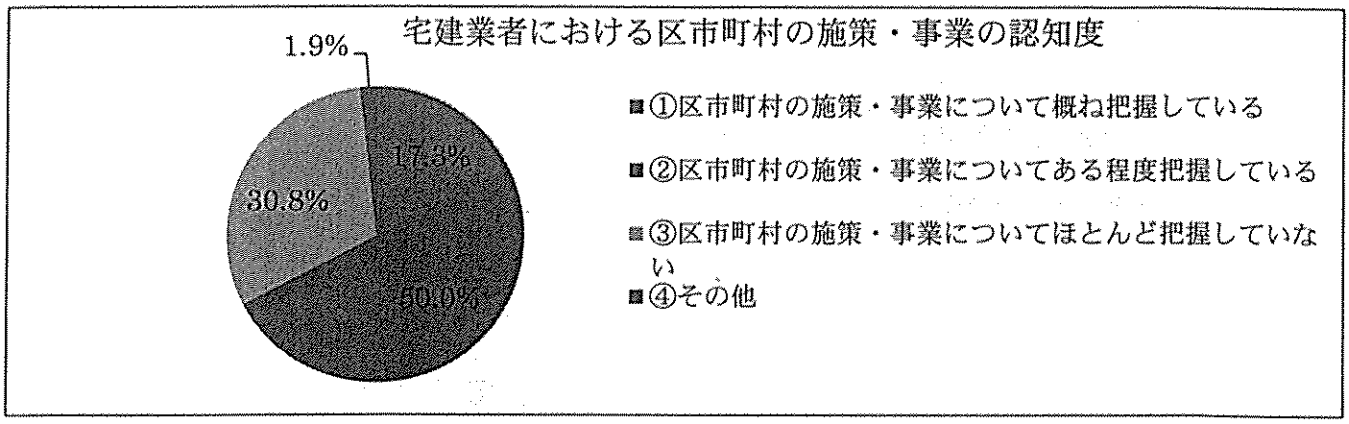

賃貸住宅所有者における区市町村の施策・事業に対する認知度

「ほとんど把握していない」が7割弱と最も多い。

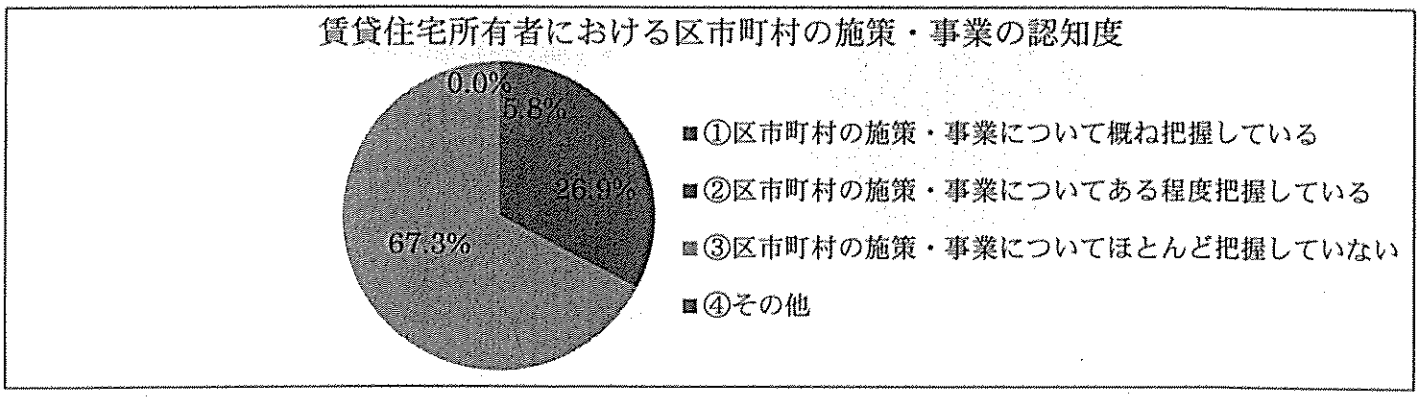

区市町村の施策・事業の活用状況

「区市町村の施策・事業はほとんど活用されていない」が約6割と最も高くなっている。

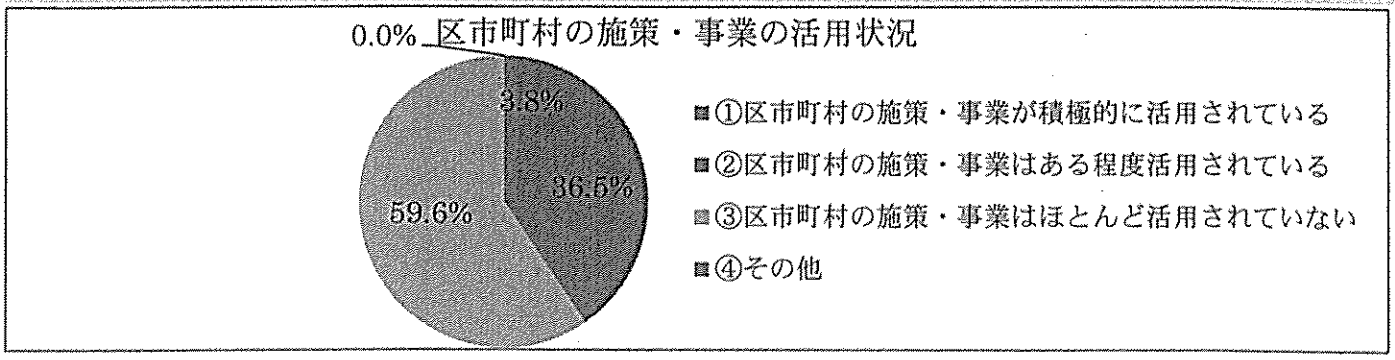

11 不安定就労者の入居

「入居制限を受けることがある」と「家賃の支払いができるのならば、入居制限を受けることはない」がおよそ半々

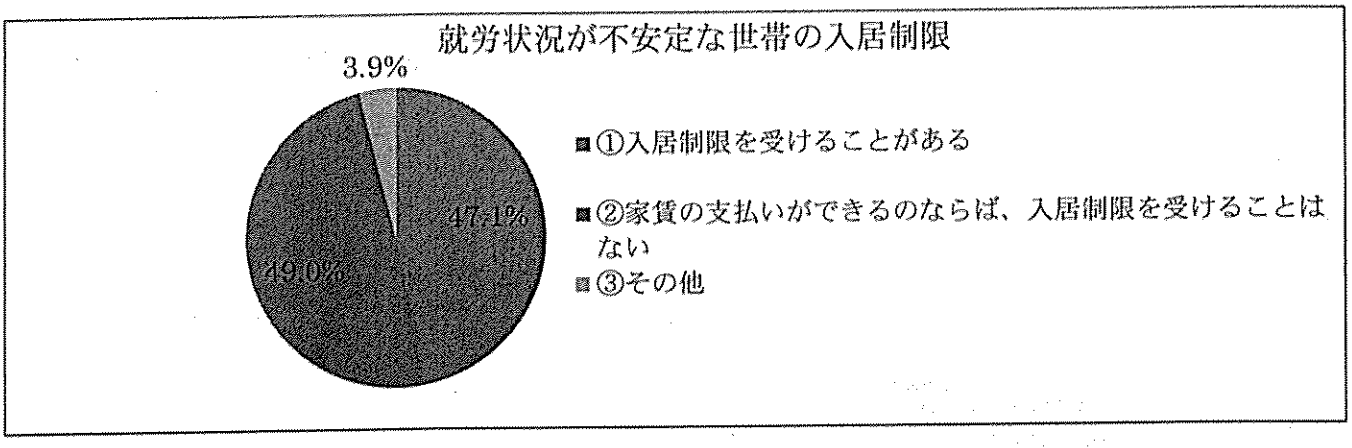

12 住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業(国)への反応

「特に問い合わせはない」が9割以上

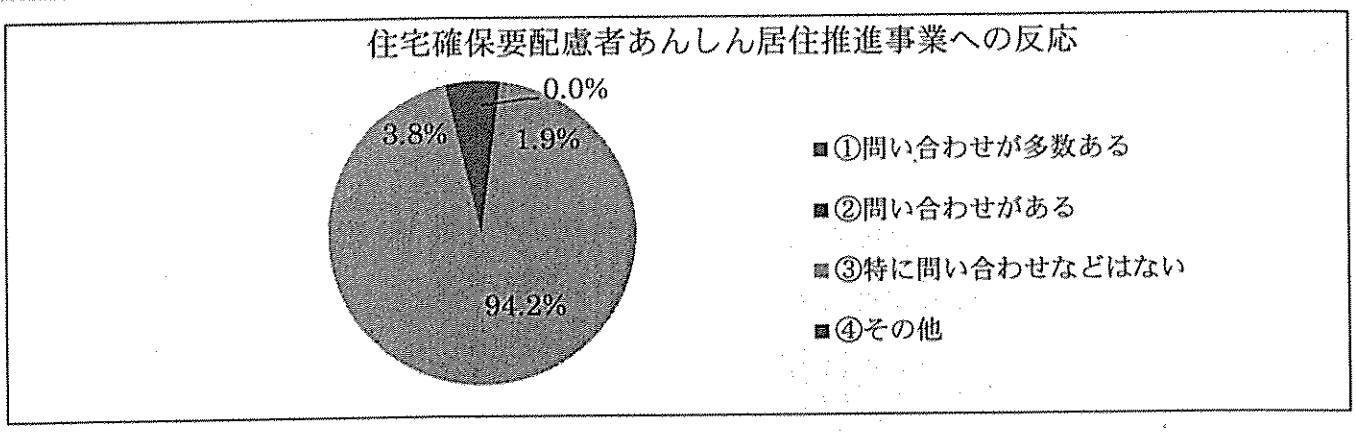

13 居住支援協議会に期待する役割(主な意見)

○ 保証・見守り等があったとしても、単身高齢者が住戸内で孤独死となった場合、家財整理の問題だけではなく、重要事項説明等で告知事項になり、借り手がつかず不動産価値の低下を招くため、病死等は説明義務をなくしてもらいたい。(複数あり)

○ 入居後の定期的な居住者への見守りなどのシステムも今後充実していくべき。

○ 生活弱者や認知症の賃借人を居住させるのは賛成であり、皆で見守りなどをしながら生活をすることは有意義である。

○ 賃貸人の不安を除去し、安心して賃貸出来るようなシステムを構築して頂きたい。

○ 家主自身の高齢化により対処が困難になっているのが現状であり、高齢者の賃貸人が理解しやすいセミナーや訪問によるサポートの周知等を考慮願いたい。

○ 今後の取り組みとして、一般の方々(賃貸人及び入居者)へ事業内容の認知度をたかめる方法を検討・実施頂きたい。

○ 多くの制度や取り組みがあるのは良いのですが、それを広く知らしめる方法に欠けており、もっとわかりやすい形で、家主に伝えられる広報活動が必要ではないか。

○ 今後、入居者の高齢、低所得化は必ず増加すると思われるため、高齢者等弱者に対する支援を特に進めていくべきではないか。

○ 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居には、不動産業者、不動産管理会社の協力が不可欠である。

（7）構成員による取組

○　協議会構成員による居住支援制度の取組について、取りまとめを行った。

［家賃債務保証制度］

○　高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、外国人世帯等の方が賃貸住宅に入居する際の家賃債務等を保証し、連帯保証人の役割を担うことで、賃貸住宅への入居を支援する制度

高齢者住宅財団が当該世帯の家賃債務等を保証することにより、賃貸住宅の家主は家賃の不払いに係る心配がほとんど無くなり、安心して入居してもらうことができる。

［あんしん居住制度］

○　高齢者等が賃貸住宅に円滑に入居できるように、入居後の見守りサービスや亡くなった後の葬儀の実施、残存家財の片付けを提供する制度

構成員の取組みについて（居住支援制度の概要）

◇家賃債務保証制度　＜(一財)高齢者住宅財団＞

高齢者世帯等が賃貸住宅に入居する際に、財団が入居中の家賃債務等を保証し、連帯保証人の役割を担うことにより、入居を支援する制度です。

○　対象住宅
財団と家賃債務保証制度の利用に関する基本約定を締結している賃貸住宅

○　対象世帯
高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、外国人世帯、解雇等による住居退去者世帯

○　保証の対象、保証限度額

保証の対象	保証限度額
（1）滞納家賃（共益費・管理費を含む）	月額家賃の 12 カ月分に相当する額
（2）原状回復費用および訴訟費用	月額家賃の 9 カ月分に相当する額

保証件数
H24年度　486件
H25年度　606件
H26年度　991件

○　保証料
2 年間の保証の場合、月額家賃の 35%

◇あんしん居住制度　＜(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター＞

以下のサービスにより、住み慣れた住宅、住み続けたい地域でのあんしん生活を支える制度です。

（1）見守りサービス	住宅に設置する「生活リズムセンサー」「緊急通報装置」「携帯用ペンダント」により 24 時間安否を見守ります。
（2）葬儀の実施	亡くなった場合に、死亡診断書の提出、火葬（埋葬）許可書の受理および火葬を行います。
（3）残存家財の片付け	亡くなった後に、住宅内に残された家財（貴重品以外）の片付けを行います。

契約件数
H24年度　105件
H25年度　95件
H26年度　133件

⇒高齢者等とその家族、大家さんなどの不安を解消します。

※　これらのサービスは、単独でも、それぞれのサービスを組み合わせても利用できます。

※　料金については、預かり金タイプ（一括払い）のほかに月払いタイプがあります（数件あり）。

○　上記制度に対し、区市独自で利用料への助成などを行っている場合がある。

［生活福祉資金の貸付］

○　低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対して、福祉資金等の貸付と必要な相談支援を行う制度

［東京シニア円滑入居賃貸住宅情報登録・閲覧制度］

○　高齢者の入居を拒まない賃貸住宅を登録し、高齢者等に紹介する、都独自の制度

構成員の取組みについて（居住支援制度の概要）

◇生活福祉資金の貸付　＜(社福)東京都社会福祉協議会＞

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対して、福祉資金等の貸付と必要な相談支援を行っています。

また、失業等により日常生活全般に困難を抱えた世帯の生活の建て直しのために、継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金の貸付を行う「総合支援資金」があります。「総合支援資金」では、必要に応じて、住宅入居金（敷金、礼金等）なども貸付の対象となります。

※　資金の貸付相談、申込みは区市町村社会福祉協議会で行っています。

総合支援資金実績
・H26年度
105件
51,839千円

◇東京シニア円滑入居賃貸住宅情報登録・閲覧制度　＜都(都市整備局)＞

高齢者の入居を拒まない賃貸住宅を登録し、高齢者等に紹介する、都独自の制度です。

（(公財) 東京都防災・建築まちづくりセンターが、本制度の登録業務等を実施）

H27年10月末登録数
1,162件、78,273戸

（主な登録基準）

規模・設備	各専用部分に、台所、水洗便所、洗面設備を備えたものであること。 ただし、共用部分に共同して利用するため、台所、水洗便所及び洗面設備を備えることにより、適切な居住環境が確保される場合には、各戸に備えずとも可。
契約関係	家賃等の前払金を受領する場合は、 ・前払金の算定基礎、返還義務の金額の算定方法が明示されていること。 ・返還債務を負うことになる場合に備え、前払金に対し、必要な保全措置を講じること。
その他	生活支援サービスの提供を行う場合は、「生活支援サービスの附帯した高齢者向け住宅におけるサービス内容届出・公表事業実施要領」に基づく届出を行うこと。 ※　都のサービス指針に基づく面積（一住宅に複数人が生活する場合、各人の専用の居室（7.43㎡（和室であれば4.5畳）以上））が確保されていること。

総合支援給付金（社会福祉法人東京都社会福祉協議会）

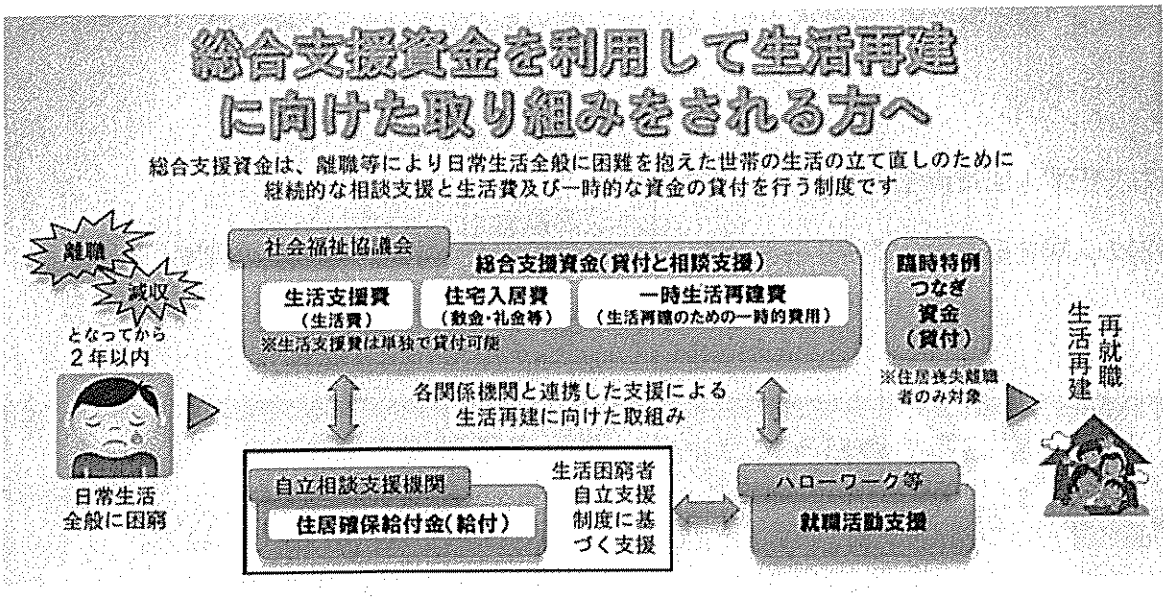

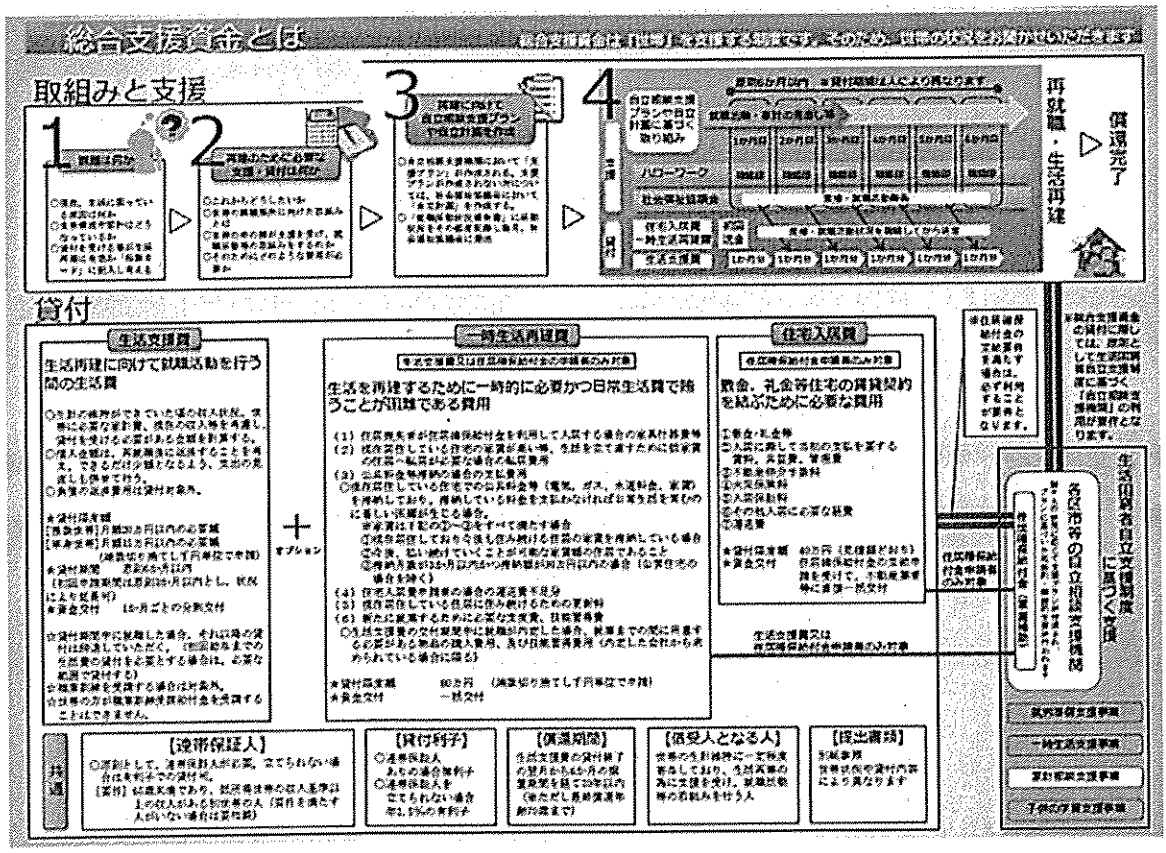

出典：社会福祉法人東京都社会福祉協議会HP

［住宅用賃貸総合補償保険（ハトマーク保証＋１）］

○　本保険は、東京都不動産協同組合が指定する少額短期保険会社が行う賠償責任保険であり、東京都宅地建物取引業協会の会員には確実に加入してもらうようにしている。

○　本保険には、住宅内入居者死亡費用特約があり、入居者の住宅内における死亡に伴う現状回復費用を負担させた場合に、「特殊清掃費用」と、「遺品整理費用」を補償

○　契約時には、ほとんどの貸主にほぼ義務的に加入して頂いている。

○　こうすることで、貸主に安心して生活してもらうことができ、万一の事故の場合に借主が思わぬ出費を強いられることをある程度防ぐことが可能になっている。

［賃貸住宅入居者総合保険（全日ラビーの住まいの保険）］

○　一般社団法人東京都不動産協会が出資している少額短期保険会社が行う賃貸住宅入居者総合保険である。

○　一般社団法人全日本不動産協会が出資しているので、ランニングコストが安くなり、一体型の保険でも保険料としては、他の保険と同額で利用できるメリットがある。（公社）全日本不動産協会東京都本部では、義務ではないが、会員の方に加入してもらい、代理店になってもらうようにしている。

○　孤独死に対応する補償として、修復、清掃、消臭、遺品整理の費用の実費を補償する。

構成員の取組みについて（居住支援制度の概要）

◇住宅用賃貸総合補償保険（ハトマーク補償＋１）＜（公社）東京都宅地建物取引業協会＞

・賃貸住宅入居者の大切な家財道具の万一の事故に備える補償と、家主さんへの賠償責任や水漏れ事故など第三者への賠償責任を補償する保険です。（㈱宅建ファミリー共済）

・住宅内入居者死亡費用特約付があり、入居者の住宅内における死去に伴う現状回復費用を負担された場合に「特殊清掃費用」と「遺品整理費用」を補償

［１回の事故に付き６０万円限度］

※遺品整理費用のみの損害は、お支払いできません。

・H26年度保有契約件数　526,135件（ハトマーク補償、ハトマーク補償＋１、ハトマークビジネス補償）

◇賃貸住宅入居者総合保険（全日ラビーの住まいの保険）＜（公社）全日本不動産協会東京都本部＞

・賃貸住宅の入居者が安心して生活できるための保険として、家財・費用補償、借家人賠償責任補償、個人賠償責任補償を柱とした保険です。（全日ラビー少額短期保険㈱）

・借家人賠償は、火災、破裂・爆発、給排水設備に生じた水漏れ、およびそれ以外の偶然な事故も担保します。

・孤独死に対応する補償として、借用住宅修理費用保険金に借用住宅内の被保険者死亡により借用戸室が汚損等の損害を受け、修復、清掃、消臭、遺品整理の費用を負担したときは実費（１事故につき５０万円を限度）を補償

［障害者グループホーム普及に向けてのガイドブック］

○　（公社）東京共同住宅協会が、地主・家主さん向けに障害者グループホームを普及するため、広報活動の手助けとして作成した小冊子を全面改定して、ガイドブックを作成した。

○　グループホームを整備するための物件が少なく、物件紹介の依頼が来ても物件探しが難しいなどの課題がある。不動産関係団体の協力を得ながら物件探しを実施している。

［行政受託事業等］

○　（ＮＰＯ）日本地主家主協会は地主さん、大家さんの支援団体として、不動産賃貸借や相続等の問題解決など様々な取組を行っている。平成 16 年からホームレスの地域生活移行支援事業を始め、路上生活者にアパートを転貸することで、約１千名の自立を支援した。

○　「空き家・空地おまわりさん」は、空き家・空き地の管理について、地主さん、大家さんから管理委託契約を締結するものである。当該事業はポストの整理や庭の掃除といった管理サービスを知的障害施設の方に委託しており、知的障害の方の就労支援（障がい者就労支援事業Ｂ型）にもなっている。

構成員の取組みについて（居住支援制度の概要）

◇障害者グループホーム普及に向けてのガイドブック　＜(公社)東京共同住宅協会＞

・不足している障害者グループホームを普及していく広報活動の手助けとなる、地主・家主さん向けの小冊子を全面改定し、「障害者グループホーム普及に向けてのガイドブック（第２版）」を刊行しました。

〔主な特徴〕
・障害者総合支援法および東京都「障害者・障害児地域生活支援３か年プラン（平成27年度～29年度）」の内容に対応。
・障害者福祉に関係が薄かった一般の方でもご理解いただけるよう、分かりやすく解説。
・どのような建物が障害者グループホームに転用できるのか、平面図などの実例で具体的に説明。
・身体・知的・精神の３障害をまとめて取り上げた類のない入門ガイドブック。
・施設整備費補助についても掲載し、少ない費用負担で開設できることを事業計画見本付きで説明。
・一読していただくと、簡単にグループホーム開設にご協力いただけるような構成。（１冊300円）

◇行政受託事業等　＜特定非営利活動法人日本地主家主協会＞

〔行政受託事業〕
・H26年12月「神奈川県居住支援協議会」からの受託により、低所得者高齢者等の居住相談・支援モデル事業業務受託(H27年3月終了)
・H22年11月「東京都福祉保健局」からの受託により「居住・生活困窮求職者の生活相談業務」を実施（H23年3月終了）
・H22年1月　「東京都都市整備局」より、子育世帯に対する家主の意識調査実施（Ｈ２２年３月終了）
・H21年12月「特別区人事・厚生事務組合」からの受託により「緊急一時宿泊事業」を実施（H27年3月終了）
・H21年4月　「東京都福祉保健局」及び「特別区人事・厚生事務組合」からの受託により「地域生活移行支援事業」を実施(現在継続中)
・H19年4月　「東京都都市整備局」より「都民住宅の実態調査」受託（Ｈ１９年１０月終了）
・H16年7月　「東京都福祉保健局」からの受託により「ホームレス地域生活移行支援事業の居住支援業務」を実施（H22年3月終了）

〔空き家・空地おまわりさん〕
・空き家、空地管理として、窓開閉・室内目視雨もり点検・敷地内清掃・ポスト清掃・植木、草確認、通水、郵便物写真撮影、全体写真撮影、メールによる報告、巡回報告書を写真付きで作成、管理会社を明記した看板を設置（製作費別途）、近隣対応などを実施。
・空き家月１回の定期管理、3,500円、空地月１回の定期管理2,500円、台風後１回の現場視察3,000円
・実績件数２２件

［超高齢社会に対応した住まい・コミュニティの形成］

独立行政法人都市再生機構では、超高齢社会い対応したすまい・コミュニティの形成に向け、家賃減額措置等を実施いている。

構成員の取組みについて（居住支援制度の概要）

◇超高齢社会に対応した住まい・コミュニティの形成　＜独立行政法人都市再生機構＞

- 低所得の高齢者世帯に対して、国からの財政支援を得た家賃減額措置を実施
  「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、国からの整備費補助および家賃負担低減のための補助を受け、良好な居住環境を備えた高齢者向け優良賃貸住宅を供給。
- 高齢者、子育て世帯等が親族と互いに支援しながら生活する近居促進制度
  高齢者・子育て等世帯（被支援世帯）と親族世帯（支援世帯）の双方が、対象団地に居住（近居）する場合、新たに入居する世帯の家賃を5%割引。一平成２８年２月より２０%割引に拡充
- 新規入居者募集時の優遇倍率の設定
  新規賃貸住宅の抽選において、高齢者、子育て世帯等の当選倍率を一般世帯の当選率に対して20倍としている。
- 地域優良賃貸住宅制度を活用した子育て支援
  子育て世帯（子どもは小学校修了前か多子世帯であること）を対象に家賃を最大２割減額。
- 見守り等サービス付き の賃貸住宅の供給
  既存の住宅を活用したサービス付き高齢者向け住宅を供給。

［公社住宅における入居優遇制度］

東京都住宅公社（ＪＫＫ）では、子育て世帯、高齢者に対して入居優遇を行っている。

構成員の取組みについて（居住支援制度の概要）

◇公社住宅における入居優遇制度＜東京都住宅供給公社＞

区分	子育て世帯倍率優遇制度	高齢者等優先申込制度 （シルバーウィーク）	子育て世帯等 優先申込制度 （ファミリーウィーク）
募集方法	新築募集（抽選方式）	あき家先着順募集	あき家先着順募集
制度概要	当選倍率を通常の区分と比べて５倍に優遇	高齢者世帯等のみが申込みできる優先期間（募集公開開始から７日間）を設定	子育て世帯等のみが申込みできる優先期間（募集公開開始から７日間）を設定
対象住宅	建替え後の新築住宅で居室が２室以上ある住戸	エレベーターが設置されていない住宅の１階または２階の住戸	区内に所在し、区立の小・中学校や公園等が近隣にあるなど子育てに適した環境にある住宅で居室が２室以上ある住戸
対象世帯	・小学校修了前の子と同居し、かつ扶養している世帯 ・満20歳未満の子と同居し、かつ扶養している方で配偶者がいない世帯 ・妊娠している方がいる世帯	・65歳以上の高齢者がいる世帯 ・心身障がい者がいる世帯 ・長期疾病等による歩行困難者がいる世帯 ・妊娠している方がいる世帯 ・5歳未満の幼児がいる世帯	・小学校修了前の子と同居し、かつ扶養している世帯 ・満18歳未満の子2人以上と同居し、かつ扶養している世帯 ・満20歳未満の子と同居し、かつ扶養している方で配偶者がいない世帯 ・妊娠している方がいる世帯 ・65歳以上の高齢者がいる世帯 ・心身障がい者がいる世帯
実績 （平成26年度）	対象住戸246戸、対象世帯からの応募441件、うち154件当選	対象住戸471戸、 制度適用による成約149件	対象住戸785戸、 制度適用による成約181件

◆　東京都居住支援協議会においては、区市独自の取組や、構成員や関係団体等が行う支援制度を積極的に情報提供することで、積極的な活用を促し、居住安定確保に資する取組を促進していく必要がある。

3　今後の取組みの方向性について

東京都居住支援協議会のこれまでの取組み等を踏まえ、今後の取組みの方向性を以下に示す。

○　区市町村による居住支援協議会の更なる設立促進

・セミナーの開催、全国の居住支援協議会の取組みに関する情報提供、活動費補助等により区市町村による居住支援協議会の更なる設立促進

○　区市町村による居住支援協議会の活動支援

・住宅相談や生活相談など住宅確保要配慮者の多様な相談をワンストップで受け止め、関係部門に速やかに取次ぎ、課題解決につなげる機能等の充実

・家賃債務保証・保険、見守り、残存家具片付け等の入居支援・生活支援制度・サービス等の普及促進

・居住支援協議会の構成員及び関係団体が入居支援や生活支援を連携して行う取組みの促進

・区市町村担当者（特に福祉の窓口部門）や地域の不動産事業者に対する住宅情報や入居支援・生活支援制度・サービス等の適切な情報提供

・空き家を利活用した、住宅確保要配慮者向け住まいや居住支援団体向け活動の場の確保支援

・入居支援や生活支援を行う居住支援団体等の情報提供や活動支援

（参考）

○　都内居住支援協議会設立状況

既に設置済

・江東区（平成２３年９月）
・豊島区（平成２４年７月）
・板橋区（平成２５年７月）
・東京都（平成２６年６月）
・調布市（平成２７年１２月）
・八王子市（平成２８年２月）

平成２８年度に設立予定

・千代田区
・世田谷区
・杉並区
・日野市